

長泉町地域防災計画

令和6年2月

長泉町防災会議

令和6年2月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

本編

令和 6 年 2 月

長泉町防災会議

<各編の目次>

1 共通対策編

第1章 総則	共通-	1
第2章 災害予防計画	共通-	12
第3章 災害応急対策計画	共通-	43
第4章 災害復旧計画	共通-	136

2 地震対策編

第1章 総則	地震-	1
第2章 平常時対策	地震-	32
第3章 地震防災施設緊急整備計画	地震-	48
第4章 地震防災応急対策（発災前の対策を含む）	地震-	54
第5章 災害応急対策	地震-	62
第6章 復旧・復興対策	地震-	73
別紙 南海トラフ地震臨時情報への対応	地震-	90

3 風水害対策編

第1章 総則	風水害-	1
第2章 災害予防計画	風水害-	4
第3章 災害応急対策計画（水防計画）	風水害-	15

4 火山災害対策編

富士山の火山防災計画

第1章 総則	火山-	1
第2章 災害予防計画（平常時対策）	火山-	11
第3章 災害応急対策計画	火山-	19

5 大火災対策編

I 大火災対策計画

第1章 総則	大火災-	1
第2章 災害予防計画	大火災-	4
第3章 災害応急対策計画	大火災-	6
第4章 災害復旧計画	大火災-	8

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総則	大火災-	9
第 2 章 災害予防計画	大火災-	1 1
第 3 章 災害応急対策計画	大火災-	1 6
第 4 章 災害復旧計画	大火災-	1 7

6 大規模事故対策編

Ⅰ 道路事故対策計画

第 1 章 総則	大事故-	2
第 2 章 災害予防計画	大事故-	2
第 3 章 災害応急対策計画	大事故-	2
第 4 章 災害復旧計画	大事故-	2

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第 1 章 総則	大事故-	3
第 2 章 災害予防計画	大事故-	3
第 3 章 災害応急対策計画	大事故-	3

Ⅲ 航空機事故対策計画

第 1 章 総則	大事故-	4
第 2 章 災害予防計画	大事故-	4
第 3 章 災害応急対策計画	大事故-	4

長泉町地域防災計画

共通対策編

令和6年2月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

総 則	頁
第 1 章 総則	1
第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 2 節 町の自然的条件	9
第 3 節 町の社会条件	10
第 4 節 予想される災害と地域	10

発 災 前	頁
第 2 章 災害予防計画	12
第 1 節 通信施設等整備改良計画	12
第 2 節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画	14
第 3 節 道路鉄道等災害防止計画	15
第 4 節 防災知識の普及計画	16
第 5 節 防災のための調査研究	19
第 6 節 住民の避難体制	20
第 7 節 防災訓練	25
第 8 節 自主防災組織の育成	26
第 9 節 事業所等の自主的な防災活動	32
第 10 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	33
第 11 節 ボランティア活動に関する計画	33
第 12 節 要配慮者支援計画	34
第 13 節 救助・救急活動に関する計画	38
第 14 節 応急住宅・災害廃棄物処理	38
第 15 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	39
第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画	40
第 17 節 業務継続に関する計画	41
第 18 節 複合災害対策及び連続災害対策	41
第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	41
第 20 節 災害に強いまちづくり	42
第 21 節 備蓄計画	42

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	43
第1節 総則	43
第2節 組織計画	46
第3節 応援・受援計画	48
第4節 通信情報計画	51
第5節 災害広報計画	56
第6節 災害救助法の適用計画	57
第7節 避難救出計画	60
第8節 愛玩動物救護計画	73
第9節 食料供給計画	74
第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	76
第11節 給水計画	79
第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	81
第13節 医療・助産計画	86
第14節 防疫計画	90
第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画	91
第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画	94
第17節 障害物除去計画	97
第18節 社会秩序維持計画	98
第19節 輸送計画	98
第20節 交通応急対策計画	101
第21節 応急教育計画	107
第22節 社会福祉計画	109
第23節 県警察災害警備計画	111
第24節 消防計画	112
第25節 応援協力計画	115
第26節 ボランティア活動支援計画	117
第27節 自衛隊派遣要請計画	118
第28節 電力施設災害応急対策計画	120
第29節 ガス災害応急対策計画	120
第30節 下水道災害応急対策計画	122
第31節 突発的災害に係る応急対策計画	122
第32節 被害調査計画	125
第33節 応急保育計画	125
第34節 公共土木施設応急対策計画	126
第35節 建造物応急対策計画	126

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	134
第1節 災害復旧計画	134
第2節 激甚災害の指定	135
第3節 被災者の生活再建支援	135
第4節 風評被害の影響の軽減	138

第 1 章 総 則

この計画は災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、長泉町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するため、長泉町の地域にかかる防災対策の大綱を定めるものとする。

長泉町地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共通対策編	・災害時の共通対策について定める。
2 地震対策編	・地震による災害対策について定める。
3 風水害対策編	・風水害による災害対策について定める。
4 火山災害対策編	・富士山の火山活動等による災害対策について定める。
5 大火災対策編	・大火災による災害対策について定める。
6 大規模事故対策編	・道路、鉄道、航空機の事故による災害対策について定める。
7 資料編	・災害対策に関する各種資料を掲載する。

第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災対法第 42 条第 2 項第 1 号の規定により、長泉町及び行政区域内の指定地方行政機関及び防災関係各機関その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて長泉町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

資料 1 長泉町行政組織

1 町

処理すべき事務又は業務
(1) 長泉町防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備及び点検
(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
(6) 消防、水防その他の応急措置
(7) 警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示
(8) 情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 被災者の救難、救助その他保護
(10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 緊急輸送の確保
(13) 災害復旧の実施
(14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
(2) 市町及び指定公共機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（裾野警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
(2) 犯罪の予防、交通規制、災害地における社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所沼津出張所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局 （沼津労働基準監督署）	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

国土地理院中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給 対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 (静岡県拠点)	食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策にすること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事業を行う。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

	イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興

気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、地道及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
日本郵便株式会社 東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

東海旅客鉄道株式会社静岡支社 (下土狩駅・長泉なめり駅・三島駅)、日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧 ク 被災施設の調査及び復旧
西日本電信電話株式会社(沼津支店) 株式会社 NTT ドコモ東海支社	ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 公衆電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本赤十字社静岡県支部 (駿東郡長泉町分区)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
東京電力パワーグリッド株式会社 (静岡総支社)	ア 電力供給施設の防災対策 イ 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用した広報 オ 被災施設の調査及び復旧
日本放送協会 (静岡放送局、東部報道室)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 (沼津工事事務所)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

日本通運株式会社（沼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
KDDI株式会社（静岡支店） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

6 指定地方公共機関

区分	内容
静岡ガス株式会社（東部支社）	ア ガス供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 要に応じて代替燃料の供給 オ 害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力

一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者※等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

※要配慮者・・・高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

7 自衛隊

陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
--------------	--

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

区分	内容
長泉町消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業
沼津医師会等（長泉町医師クラブ・駿東歯科医師会長泉支部）	医療救護施設等における医療救護活動の実施
長泉町商工会	ア 長泉町が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力
J Aふじ伊豆長泉支店（東部営農センター）	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害対策についての指導
長泉地区建設事業協同組合	災害時における応急復旧対策についての協力
駿東地区建設業協会の会	災害時における応急復旧対策についての協力
長泉町自主防災会	ア 長泉町の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の伝達、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
長泉町交通指導員会	災害時緊急交通路確保の応援
防災上重要な施設の管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第2節 町の自然的条件

1 位置及び境域

○本町は静岡県東部、駿東郡の南部に位置し、東西を三島市、沼津市に、南北を清水町、裾野市に境を接した細長い形をなしている。

○面積は 26.63km²、東経 138 度 54 分、北緯 35 度 08 分の位置にある。

(令和 5 年 4 月現在)

東西	南北	面積	人口	世帯数
約 3.5km	約 12km	約 26.63 km ²	43,268 人	18,714 世帯

2 地形の概要

○標高 1,360mの愛鷹山頂より森林地帯を経て畑地が次第に広がり、東南部の水田地帯は工場、住宅地に変ぼうしている。

○町のほぼ中央は黄瀬川が流れ、愛鷹山より発する桃沢川を合して狩野川に合流している。

3 地質の概要

○本町の地質は、北部は愛鷹山火山、箱根山火山の溶岩、ロームから成り、黄瀬川、桃沢川沿い及び南部は礫、砂礫質地盤、砂質地盤及び泥砂礫質地盤から成っている。

4 気候

○本町は、静岡県の東部に位置し、年平均気温約 17℃の気候温暖で静かな町である。

第3節 町の社会条件

○本町は、静岡市から約 50 km、東京から約 100 kmに位置し、これらの都市へもJR東海道新幹線三島駅や東名高速道路沼津IC、新東名高速道路長泉沼津ICなど、恵まれた高速広域交通網の利用により、短時間に行くことができる。

○特に、高度成長期には、豊富な地下水と東海道新幹線三島駅、東名高速道路沼津ICや裾野IC、国道 246 号などの主要交通網に恵まれた立地条件を生かし工場進出が進み、農業を中心とする産業構造から工業を中心とする町へと姿を変えた。

○デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 地震

○昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号をもって大規模地震対策特別措置法が制定され、地震防災対策強化地域に指定された。当町は地震災害については過去に大きな被害を受けていないが、現在予想される東海地震対策等については別途地震対策編による。

2 風水害

○町内の主要河川は黄瀬川、桃沢川、梅ノ木沢川及び谷津川の 4 河川であり、護岸整備を計画的に進めている。被害は中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

○しかし災害はあくまで予想できない事態により発生するものであって、大河川においても災害発生の要素をもっており、社会開発の進展に伴い、新しい災害の発生が予想される。

○季節的には 6、7 月の梅雨期に前線活動が活発になり、大雨に見舞われることがある。また 8、9 月にかけては台風の接近又は上陸に伴い暴風雨、豪雨による災害が予想される。

3 高潮・高波

○本町は海に面していないことから高潮・高波の被害を受ける可能性は低い。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

○当町の北部には急傾斜地崩壊危険箇所が 27 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 3 箇所指定されており、降雨時、地震時にはこれらの地域に被害が発生し、町民の人命が脅かされる恐れがある。

資料編 85 長泉町防災地図（ハザードマップ）

5 火山噴火

○「火山活動」とそれに伴う現象については、山頂からの噴火や山腹からの噴火があり、噴火の形態としては、溶岩の流出や火山灰の噴出、水蒸気爆発、火砕流、泥流等などがあって、それに伴う災害の形態も多岐にわたる。

○富士山では、2000（平成 12）年 10 月から 2001（平成 13）年 5 月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

6 火災・爆発

○町民の防災意識の高揚により火災の件数は微増で、生活様式の多様化、危険物の保有施設の増加及び中高層建築物の急増により火災の様相も複雑多様化している。また下土狩駅周辺は木造建物が密集しており、一旦火災が発生すると大火災となる危険性を十分に内包している。

○当町の家庭燃料はプロパンガスや都市ガスが主体であるが、これに起因する災害の発生が予想される。

7 事故

○当町は交通量の多い幹線道路の東名高速道路や新東名高速道路、国道 246 号、県道沼津小山線、三島富士線、また東海道新幹線、東海道本線、御殿場線等の鉄道が通っており、大規模な交通・鉄道災害が発生する可能性も考えられる。

8 複合災害・連続災害

○1 つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

○過去には、宝永 4 年（1707 年）10 月 28 日に宝永地震（マグニチュード 8.6）が発生し、49 日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第 2 章 災害予防計画

この計画は、防災に関する調査研究、危険地域の解消及び防災訓練の実施等平素から災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害を最小限にとどめるために必要な事業の実施について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第 1 節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するための重要な業務であり、災害時にその機能を有効に発揮できるように、これらの施設の整備点検を図るとともに、設備の充実を図ることや、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を目的とする。

区 分	内 容	
無線通信施設の現況	県防災行政無線（役場庁舎別館 3 階地域防災課）	ア 地上系 1 式 イ 衛星系 1 式
	同時通報用無線	ア 親局 1 局 イ 子局 47 局 ウ 戸別受信機 350 台 資料 2 長泉町防災行政無線 資料 4 拡声子局一覧表
無線通信施設の現況	デジタル地域防災無線	ア 基地局 1 局 イ 半固定局 29 局 ウ 統制台 3 局 エ 携帯局 76 局 オ 車載局 8 局 資料 3 長泉町地域防災無線系統図
	移動系無線 （防災行政無線）	ア 車載局 1 基 イ 携帯局 5 局
通信施設整備計画	・災害時における情報収集の迅速化を図るため、同時通報用無線、デジタル地域防災無線、町防災行政無線、消防無線等の充実を図るとともに、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 ・また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県	

	防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。
気象観測機の整備	・台風、集中豪雨は局部的に大雨を降らせるので、役場庁舎に気象観測機（雨量計、風向・風速計、気圧計等）、塵芥焼却場及び桃沢野外活動センターに雨量計を整備し、水害が予想される時は河川の上流地域（御殿場市、裾野市）と密に連絡をとり、災害を未然に防止するよう努める。 ・また、役場別館 3 階地域防災課及び消防署通信室に設置の端末から必要に応じ、雨量・水位テレメータなどの情報を収集する。
通信設備の防災対策	・指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。
防災関係機関等相互間の通信手段	・地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 ・フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。
被災者等への情報伝達手段の整備	・町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
障害のある方への情報伝達体制の整備	・県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 防災ヘリコプターの配備

県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。

区 分	内 容
機 能	レオナルド式 AW139 型
座席数	14 席
全備重量	6,400 kg
巡航速度	278km/h
特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ

なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、町は確実に使用ができるように努めるものとする。

2 応急活動のための資材、機材の整備計画

応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
水防資材	杭木、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、シャベル、ツルハシ、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命網、空俵等
救助用資材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命胴衣、携帯用無線、医療セット等
給水用資材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
排土作業用資材	シャベル、ツルハシ、鋸、その他
その他	天幕、折りたたみ式寝台、地下足袋、長靴、簡易トイレ等

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

区 分	内 容
道路交通の 災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄道の 災害予防計画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア 安全施設等の整備 ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を促進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の中止等 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

○地震等による被害を最小限にとどめるため、職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

○また、災害対策関係職員及び町内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
町	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 ・専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及の方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
視聴覚による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに住民に対し、映画、スライド、講演会等を開催するほか、広報ながいすみ等により防災知識の普及を図る。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する事項 (2) 防災の一般的知識 (3) 長泉町地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 - ア 災害情報等の聴取方法 - イ 停電時の心構え - ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等に避難した場合の町への報告の徹底 - エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 - オ 避難所の適正な運営 - カ その他災害の態様に応じ、とるべき手段、方法等 - キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について - ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	--

3 職員に対する防災教育

気象、水防の知識、町の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の要請及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

4 町の実施事項

○町長は、職員が地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

○町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

○啓発内容については、概ね県の例による。

5 防災関係機関

○東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

町は、長泉町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
(1) 町の地形、地質的素因が自然災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。	
(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討するとともに、浸水想定区域図を作成し、今後の防災対策の資料とする。	
(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。	
(4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。	
(5) 要防災の程度を区分する。	
(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。	
ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。	
こうした防災基礎調査の活用は従来、とかくおざなりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。この点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める	
イ 県下におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い、都市中心部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきた。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。	
(7) 要防災地域の防災パトロールの実施	
危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。	

2 災害発生状況調査

区 分	内 容
地 震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
火 山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所（以下「避難所」という。）を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- ② 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は、感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用するとともに、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- ⑤ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2 次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知

するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

- ・町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「長泉町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- ・2次的避難所は、町の用意した避難所に避難したもののうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・町は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・町は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、避難者が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した

避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成・訓練実施を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・

施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

- 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、町の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合において災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に災対法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、町は、総合防災訓練を行うものとする。 (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 避難所運営 (11) 給水・炊出し (12) 応急復旧 (13) 遺体措置 ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者等に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
防災関係者等の訓練実施	災害対策本部員をはじめとする防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。
救助・救急関係機関の連携	町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

非常無線通信訓練	災害時において、災害地から県災害対策本部及び東部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発進が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認められるとき、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・その場合、禁止、又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した表示を設置する。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端にまで十分即応できない事態が予測される。

このような事態において被害の防止及び軽減を図るためには地域住民の自らの防災活動が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域の実情に応じた自主防災会の活性化を積極的に推進する。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	区単位の組織とし、防災役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。
編 成	本部組織として消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、給食・給水班等をおき、必要に応じて下部組織をおく。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所 の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、安否情報の確認、消火、救出救助、 応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

実施主体	内 容
町	区毎に地域住民で構成する自主防災組織に対し、自主防災会の活動を説明し、 定期的に研修会を開催し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育 成を指導するとともに防災資機材等の整備について助成を行い、地域の災害リス クに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施 するよう指導する。さらに、地域防災対策委員を委嘱して、自主防災組織の活性 化等防災対策事業の推進を図る。

3 研修会等の開催

○町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、
自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参
画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 資機材の整備

○町は、自主防災会が災害時に活動するために必要な資機材の整備を実施する。当面は可搬式ポ
ンプ、ろ水機の整備を実施する。

5 町民の果たすべき役割

○地震等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。

○町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の
事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必
要がある。

区 分	内 容
平常時からの 実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、 家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

	カ 石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 自動車へのこまめな満タン給油 シ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震 臨時情報発表時 の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心としておおむね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の 実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

○自主防災組織は、町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内に

災組織内での活動	おいても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	- 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 - 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	- 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 - この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町等と有機的な連携をとるものとする。 - また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 ア 安否情報確認訓練 イ 情報の収集及び伝達の訓練 ウ 出火防止及び初期消火の訓練 エ 避難訓練 オ 救出及び救護の訓練

	力 吹き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

資料 91 避難所運営基本マニュアル

7 町の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災に関する意識の高揚	町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。
組織活動の促進	町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。
南部地区センターの活用	町は南部地区センターに、コミュニティ防災センターとしての機能を持たせ、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、福祉避難所として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。
地域防災対策委員	対策委員は、自主防災会への助言・指導、地域の優良事例などの情報提供、提言等により、自主防災会活性化のための業務を推進する。
自主防災会への助成	自主防災会の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

8 自主防災組織と消防団との連携

○消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

- 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	- ア 防災訓練 - イ 従業員等の防災教育 - ウ 情報の収集、伝達体制の確立 - エ 火災その他災害予防対策 - オ 避難対策の確立 - カ 救出及び応急救護等 - キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 - ク 施設及び設備の耐震性の確保 - ケ 予想被害からの復旧計画策定 - コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	・町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 ・町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・町及び商工会、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の運用に努めるものとする。
事業継続計画（BCP）の取組	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事

	業所において災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。
--	---

第 10 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 11 節 ボランティア活動に関する計画

県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	・町は、社会福祉法人長泉町社会福祉協議会及び長泉町ボランティア連絡協議会と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 ・また、町は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 ・県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。 ・町は災害ボランティアセンターの設置予定場所を町地域防災計画に明記するよう努める。

第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、傷病者、妊産婦及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

区 分	内 容
要配慮者の支援体制	・町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 ・また、本人の同意を得て要配慮者を対象とした登録台帳を整備し、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、ボランティア等福祉関係者に公表することで、災害時における避難支援に役立てるものとする。
災害時における対策	・要配慮者に関しては、十分な対応を実施すべく、避難誘導・搬送・介護に関するマニュアルを作成し、被災状況下での生活の確保に努めるものとする。 ・また、いずみの郷及び南部地区センターを要配慮者対策の拠点とする。 ・また、町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報の伝達の体制の整備を図るものとする。
外国人対策	外国人は一般的に地理に不案内であり、言葉の問題もあり、平常時、災害時を問わず、防災に関する情報を十分に得られない。このため、以下の項目について検討し、外国人対策の充実を図る必要がある。 (1) 外国人に対する啓発 ア 外国語の防災広報 イ 合同訓練の実施
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	・町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 ・町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 ・町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災

	等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 • 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 • 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 • 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、NPO、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 • 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 • 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 • 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 • 県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提
--	--

		示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。
避難行動要支援者名簿	避難支援等関係者となる者	- 消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者等の日常から避難行動要支援者と関わる者。 - 高齢者や障害者等。
避難行動要支援者名簿	掲載する者の範囲	- 生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者 - ア 介護認定において要介護３以上の判定を受けている者 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の１～４級に該当するもの - ウ 療育手帳の交付を受けている者 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 - オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にあるもの - カ 町の生活支援を受けている難病患者 - キ 前各号に準ずる状態にある者
	必要な個人情報及びその入手方法	(１) 町内部での情報の集約 町は名簿作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。 (２) 県等からの情報の取得 難病患者に係わる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。
	更新に関する事項	避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
	情報漏えいを防止するための措置	(１) 避難行動支援者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。 - ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと - イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること - ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること - エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと - オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定する

	(2) 町は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。 ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること
要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。 ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること
避難支援等関係者等の安全確保	町は、避難支援者等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援者等関係者等の安全確保に十分配慮する。 その際、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。
防災訓練	町は、県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	町は、県と連携し日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	町は、県と連携し要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
観光客の安全確保	町は、県及び関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第 13 節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の整備	県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。
保健医療福祉調整本部の総合調整	県及び町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第 14 節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型 応急住宅	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型 応急住宅	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			- 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 - 町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 - 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第 15 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
町	- 町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 - 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
重要施設の管理者	- 町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 - 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 - 町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 - 町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	- 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画し、体制を整備しておくものとする。 - ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 - 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 - 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 - 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能

	を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
--	--

第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	・町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 - ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 - イ 応援協定の締結 - ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	・町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第 17 節 業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	・ 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 ・ 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	・ 町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 ・ 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・ 電気・水・食料等の確保 ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・ 重要な行政データのバックアップ ・ 非常時優先業務の整理

第 18 節 複合災害対策及び連続災害対策

○町及び防災関係機関は、地震、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

○町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

○町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

○町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

○町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

○町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

○町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

○県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

○町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第21節 備蓄計画

災害の発生により被災した町民のために、食料等の生活必需品の備蓄が必要である。現在、町役場、消防庁舎、小中学校等に防災倉庫を設置し、防災資機材を備蓄している。自主防災組織に対しては、防災倉庫に資機材を支給し備蓄している。備蓄品に関しては、万全の管理を行い、保存期限等のあるものは適宜、更新を行うものとする。

資料 95 町有防災資機材一覧表

第 3 章 災害応急対策計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎょし又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために、防災関係機関の協力を得て町が行うべき実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

町が実施する措置
(1) 災対法第 5 条の規定に基づく市町村の責務の遂行
(2) 災対法第 62 条の規定に基づく市町村の応急措置
(3) 災対法第 67 条の規定に基づく他の市町村長等に対する応援の要求
(4) 災対法第 68 条の規定に基づく都道府県知事等に対する応援の要求等
(5) 災対法第 68 条の 2 の規定に基づく災害派遣要求
(6) 災対法第 73 条の規定に基づく都道府県知事による応急措置の代行

第 1 節 総則

1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

○災対法第 42 条（市町村地域防災計画）では、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の計画にあるため、町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 町が行う措置

○災対法第 50 条（災害応急対策及び実施責任）の規定に基づき、町が行う応急措置はおおむね次のとおりとする。

町が行う措置
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 町の管理する施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 河川法第 22 条の規定に基づく洪水防ぎょ（土地、土砂、立木の使用等）
(10) 水防法に基づく水防応急対策の実施
(11) 道路法第 68 条の規定に基づく措置（非常災害時における土地の一時使用等）
(12) 土地改良法 120 条の規定に基づく措置（急迫の災害を防ぐための土地の一時使用等）

- (13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 29 条の規定に基づき措置（土砂災害緊急情報の周知等）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置。

3 防災業務計画と町地域防災計画との関係

○町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容を省き、分担する基本的事項のみとする。

4 非常災害対策本部との関係

○非常災害の発生により法第 24 条（非常災害対策本部の設置）又は法第 28 条の 2（緊急災害対策本部の設置）の規定に基づき、内閣府に非常緊急災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常 緊急 災害対策本部 長の指示を受けるものとする。

5 計画実施上の留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	災対法第 10 条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づき処理するものとするが災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図るものとする。
相互協力	・ 防災に関する事務業務の実施にあたっては、災対法第 4 条（県の責務）、第 5 条（町の責務）、第 6 条（指定公共機関および地方公共機関の責務）、第 7 条（住民の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務）等を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・ この計画の運用についても関係機関はもとより、公共団体、個人を含め、相互協力のもとに処理することとし、関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待するものである。 ・ 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ・ ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町は、県、ライフライン事業者等とともに、関係する省庁と連携して、合同会

	議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
町長の配慮すべき事項	(1) 町長の要請 - 町長は、地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県、その他関係機関の応援実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 - 要請連絡は電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり事後正式書面により処理するものとする。 (2) 関係者への周知徹底 - 町長はこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう、町内に所在する施設の管理者又は物資の販売業者に対し、災害時の相互協力について、十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
意思決定権限の明確化	災害時において円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅延を防ぐため、意思決定権を持った職員の参集遅延または参集不能に備えて、あらかじめ意思決定権限について定める。 ①長泉町災害対策本部の職務代理者の順序（町長不在の代行順序） 第1：副町長 第2：教育長
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾にあたっては、災害時は特に混乱しやすく、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるため町、関係機関及び業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないように留意するものとする。 ア 機関名 イ 所属部課名 ウ 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

知事による応急措置の代行	災対法第 73 条（知事による応急措置の代行）に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、本計画の定めるところによる。
経費負担	・災害応急対策に要する経費については、災対法第 91 条（災害予防等に対する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第 2 節 組織計画

町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

組織名等	概 要
長泉町防災会議	・編成は、長泉町防災会議条例の定めるところによる。 ・設置基準は、 （ア）大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、町長がその対策を必要と認めるとき。 （イ）災害救助法による援助を適用する被害が発生したとき。 資料 5 長泉町防災会議条例 ・運営は、長泉町防災会議条例及び長泉町防災会議運営規則の定めるところによる。 資料 6 長泉町防災会議運営規則
事前配備体制	災害発生が予想される場合は、緊急配備体制連絡表に基づき、事前配備体制を取るものとする。ただし災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
長泉町災害対策本部	・編成は、長泉町災害対策本部の編成は下記による。 資料 7 長泉町災害対策本部編成図 ・設置基準 ・運営は、長泉町災害対策本部条例及び長泉町災害対策本部運営規則の定めるところによる。 資料 8 長泉町災害対策本部条例 資料 9 長泉町災害対策本部運営規則

	・所掌事務は、長泉町災害対策本部の各班の事務分掌による。 資料 10 長泉町災害対策本部事務分掌
長泉町水防本部	水防本部の組織に関し、必要な事項は「風水害対策編 第3章 災害応急対策計画（水防計画）」の定めによるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。 資料 11 長泉町水防本部組織表

2 配備体制

長泉町災害対策本部運営規則第7条による配備体制は次のとおりとする。

(1) 大雨、台風等の配備体制

区分	配備体制	配備基準	動員区分
災害対策本部設置前	第1次配備体制	各所属で警戒活動にあたりとともに、情報収集、連絡活動を実施し、状況により速やかに第2次配備体制へ移行できる体制	・総務部長、都市環境部長、長泉消防署長 ・地域防災課長、行政課長、建設計画課長、工事管理課長、産業振興課長 ・地域防災課員、情報戦略室員（広報担当）、建設計画課員、工事管理課員、産業振興課員、長泉消防署職員
	第2次配備体制	被災情報の収集及び応急対策を実施するとともに、状況により速やかに災害対策本部を設置できる体制	・町長 ・副町長、教育長 ・総務部長、都市環境部長、住民福祉部長、教育部長、長泉消防署長 ・地域防災課長、行政課長、建設計画課長、工事管理課長、産業振興課長 ・地域防災課員、情報戦略室員（広報担当）、建設計画課員、工事管理課員、産業振興課員、長泉消防署職員 ・消防団長、消防団員
災害対策本部設置後	第3次配備体制	被災情報の収集および応急対策の実施関係機関との連絡調整	第2次配備体制に以下の職員を加える ・本部室全員 ・必要に応じ、広域避難地及び救護所職員
	非常救助体制	全動員による完全な救助体制	・本部員全員

(2) 不測の事態による災害の配備体制

区分	配備体制	配備基準	動員区分
災害対策本部設置前	第1次配備体制	情報収集、連絡活動を実施し、状況により速やかに第2次配備体制へ移行できる体制	・総務部長、長泉消防署長 ・地域防災課長 ・地域防災課員、長泉消防署職員
	第2次配備体制	被災情報の収集及び応急対策を実施するとともに、状況により速やかに災害対策本部を設置できる体制	・町長 ・副町長、教育長 ・総務部長、長泉消防署長 ・地域防災課長 ・地域防災課員、長泉消防署職員 ・消防団長、消防団員 - 必要に応じ関係部課長
災害対策本部設置後	第3次配備体制	被災情報の収集及び応急対策の実施 関係機関との連絡調整	第2次配備体制に以下の職員を加える ・本部室全員 ・必要に応じ、広域避難地及び救護所職員
	非常救助体制	全職員による完全な救助体制	・本部員全員

第3節 応援・受援計画

町長が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法等を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 実施方法

区 分	内 容
町職員の応援	職員の動員に関する非常連絡体制の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、おおむね次のとおり措置するものとする。 また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 ア 動員は、町長の命により総務班長が行い、動員の状況を町長に報告する。

	イ 各班長は、各班の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。 ウ 動員は、デジタル地域防災無線及び電話等により行うものとする。 エ 動員について、各班に調整がある場合は、町長が行うものとする。 資料 12 職員動員伝達連絡伝達系統図	
消防署の動員要請	消防職員の動員要請は、長泉消防署長に対して行う。	
消防団員の 応援動員要請	応援動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。	
警察官の応援動員 要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、裾野警察署長に対し出動を要請する。	
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣要請に関する事項は「第 27 節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。	
医療助産関係者の 応援動員要請 (従事命令を含む)	医師、薬剤師及び看護師の応援動員に対し必要な事項は「第 13 節 医療・助産計画」の定めるところによるものとする。	
輸送業者、大工、左官、 土木業者等の応援動員 (従事命令を含む)	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、動員対象業者又は個人に直接、若しくは業者の所属する業者組合等に対して行う。	
町	知事等に対する 応援要請等	町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
	他の市町長に対する 応援要請	- 町長は、地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 「消防組織法」第 39 条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

町	県から町に対する 応援	・知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 ・知事は町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し次の事項を示して町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
関係機関等への 協力要請	(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 (2) 災対法第 30 条の規定に基づき、知事に対し次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 (3) 災対法第 68 条の規定に基づき、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に対し必要な事項	

	(4) 災対法第 67 条の規定に基づき、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に対し必要な事項
動員中の指揮系統	動員中の指揮系統は町長の下におくものとし、それによることが不可能又は困難の場合、若しくは適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。
受入体制の確立	・町はすべての応援動員者の作業が効率的に行われるように受入体制に支障のないよう措置するものとする。 ・動員により応援を受けた場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ・町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 ・町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第 4 節 通信情報計画

町、県並びに防災関係機関との通信系統及び町の実施すべき事項を明らかにして、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特異である場合には、当面「第 31 節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

1 気象予報、警報等伝達体制及び周知方法

区 分	内 容
気象予報、警報等伝達体制及び周知方法	町は、気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同時通報用無線、FMコミュニティ放送、広報車等により住民に周知するものとする。町民への伝達は同時通報用無線、広報車等により伝

	達するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。
水防予警報の収集及び伝達	「風水害対策編 第3章 災害応急対策計画（水防計画）」の定めるところによる。
被害状況等の報告	ア 町長に対する報告 関係町職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して町長に報告するものとする。 イ 裾野警察署長は、災害情報を町長に報告する。
知事に対する報告等	ア 被害速報（随時） - 町長は、被害が発生したときから応急措置が完了するまで、「被害程度の認定基準」に基づき、「被害速報（随時）」により、東部方面本部長（東部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。また、町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、東部方面本部長（東部地域局長）に報告する。 - 東部方面本部長（東部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び東部方面本部長（東部地域局長）にも報告する。 資料 13 被害程度の認定基準 資料 14 被害速報（随時） イ 定時報告 町長は、定められた時間に東部方面本部長（東部地域長）に定時報告をする。町長は、可能な限り最新の被害状況を、「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。 資料 15 災害定時及び確定報告書 ウ 確定報告 町長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により東部方面本部長（東部地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。 エ 知事に対する要請 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
内閣総理大臣に対する報告	ア 災対法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、下記のいずれかである。 ①県が災害対策本部を設置した災害

	②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ③①又は②に定める災害になるおそれのある災害 イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者等）の判明又は災害等の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。 町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行う。内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、平成 7 年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報されることとなっている。 ウ 報告は次の基準に該当するものとする。 a 災害救助法の適用基準に合致するもの b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの c 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要が認められるもの f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの
長泉町防災会議への報告	必要に応じて被害状況および応急対策等の措置について、長泉町防災会議に報告するものとする。

2 防災関係機関

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の収集及び伝達	災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
災害応急対策に関	・被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。

する情報の収集及び伝達	・「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 災害応急対策実施状況
情報収集	災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
相互の連携体制の構築	町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム）及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）に集約できるよう努めるものとする。

3 通信系統

○情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

○町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

○有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

○有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整える。

○衛星回線の増設の検討を図る。

○同時通報用無線、デジタル地域防災無線、町防災行政無線、消防無線等の充実を図る。

○町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図る。

○災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における情報の収集、又は通報のため町、県、防災関係機関とを結ぶ通信系統は下記による。

資料 16 情報収集・伝達通信系統図

4 通信施設の利用方法

区 分	内 容
同報無線の活用	災害が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、同報無線を活用し、住民等に情報の周知徹底を図る。
無線通信の利用	災害の発生により有線通信回線の利用ができなくなった場合、デジタル地域防災無線、防災行政無線をはじめ、防災関係各機関の無線通信を最大限に活用し、通信連絡体制の確立を図る。

5 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

第5節 災害広報計画

災害時に、一般住民に対し必要な情報を提供し、人心の安定を図るとともに県及び報道機関と協力して広報活動の万全を図ることを目的とする。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受けとることができる体制の整備を図るものとする。

町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画・訓練しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容
広報の内容等	災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。 (1) 気象、地象、水象に関する情報 (2) 道路交通状況 (3) 交通機関の状況 (4) 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み (5) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 (6) その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
報道機関に対する協力	町災害対策本部が報道機関に対して情報を発表する場合は、総務班広報担当がその窓口となり対応するものとする。
広報媒体の活用	・災害対策上必要な事項を町民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を利用して行い、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 ・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。 ・災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。 ア 印刷媒体 (ア) 広報ながいずみ (イ) 災害記録写真等 (ウ) ポスター、チラシ等 イ 視聴覚媒体 (ア) ビデオ (イ) 同時通報用無線（戸別受信機を含む。）、Fネット（ファクシミリ

	通信網サービス) (ウ) テレビ、ラジオ放送 (エ) インターネット (県、町の公式ホームページ、「静岡県 防災」 Twitter、Facebook、LINE 等) ウ 自動車による広報 被災地に対し、現地広報を行う場合には町有車両にて行う。
被災者の安否に関する情報の提供等	町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針に基づき警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

2 外部機関との関係

○広報に関し、外部機関より依頼があった場合、必要な媒体を活用するものとする。

3 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	町がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合及び外部機関からの広報事項を受領した場合の経費は、放送依頼時等において、その都度協議して定める。
報道機関から災害記録を収集する場合	報道機関から災害記録を収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。
報道機関からの災害記録写真の収集	町災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合、報道関係の撮影したものについて提供を依頼することができる。

第6節 災害救助法の適用計画

災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、町において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 町の区域内において、住家が滅失した世帯の数が60世帯以上であるとき。
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、当町の区域内に応じ、前記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。
	(3) 県内の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の

	事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容	
被害世帯の算定	前記2の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア 滅失（全壊・全焼・流失） 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 イ 半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 (ア) 上記ア、イに該当しないものであって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 (イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。	
世帯及び住家の単位	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設計を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
町の報告	町は、当該区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない

4 災害救助法事務

区分	内容
応急救助事務	災害に際し、町内における被害が、前記「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。 ア 避難所の設置及び収容 イ 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産 オ り災者の救出 カ り災者住宅の応急修理 キ 学用品の給与 ク 埋葬 ケ 遺体の搜索 コ 遺体の措置 サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害救助法費用限度額

○費用限度額は、災害救助法施行令の定めるところによる。

資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間

6 災害救助法適用外の災害

○災害救助法が適用されない災害の場合には、被害状況により町長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、高齢者等避難・避難指示の発令、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の発令を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体的安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身的安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警戒級の可能性)※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪	・氾濫注意情報	・ハザードマップ等により自宅・

	水注意報（気象庁が発表）	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難開始（町長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難 立退き避難又は屋内安全確保する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（町長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（町長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※3 ・（大雨特別警報（土砂災害））※3 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとして

		迫) ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）	も身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。
--	--	---	----------------------------------

- 注1 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 注2 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。
- さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構

築に努める。

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。（法第 60 条）。

- b 町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事又はその命を受けた職員は、洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）。
- c 警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第 61 条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第 94 条）。
- e 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条）。
- f 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避

難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

町は県、警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

○法第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により、警察官又は自衛官は町長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、町長はその旨の通知を受けるものとする。

また、町が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 73 条第 1 項の規定により、知事が町長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施することとなっている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。 ・県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。 ・町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。(資料 92) ・町は、区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 ・自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 ・自衛隊の救出活動は「第 27 節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。 ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
--

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

	- 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 - 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 - ア 応援を必要とする理由 - イ 応援を必要とする人員、資機材等 - ウ 応援を必要とする場所 - エ 応援を必要とする期間 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察等と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 <u>要避難地区で避難を要する場合</u> ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 （ア）火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 （イ）自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 （ウ）住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広

	域避難地へ避難する。 (工) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 <u>その他の区域で避難を要する場合</u> 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	- 要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 - ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 - イ 地震等に関する情報の伝達 - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） - エ 必要な応急救護 - オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 - 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

① 町

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数

のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

② 県

町から要請については、県が、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じるとともに、町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を県に共有するよう努めるものとされている。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、町避難所運営基本マニュアルに従い、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- オ 避難行動要支援者への配慮
- カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町は、県及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

資料 91 避難所運営基本マニュアル

5 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 避難所の設置

① 設置基準

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

② 費用の限度

- ・資料 17 のとおり。

③ 実施期間

- ・災害発生の日から7日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 被災者の救出

① 実施基準

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

② 費用の限度

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③ 実施期間

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 町長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 町長の要請事項

- 町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段
	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項(災害発生原因)
	ウ 避難期間	
救出の場合	ア 救出を要する人員	
	イ 周囲の状況(詳細に記入のこと)	
	ウ その他必要事項(災害発生原因)	

- 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 町長の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

③ 広域支援体制の確立

町が被災した場合に、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者が他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県が広域調整を行うなど支援体制の確立を図り、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得る。

町は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、県が行う広域支援に協力する。（若しくは、必要に応じて県に広域支援を要請する。）

8 広域避難・広域一時滞在

- 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告し

た上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分	内 容	
県内市町への避難	町	・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	・ 広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・ 市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難	町	・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	町	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
	飼い主	ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からゲージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	町	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。
 避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項に基づいて食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 - ア 調達又はあっせんを必要とする理由 - イ 必要な食料の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
町民及び自主防災組織	・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 ・自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
食料給与の対象者	- ア 避難所に避難した者 - イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊

	事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等 エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	ア 主食 米、弁当、乾パン、生パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む）
対象経費	ア 主食費 （ア）米穀販売業者、農林水産省農産局長から購入した米穀 （イ）小売業者、産業給食提供業者から購入した弁当等 （ウ）小売業者、製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（釜、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料、アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使いすて食器等の購入費
費用の限度	災害救助法施行令の定めるところによる。 資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間
実施期間	災害発生の日から 7 日以内。ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

3 応急食料調達給与方法

区 分	内 容
応急食料給与方法	ア 実施者 町において炊出し等食料品の給与を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ遺漏なきようにするものとする。 イ 食料給与方法 責任者は応急食品の給与に際して実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。 （ア）配給品目は米穀、主食及び副食とする。 （イ）配給数量は 1 人 1 日 3 食、精米換算 600 g 以内。 ウ 対象者その他

	災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。 エ 炊出しの実施場所 炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び婦人団体等の協力により実施する。
応急食料調達方法	ア 応急食料調達方法 応急食料の調達は原則として町の食料販売業者と協定書を交し、災害時に対処するものとする。 イ 応急食料の輸送措置 調達した応急食料の輸送については、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは「第 19 節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

4 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できないとき

○交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置として、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長含む。）又は、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

5 県の実施事項

区 分	内 容
応急食料の調達あっせん	県指定の調達予定先より調達あっせんを行うものとする。
輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注先業者等において措置できないときは、県地域防災計画における輸送計画に基づき措置するものとする。

第 10 節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、町の実施事項に基づいて、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画書	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
----------	--

実施主体	内 容
町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 - ア 調達又はあっせんを必要とする理由 - イ 必要な物資の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・町は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・町長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 - ア 必要な LP ガスの量 - イ 必要な器具の種類及び個数
町民及び自主防災組織	・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 ・自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。 ・地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分		内 容
衣料、生活必需品等の給与 又は貸与の対象者		住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又は、き損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。
対象品目	被服、寝具、 身のまわり品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LP ガス等

費用の限度	災害救助法施行令の定めるところによる。 資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間
給（貸）与の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。

3 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

区 分		内 容
衣料、生活必需品等調達の 方法	衣料、生活必需品等の調達 方法	衣料、生活必需品等は、町において調達、配分する。費用限度額に基づき、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して町内の業者等と様式による協定書をかわし調達するものとする。なお、町による調達が困難な場合においては県に対し要請するものとする。
	衣料、生活必需品等の輸送 措置	調達した衣料、生活必需品等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、「第 19 節 輸送計画」に基づき、町が措置するものとする。
	集積場所	調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等について、あらかじめ指定する物資集積所へ集積する。
衣料、生活必需品等 給（貸）与の方法	実施者	衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ遺漏なきようにするものとする。
	給（貸）与の 方法	責任者は衣料品、生活必需品等の給（貸）与に際し、県から指示された物資配分計画に基づき、また町において調達した分についても物資配分計画表を作成し実施するものとする。
対象者その他		災害救助法の衣料、生活必需品等給与の実施基準によるものとする。

4 県の実施事項

区 分	内 容
応急食料の調達あっせん	県指定の＜商工会議所等一覧表＞、＜生活必需品等調達設定業者一覧表＞により行うものとする。
輸送方法	・ 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・ 輸送が当該食料発注先業者等において措置できないときは、県地域防災計画における輸送計画に基づき措置するものとする。

第 11 節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するために町、町民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
町	・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 ・町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 - ア 給水を必要とする人員 - イ 給水を必要とする期間及び給水量 - ウ 給水する場所 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 - カ その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
町民及び自主防災組織	・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。	

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者。
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）
実施期間	災害発生の日から 7 日以内とする。 ただし、知事と協議し、必要最低限の期間の延長をすることができる。

3 給水実施方法

区 分	内 容
給水の方法	ア 給水は、上下水道課が給水実施計画を作成し、措置する。 イ 給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に周知するものとする。 ウ 広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に用意した貯水用水槽を使用し、給水の迅速化を図るものとする。
給水の応急復旧	道路決壊、橋梁流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は上下水道課により措置するが、これにより処置できない場合は、水道工事業者により措置するものとする。
その他広報活動	ろ水機を使用する等、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 資料 19 長泉町指定給水装置工事事業者・排水設備指定工事店一覧表

第 12 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅 応急修理計画

町は県と連携し、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住安定を図るため、町の実施事項に基づいて、住家の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第 7 節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容
町	建築物 - 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 - 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等 町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町民	- 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 - 町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1)基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2)町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体 制 の 整 備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応 急 仮 設 住 宅 の 確 保	建設 型 応 急 住 宅 の 建 設 ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 賃 貸 型 応 急 住 宅 の 借 上 げ ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応 急 住 宅 の 入 居 者 の 認 定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
町営住宅等の一時入居	町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

応急住宅の管理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。				
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。				
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	・町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 <table border="1"> <tr> <td> 応急仮設住宅の場合 </td><td> ① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 </td></tr> <tr> <td> 住宅応急修理の場合 </td><td> ① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 </td></tr> </table> ・町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項				
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項				
住居等に流入した土石等障害物の除去	・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無				

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分		内 容
応急仮設住宅設置	実施主体	県。ただし、救助の迅速化を図るため、供与、維持管理、処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」により町長が実施する。
	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることが出来ない者
	規模及び費用の限度	災害救助法施行令の定めるところによる。 資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間
	整備開始期間	災害発生の日から 20 日以内。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
	建設予定地	建設予定地は原則として町有地とする。ただし、町有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と町との賃貸契約（契約期間 2 力年）締結後工事に着手するものとする。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住宅が半焼又は半壊し、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者自らの資力では応急修理することができない者又は大規模補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住宅が半壊した者。
	規模及び費用の限度	資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間
住宅応急修理	修理期間	災害発生の日から 3 か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内
	その他	修理を知事から委任を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。 資料 20 仮設住宅設置場所・必要建設戸数

5 実施の方法

区分	内容
入居者、修理者の選考	ア 住宅の仮設及び入居者の選考は住民福祉班を中心に実施する。 イ 選考事務の公正を期するため必要に応じて、選考委員会を設置し、委員はその都度町長が任命するものとする。 ウ 選考にあたっては、り災者の資力等の条件を十分に調査して、必要に応じて民生委員の意見を聴取するなど公平な選考に努める。

	エ 選考基準 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯 (エ) 特定の資産のない失業者 (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者 (カ) 前各号に準ずる経済的弱者
仮設、修理方法	ア 実施者 住宅の仮設及び応急修理の施行は、建設計画課・工事管理課が担当する。工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。 イ 住宅の規模及び構造等 設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。 ウ 建設資材の輸送措置 調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、「第 19 節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

○関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。

7 要配慮者への配慮

○応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。

○特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

○要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

○応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

○町及び県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

○著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第 17 条の規定は、適用しない。
町の長の措置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 13 節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、町等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ア 町は、医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- イ 町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- ウ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- エ 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- オ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- カ 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設 置	町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設 置	町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点 病院	設 置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。

	・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 - ア 必要な救護班数 - イ 救護班の派遣場所 - ウ その他必要事項(災害発生の原因) ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
町民及び自主防災組織	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする者で、災害のため医療の途を失った者。	
助産を受ける対象者	ア 災害のため助産の途を失った者。 イ 現に助産を要する状態の者。 ウ 災害発生の日以前又は、以後 7 日以内に分べんしたもの。 エ 被災者であると否とを問わない。 オ 本人の経済的能力の如何を問わない。	
医療助産の範囲	医療	ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から 14 日以内。 ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から 7 日以内。 ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

		イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

5 実施方法

災害時の医療活動は、救護班を主体とし、長泉町医師クラブ等の協力を得て実施するものとする。

資料 21 長泉町医師クラブ・駿東歯科医師会長泉支部

区 分	内 容
医療の方法	医療助産は原則として健康増進課（医療救護班）において行うものとする。 ア 救護班の編成等 医療活動を必要とする事態が発生した場合は、長泉町医師クラブ等の協力を得て実施するものとする。 救護班は原則として医師、看護師、補助者をもって構成するものとする。 イ 応援班の派遣要請等 大規模な災害が発生し、医療需要が増大し、救護班編成が困難な場合は県に応援班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。 ウ 救護所の設置 救護所の開設場所は原則として町内各小学校とするが、必要に応じ被災住民の最も利用しやすい安全な公共施設等に救護所を開設し、医療活動を行うものとする。なお救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。
医薬品の確保	医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。町においても、できるかぎりの備蓄を実施する。 資料 22 医療資機材仕様（EM-5）

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第 4 章及び消防法第 17 条の規定は、適用しない。
町の長の措置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 14 節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 実施方法

区 分	内 容
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、衛生担当により次に該当する地域から優先実施するものとする。 ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 集団避難所 ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施方法	ア 床下、庭 消石灰及びクレゾール液、乳散布剤の配布（被災地の自主防災会へ一括搬送し、各家庭へ配付方を依頼するものとする。） イ 汚染した溝、水たまり クレゾール液散布 ウ 汚染した井戸

	次亜塩素酸ナトリウム投入 工 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止 オ その他 適宜必要な措置
--	--

3 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第 15 節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿くみ取り処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町等の実施事項を定め、環境衛生の万全を期することを目的とする。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
町	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量

	イ 処理対象戸数 ウ 町の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 - 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 - 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
町民及び 自主防災 組織	- 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 - 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
町	- 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 - 収集体制を住民に広報する。 - 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 町の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 - 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災 組織	- 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 - 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
町 民	- ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 - 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
町	災害廃棄物処理 対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況

		工 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企 業	・ 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・ 町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
町 民	・ 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
町の長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第 16 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり、既に死亡していると推定されている者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町等の実施事項に基づいて、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について町に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
町	遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

	遺体の処置	町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請	町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
町民及び 自主防災 組織	行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。	

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	費用の限度は、災害救助法施行令の定めるところによる。 資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間

4 実施方法

区 分	内 容
遺体の搜索	遺体の搜索は町職員により、消防団、自衛隊等の協力のもと行うものとし、警察等関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。
遺体を発見したときの措置	ア 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。 イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所へ引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。
遺体措置及び遺体収容	ア 遺体措置は、福祉保険課（住民福祉班）が行う。 イ 安置所は、了解を得て付近の寺院を使用するものとするが、適当な場所がないときは、広場又は避難所等に仮設するものとする。 ウ 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。
埋火葬	ア 火葬は、火葬場において措置する。 イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、町長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5 条第 1 項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 1 4 条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第 17 節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項に基づいて、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているもので自らの資力をもって除去することのできない者。
実施期間	災害発生日から 10 日以内。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	災害救助法施行令の定めるところによる。 資料 17 災害救助法による救助の種類、方法及び期間

2 実施方法

区 分	内 容
障害物除去動員の対象者	町職員、建設業者、自衛隊等を対象とし被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請を要求するものとする。
除去車両の調達	「第 19 節 輸送計画」により措置するものとする。
作業用機械器具の調達	町有の機械器具のほか必要に応じ、建設会社から確保するものとする。 資料 23 保有重機リスト・保有資機材リスト
集積場所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するものとする。

3 県への要請事項

町において作業員等の措置が不可能、又は困難な場合は次の事項を明らかにし、知事に対し要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家戸数 (半壊、床上浸水別)	ウ 除去に必要な期間
イ 除去に必要な人員	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
	オ 集積場所の有無

4 町長の要請に基づく県の実施事項

区 分	内 容
障害物除去要員の動員派遣	要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
機械器具の調達あっせん	県有機械器具、町有機械器具その他
建設業者の協力依頼（従事命令を含む）	協定等に基づく人員・資機材

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

- 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1 町

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	町長は、当該町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するための輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとし、緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊

急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合は事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

2 実施方法

区 分	内 容
町有車両の活用	資料 24 町有車両一覧表
陸上自衛隊の要請	第 27 節 自衛隊派遣要請計画による
鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。
運送業者車両等民間保有営業車の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し「民間車両借上げ計画」により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。
航空機による輸送	災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、町長は知事に対し、自衛隊による空輸について災害派遣要請の要求を行うものとする。
人力による輸送	車両等による輸送が不可能なときは、人力輸送を行うものとする。

3 町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
町	• 町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は町が行うことを原則とする。 • 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 • 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 • 町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ・ 町は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- ・ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ・ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- ・ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ・ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	・ ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	・ 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。 ・ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・ 避難のために車両を使用しないこと。 ・ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制

	が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 （ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 （イ）区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。
--	--

2 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した場合は、非常呼集等により速やかに応急体制を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	- 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 - 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

道路の応急復旧	ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 イ 町長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 町長は、長泉町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合においては、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 ウ 応急復旧・仮設道路の設置 - 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 - 既設道路の全てが損傷し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、町及び県が協議し、実施責任の範囲を定め、所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ 緊急の場合における応急復旧の経費 町長が町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、町がその経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。 ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度町及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

3 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	・県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

	ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区域及び期間を記載した標示を設置しなければならない。 資料 25 災害時における交通規制に係る標示
除去障害物の処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
緊急通行車両の確認	県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両（前記②）の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は、当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。
緊急通行車両の事前届出	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。 資料 26 緊急通行車両についての標章 資料 27 緊急通行車両確認証明書 資料 28 届出済書

交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
----------------------	---

4 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により列車の通行が不能になった場合、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流出等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

5 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

6 交通マネジメント

- 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的とした交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うための、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）について、町が必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注１）「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注２）「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

町立小・中学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容	
災害応急 対策	・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。	
	・計画に定める項目は、次のとおりとする。	
	ア 学校の防災組織と教職員の任務	
	イ 教職員動員計画	
	ウ 情報連絡活動	
応急教育	エ 生徒等の安全確保のための措置	
	オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策	
	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の 把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の 確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。
教育再開の 決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	
教育環境の整	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の	

	備	実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	災害発生の日から教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	ア 教科書（教材を含む） 無償（義務教育諸学校） イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行令による

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。

	イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。 ウ 教科書は、各年別、学科別、発行所別に調査集計し購入配分する。 エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。 オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実情に応じ、特定品目に重点をおくことも差し支えない。 カ 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。
学用品の調達	教科書については県で指定する業者から、その他の文房具については町内協定業者から調達する。
応急教育等の実施事項	ア 分散授業及び二部授業の実施 イ 町有施設、近隣小・中学校の一時借用 ウ 教職員の確保 エ 文教施設の応急復旧対策計画 オ 学校給食

5 県への要請事項

町独自で措置することが困難な場合は、次の事項を知事に要請するものとする。

要請事項
ア 国、県及び他の市町村の公共施設の臨時的使用（借用）による教育施設のあっせん イ 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導 ウ 応急教育の指導、教育及び教育施設の復旧指導 エ 教職員の派遣充当 オ 学校給食に必要な食料等の調達あっせん

第22節 社会福祉計画

この計画は、被災者に対し、生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。なお、生活保護の適用については、実施主体は県である。

1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づ

き応援要員を派遣する。

(4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。

(5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容		
り災社会福祉施設の 応急復旧及び入所者 への応急措置	・り災社会福祉施設の応急復旧 ・り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時収容保護のあっせん ・臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
り災低所得者に対する生活保護の適用			
り災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身の上等相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会（県、町）、静岡県災害対策士業連絡会、 法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県 支部、町社会福祉協議会、その他関係機関	
り災低所得者に対す る生活福祉資金の貸 付	実施機関	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会	
	協力機関	県、町、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）	
	貸付額	生活福祉資金貸付金制度要綱による	
り災母子・寡婦世帯に 対する母子・寡婦福祉 資金の貸付	実施機関	県	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子・寡婦世帯（災害により母子・寡婦世帯となった ものを含む）	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	
り災身体障害児者に 対する補装具の交付 等	実施機関	児童	県（東部健康福祉センター）、町
		18才以上	町
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18才以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、 身体障害者更生相談所
	対象	り災身体障害児者	
	交付等の 内容	・災害により補装具を亡失又は、き損した身体障害児者に 対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生 （育成） 医療の給付	

		・り災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給 及び災害援護資金の 貸付	実施機関	町	
	支給及び 貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい 障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
	支給及び 貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、長泉町災害弔慰金の支給等に関する 条例で定める額	
被災者（自立）生活 再建支援制度	実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第 3 条に定める額	
義援金の募集及び 配分	実施機関	県、町	
	協力機関	教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募 金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機 関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を 設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受入れ	実施機関	県、町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通 じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。	

第 23 節 県警察災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に
努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。

1 基本的任務

（１） 災害関係情報の収集及び伝達	（７） 検視及び行方不明者の搜索
（２） 被害実態の早期把握	（８） 被災地域における社会秩序の維持
（３） 災害危険箇所の警戒	（９） 県民の安全確保と不安解消のための広報
（４） 負傷者等の救出救助	（１０） 関係機関の行う災害復旧、復興対策へ の協力
（５） 緊急交通路の確保等交通上の措置	（１１） その他必要な警察業務
（６） 避難誘導及び二次災害の防止措置	

2 災害警備本部等の設置

警 察 署	区 分	内 容
	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	署災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき

第24節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

区 分	内 容
消防活動体制	富士山南東消防本部は、その地域に各種災害が発生した場合において、これらの災害による被害の軽減を図るため、富士山南東消防本部消防計画（別冊）に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	町長は、富士山南東消防本部からの情報を受け、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し、応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ・町内で発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

	・富士山南東消防本部の消防力で防御が著しく困難と認める場合 ・発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	・町は、富士山南東消防本部からの情報を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の消防機関は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の特殊性に十分留意するものとする。
ガス災害対策	富士山南東消防本部は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大の防止のため応急措置を講ずるものとする。

資料 29 消防団ポンプ自動車等現有数

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基 本 方 針	(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための富士山南東消防本部消防計画（別冊）等の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
---------	---

実施主体	内 容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 - ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 - イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 - ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。	

	・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
町 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LP ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第25節 応援協力計画

この計画は、災害により県、隣接市町及び民間団体等に応援の協力を要請する場合の必要な事項について定めることを目的とする。

1 県及び隣接公共団体への応援要請

町長は、県及び隣接公共団体へ応援を要請する場合の必要な事項について定める。

区 分	内 容
応援要請の基準及び方法	町長は災害に際して、応急対策の実施上応援が必要と認めるときには、下記事項を明確にして要請するものとする。 - ア 応援を必要とする理由 - イ 応援要請人員、資機材 - ウ 応援を要請する区域及び活動内容 - エ 応援を要請する期間 - オ 応援者の受入れ体制 - カ その他参考事項
応援業務	- ア 火災防ぎょ活動 - イ 水防工法 - ウ 人命救助 - エ 負傷者の搬送 - オ 遺体の搜索、収容 - カ 給食、給水 - キ 防疫 - ク その他緊急を要する業務
その他の留意事項	- ア 応援が決定された場合は受入れの体制を整備するとともに必要に応じて関係各班から職員を派遣し本部との連絡に当たるものとする。 - イ 指揮命令は、応援を受けた長泉町長が行うものとする。

2 民間団体等に対する要請

区 分	内 容
要請基準	他の計画に定めるところにより、知事に対し協力要求対象団体のうちから適宜、指定して要請の要求をするものとする
協力要請対象団体	ア 男女共同参画団体 イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 赤十字奉仕団
実施の方法	各団体による作業を円滑に実施するために、町は要請人員、作業場所、作業内容、集合場所、その他協力要請に関する必要事項について、その都度各団体に対して連絡する。
受入体制	町は、各団体による作業を円滑に実施するために、各団体の受入に関する必要な措置を行うものとする。

3 災害相互応援

町長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情のない限りその求めに応ずるものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

町は、ボランティアや住民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら以下のとおりボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援、支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 町の実施事項

区 分	内 容
長泉町災害ボランティアセンターの設置及び運用	・町は、災害対策本部を設置した場合、福祉会館に長泉町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う「長泉町災害ボランティアセンター」を設置する。 ・長泉町災害ボランティアセンターは、長泉町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 ・町は、随時、長泉町災害ボランティアセンターと情報交換及び協議等を行う。
長泉町災害ボランティアセンターの設置及び運用	・町は、災害ボランティアの必要性に応じて、福祉会館に長泉町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う「長泉町災害ボランティアセンター」を設置する。 ・長泉町災害ボランティアセンターは、長泉町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 ・町は、随時、長泉町災害ボランティアセンターと情報交換及び協議等を行う。
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、長泉町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 27 節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認められる場合において、（１）の３要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常（２）のとおりとする。

(1) 要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
(2) 災害派遣要請の内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	その他	その他町長が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の手続

- 町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、要請書により自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域にかかる状況を陸上自衛隊 34 普通科連隊長または最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。								
作業計画及び資材等の準備	町長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整えかつ諸作業に関係ある管理者の了解を取りつけるよう配慮する。								
作業実施に必要な物資、機材等	町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請する。								
自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化	町長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。								
派遣部隊の受入れ	町長は派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>本部事務室</td><td>派遣人員の約 1 割が事務をとるのでこれに必要な室、机、椅子など</td></tr> <tr> <td>宿舎</td><td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は 1 人 1 畳の基準</td></tr> <tr> <td>材料置場、炊事場</td><td>屋外の適当な広場</td></tr> <tr> <td>駐車場</td><td>適当な広場（車一台の基準は 3m×8m）</td></tr> </table>	本部事務室	派遣人員の約 1 割が事務をとるのでこれに必要な室、机、椅子など	宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は 1 人 1 畳の基準	材料置場、炊事場	屋外の適当な広場	駐車場	適当な広場（車一台の基準は 3m×8m）
本部事務室	派遣人員の約 1 割が事務をとるのでこれに必要な室、机、椅子など								
宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は 1 人 1 畳の基準								
材料置場、炊事場	屋外の適当な広場								
駐車場	適当な広場（車一台の基準は 3m×8m）								
その他の留意事項	ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではない。 イ 自衛隊に対し、町民が傍観したりする事なく、積極的に協力するよう配慮するものとする。 ウ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点に風向表示等、必要な準備をし、受け入れ体制には万全を期すものとする。								

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

- 災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は民心の安定、民生の復興に支障がないよう町長は知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

- 自衛隊が災害応急対策のための必要な資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

第28節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

1 応急措置の実施

- 応急措置の実施は電力会社の定める〈東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画〉により実施するものとする。

2 県との連絡協議

- 被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協定	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため通報、連絡体制、出動体制等緊急出動に関して必要な事項について相互に協定する。
ガス事業者の緊急体制の整備	・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するためガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに常にこれを維持する。 ・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保全対策	・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見したものは直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 ・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け又は発見した場合には相互協定により直ちに緊急自動車、無線車等を緊急出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときはガス施設の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 ・ガス事業者はガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。 ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、町（消防）、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。
危険防止対策	・災害発生現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、ガスマスク等の防災用具を準備し、火気の手扱いは注意をする。 ・災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について相互協定に基づき関係機関に要請する。 ・災害により負傷者等がでた場合は速やかにその応急措置を行う。
応急復旧対策	・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。 ・都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。 ・都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

3 町、関係機関との連絡協議

- 各ガス事業者はガス災害の応急対策に当たっては町（消防）、県及び警察と十分連絡協議する。

4 事故の報告

- 都市ガス事業者は、ガス事故の報告を町（消防）、県及び警察に行う。

5 ガス保安対策連絡会議の設置

- 町は、町（消防）、警察、ガス事業者等及びその他の防災機関並びにガス使用者を構成員とする会議を設置し、次の事項を審議し、ガスの安全確保に関する対策を推進するものとする。
 - (1) 平常時におけるガスの安全対策
 - (2) 異常時における緊急措置その他ガス保安対策上必要な事項

第30節 下水道災害応急対策計画

- 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 町の体制

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故） イ その他町長が指令したとき
組 織	富士山南東消防本部及び健康増進課を中心に組織する。
任 務	・ 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報活動を行う。 ・ 必要に応じ災害対策本部設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。なお、災害発生時には、速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するように特に留意する。 ・ 被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について警察等と連携し、人数のほか、県が定めた方

	針に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。(資料 92)
県、国への報告	消防長は多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式 1～4 により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要事項を明らかにすること）
医療救護活動の実施	- 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置する他、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 - 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

県東部方面本部（県東部地域局）

	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電話	055-920-2180	5※(又は 8※)-103-6010
F A X	055-920-2009	5※(又は 8※)-100-6081

※5 は地上系、8 は衛星系

(県危機管理部)

	N T T 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電 話	054-221-2072	5※(又は 8※)-100-6030
F A X	054-221-3252	5※(又は 8※)-100-6250

※5 は地上系、8 は衛星系

(消防庁応急対策室) 平日

	地域衛星通信ネットワーク	N T T 有線	消防防災無線
電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527	8-90-49013
F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537	8-90-49033

(消防庁応急対策室) 上記以外

	地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	消防防災無線
電話	7-048-500-90-49102	03-5253-7777	7-90-49012
FAX	7-048-500-90-49036	03-5253-7553	7-90-49036

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容	
設 置	・町長は、突発災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認められるときは、長泉町災害対策本部を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて町長（本部長）が決定する。	
組 織	本部	本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、班長及び担当
	広域避難場所等	本部長は、広域避難場所、福祉避難所、救護所及び前線基地をおくことができる。
災害対策本部が実施する応急対策	長泉町災害対策本部運営規則による。	

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第32節 被害調査計画

災害による町内の実態を把握し、町の実施する災害対策活動をより円滑に実施するために、町内の被害調査を実施するものとする。

1 被害の調査（り災台帳・り災証明書）

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。

資料 30 災害り災者調査原票

2 調査事項

調査する事項は以下の通りとする。

- (1) 災害の原因
- (2) 被害の状況
- (3) 被害に対する措置の状況
- (4) 現場からの要請
- (5) その他災害に関係すること

3 調査における留意点

被害調査を実施する上で、二次災害の危険性を十分考慮に入れ、危険のないよう行動する。

被害調査には、カメラ、無線等の機器を活用し、迅速に、的確な情報を災害対策本部に連絡するようにする。

第33節 応急保育計画

この計画は、保育園、幼稚園における災害の予防、応急対策を実施することにより災害時における保育園児、幼稚園児の身体の安全及び保育活動の確保を図ることを目的とする。

1 事前準備

園長は、災害時における対策が迅速に実施できるように災害対策計画を立案し、以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 園児の避難方法
- (2) 防災に対する教育及び訓練の実施
- (3) 避難場所、避難道路の指定
- (4) 保護者との連絡及び園児の引き渡し方法
- (5) 関係機関との連絡方法
- (6) 勤務時間外における所属職員の招集方法

2 災害時における対応

- (1) 園長は、本部長の指示により適切な緊急避難を実施する。
- (2) 園長は、園児、職員及び施設の被害状況を把握し、園児の安全と施設の管理に万全を期す。
- (3) 園長は状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

第34節 公共土木施設応急対策計画

道路、橋梁等の土木施設については、災害後直ちに調査を実施し、被害を受けた施設については、速やかに復旧するように努める。特に道路、橋梁等に関しては、避難に対して影響が無いように努めるものとする。

また、水道施設、下水道施設、し尿処理施設等についても被害を受けた場合速やかに応急復旧を実施し、機能的に万全を保つように努める。

第35節 建造物応急対策計画

火災、地震等の各種災害から建造物を保護し、その被害の軽減を図り、建造物の機能を維持するように努める。

1 庁舎・学校等の応急修理について

これらの施設については、災害対策本部が設置されたり、避難者が避難するなど、災害時に町の防災活動の拠点となる施設であるため、被災したことが判明次第、応急修理を実施するものとする。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名
※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (発知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人			死者の生じた理由		
建物の概要	構造 階層			建築面積 述べ面積	㎡ ㎡	
焼損程度	焼損 棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計棟 焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ㎡
り災世帯数	世帯				気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)			台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助活動状況						
火災対策本部等の設置状況						
その他参考資料						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、感知後30分以内)分かる範囲で記載して報告をすること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名			特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他
発生日時 (発知日時)	(月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分
消防発知方法			鎮圧日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要			危険物施設の 区 分	
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 重症人 人 (人) 中等症人 人 (人) 軽症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出 場 機 関	出 場 人 数 出 場 資 機 材
			事業所 自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			その他	人
			消防本部(署)	台人
			消防団	台人
			消防防災ヘリコプター	機人
			海上保安庁	人
			自衛隊	人
			その他	人
警戒区域の設定	月 日 時 分			
使用停止命令	月 日 時 分			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、感知後30分以内)分かる範囲で記載して報告をすること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態おける災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)	救 助 人 員			
消防・救急・救助 活動状況				
火災対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、感知後30分以内)分かる範囲で記載して報告をすること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概要	発 生 場 所				発 生 日 時		年 月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、感知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分 被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
		第 報				冠 水	ha	
		(月 日 時現在)				流 失 ・ 埋 没	ha	
報 告 者 名				畑	冠 水	ha		
						文 教 施 設	箇所	
						病 院	箇所	
区 分 被 害				道 路	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			橋 り ょ う	箇所		
	行 方 不 明 者	人			河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		他	清 掃 施 設	箇所		
		世帯			崖 く ず れ	箇所		
		人			鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊	棟			被 害 船 隻	隻		
		世帯			水 道	戸		
		人			電 話 回 線			
	一 部 破 損	棟			電 気 戸			
		世帯			ガ ス 戸			
		人			ブ ロ ッ ク 塼 等	箇所		
	床 上 浸 水	棟			火 災 発 生			
		世帯				リ 災 世 帯 数	世帯	
		人				リ 災 者 数	人	
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
		棟		そ の 他	件			

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
公 立 文 教 施 設		千円			
農 林 水 産 業 施 設		千円			
公 共 土 木 設 備		千円			
そ の 他 の 公 共 施 設		千円			
小 計		千円			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体			
そ の 他	農 業 被 害	千円	適用市町村名 災害救助法	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
		千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円	119 番通報件数 件		
災害の概況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく足軽消防本部等)について、その活動規模、活動状況等を記入すること)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の発生を防止するため必要な施設の改良等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

1 復旧に係る事業計画

町は、被害の程度を十分検討して、具体的に概ね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - 1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - 2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - 3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - 4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - 5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - 6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - 7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 工業用水道災害復旧事業計画
- (6) 専用水道災害復旧事業計画
- (7) 公共用地災害復旧事業計画
- (8) 住宅災害復旧事業計画
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (10) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (11) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (12) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (13) 被災中小企業復興計画
- (14) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

基本方針	町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
------	--

実施主体	内容
町	(1)町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2)町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内容	
町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の支援

被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援を行う。

実施主体	内容	
町	被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活

		再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由等
町	り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	ア 町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	

義援金募集 ・配分委員会 (仮称)	義援金の配分	公正かつ適正な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

町は、国や県、関係機関・団体等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

長泉町地域防災計画

地震対策編

令和6年2月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

総 則	頁
第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の主旨	1
第 2 節 過去の顕著な災害	2
第 3 節 予想される災害	6
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	21

発 災 前	頁
第 2 章 平常時対策	32
第 1 節 防災思想の普及	32
第 2 節 自主防災活動	32
第 3 節 地震防災訓練の実施	32
第 4 節 地震災害予防対策の推進	36
第 3 章 地震防災施設緊急整備計画	48
第 1 節 地震防災施設整備方針	48
第 2 節 地震対策緊急整備事業計画	52
第 3 節 地震防災緊急事業五箇年計画	52

南海トラフ地震臨時情報発表時	頁
第 4 章 南海トラフ地震臨時情報への対応	53
Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	53
第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	53
Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	53
第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	53
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	54
第 3 節 災害応急対策をとるべき期間等	54
第 4 節 町のとるべき措置	54
Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	54
第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 伝達、災害対策本部等の設置等	54
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	55
第 3 節 災害応急対策をとるべき期間等	55
第 4 節 避難対策等	55
第 5 節 消防機関等の活動	58
第 6 節 警備対策	58
第 7 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	58
第 8 節 金融	59
第 9 節 交通	59
第 10 節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策	59
第 11 節 滞留旅客等に対する措置	61

発 災 後	頁
第5章 災害応急対策	62
第1節 防災関係機関の活動	62
第2節 情報活動	64
第3節 広報活動	64
第4節 緊急輸送活動	64
第5節 広域応援活動	65
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	65
第7節 避難活動	65
第8節 社会秩序を維持する活動	65
第9節 交通の確保対策	65
第10節 地域への救援活動	66
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	68
第12節 被災者の生活再建等への支援	68
第13節 町有施設及び設備等の対策	68
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	68
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設 ・事業所の災害応急対策	71

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	73
第1節 防災関係機関の活動	73
第2節 激甚災害の指定	79
第3節 震災復興計画の策定	79
第4節 復興財源の確保	80
第5節 震災復興基金の設立	81
第6節 復旧事業の推進	82
第7節 都市・農山村の復興	83
第8節 被災者の生活再建支援	85
第9節 地域経済復興支援	88

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
別紙 地震防災応急対策（発災前の対策を含む）	90
第1節 防災関係機関の活動	91
第2節 情報活動	102
第3節 広報活動	104
第4節 自主防災活動	105
第5節 緊急輸送活動	107
第6節 自衛隊の支援	109
第7節 避難活動	109
第8節 社会秩序を維持する活動	112
第9節 交通の確保活動	114
第10節 地域への救援活動	117
第11節 町有施設、設備の防災措置	120
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	122
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	129
第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	135

第 1 章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、町、県、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第 4 次地震被害想定の概要を示す。

第 1 節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する「長泉町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号、）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）」第 22 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

区分	内 容
目 的	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。
性 格	・長泉町の地域に係る総合的な地震対策計画であり、町、県、防災関係機関、事業所及び町民等が総力をあげてこれに取り組むための基本方針とするものである。 ・地震対策の基本に関する事項を定めるものであり、これを受けて関連計画が定められるが、これらの関連計画と有機的な結合を図ることによって体系的かつ実行性のある対策を行おうとするものである。 ・東海地震、神奈川県西部の地震等の第 4 次地震被害想定に対処する具体的な対策を定めるものである。 ・第 3 章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 55 年法律第 63 号）、「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。 ・「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。 ・状況の変化に対応できるよう、必要に応じて見直し、修正を行うものである。

構 成	この計画は、計画の部と資料の部から構成する。計画の部の構成は、次の6章による。	
	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
	第3章 地震防災施設 緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。
	第5章 災害応急対策	地震が発生した場合の災害応急対策を示す。
	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策について定める。
	別紙 東海地震に関連する 情報及び警戒宣言 に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

1 計画の概念図（東海地震に限る）

時 系 列	警戒宣言の発令		東海地震の発生		混乱期	復旧期	復興期
	第 2 章 平常時対策	第 4 章 地震防災応急対策	第 5 章 災害応急対策		第 6 章 復旧・復興対策		
計 画	第 3 章 地震防災施設緊急整備		地震災害復興				
			地震災害復旧対策				

第2節 過去の顕著な災害

○静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

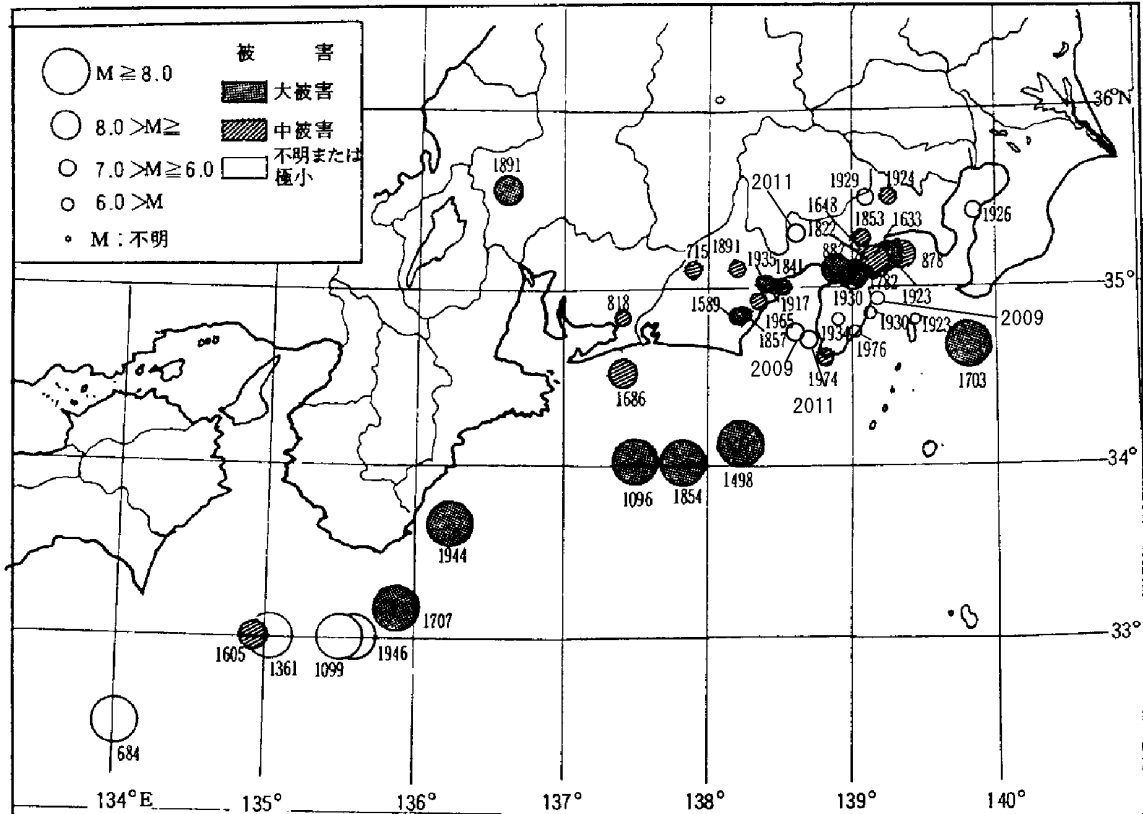
○陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

○特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が

発生している。

○県下到大被害を与えた地震、および県下で震度 5 以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



静岡県内の地震活動

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆

* 津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 緯度中央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
3*	684.11.29 天武13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
5	715.7.4 和銅 8.5.25	137.9 35.1 遠江	6.4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715.7.5 和銅 8.5.26	137.4 34.8 三河	6.7	[1] IV~V	県西境に多少の被害があったと推定される。		
11*	818. -- 弘仁 9.7-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1	県東境で多少の被害があったか。		
15	841. -- 承和 8. --	138.9 35.1 伊豆	7.0	[II] VI+	伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。		
22	878.11.1 元慶 2.9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V	相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模園分寺に被害。		
26*	887.8.26 仁和 3.7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[II] 2 VI	仏神倉屋百姓四百余流失。		
39	1099.2.22 康和 1.1.24	135.5 33.0 南海道	8.4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293.5.27 正応 6.4.13	鎌倉	7.1	[II]	鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。		
56*	1361.8.3 正平16.6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68*	1498.9.20 明応 7.8.25	138.2 34.1 東海道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地によること18~19町。寺川以下の田園水没す。
79	1589.3.21 天正17.2.5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[I] V~IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)		

地震対策編

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北 経緯 中央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。 死者多し。白州丁津波。		仁科郷海澄れ腰を浸すこと12〜13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿豆相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不吉という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小田原	7.1	[I] IV			泉東境に微小被害推定される。
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。		
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV〜V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別害なし。伊豆東海岸に津波。死は 380余(宇佐美)・163(須秋美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半壊 160軒。破船81、川奈・熱海・竹森・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さつたで被害大。湾内に津波。東海道の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半壊55件、死11人、破痛船53。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	 伊那	6.4	[I] IV〜V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武相	7.3	[I] 1 IV〜V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿轢くする。伊豆北部に小被害の可能性あり。
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿河	6.4	[0] V〜IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山鍋島居・石灯庵いたみ、社堂破損。江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けで噴水す。三保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小田原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
257*	1854.12.23 嘉永 7.11.4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 Ⅶ	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液化化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷1、一般に山地は軽か	震度Ⅴ。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿 河	6.4	[0]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882.9.29 明治 15	139.05 35.07 熱 海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～Ⅵ	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島+15℃、湯ヶ野+5℃、蓮台寺ーx℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没(長さ20間巾 3尺、深さ3尺)あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。	三島で土蔵の底破壊2。
414	1917.5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦厰・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2(静岡市)、傷6。	
430*	1923.9.1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全県100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波(12m)、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923.9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924.1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	V		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。	
443	1926.8.3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
453	1929.7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	V		竜坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。	

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北 伊 豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊2,077、半壊5,424、焼失75。丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934.3.21 昭和 9	138.9 34.8 天 城 山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島―天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒(湯ヶ島・与市坂・白田・上河津)。半島の温泉に異常。
479	1935.7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。8月5日までに262cm下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東 海 沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南 海 沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、須崎1m。
546*	1960.5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965.4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974.5. 9 昭和 49	136.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134半壊240、全焼5、山(がけ)くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976.8.18 昭和 51	138.57 34.47 河 津 町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はⅤか。
624*	1978.1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、座くずれ191ヶ所、持越鉾山の鉾さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980.6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖・伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
646	1983.8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988.3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	II			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988.7.26 昭和 63.8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989.7. 3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997.3. 3 平成 9.3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001.4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

- 静岡県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード 8 クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード 8 クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード 7.9 程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード 7 クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード 9 クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード 8.1 程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

- 地震によって、各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本町において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル 1・2 の地震・津波を対象とした。
- なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル 1 の地震・津波	レベル 2 の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))

相模トラフ沿いで発生する 地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラス 地震（内閣府（2013））
-----------------------	---------	--

※ 相模トラフ沿いでは約 200～400 年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄 16 年（1703 年）元禄関東地震は大正 12 年（1923 年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

注）内閣府（2013）：首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

○なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

○なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

資料 31 土砂災害防止法第 8 条に基づく土砂災害警戒避難体制

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

（1）概説

○この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

○試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル 1 の地震とレベル 2 の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル 2 の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第 16 回）報告書

○これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

○また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数		11,466			
建物被害総数	全壊及び焼失	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%	約1%
	半壊	約4%	約4%	約4%	約4%

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80 (約 20)	約 70 (約 20)	約 70 (約 20)	約 20	約 20	約 20
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者 数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80	約 80	約 70	約 20	約 20	約 20
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80	約 80	約 70	約 20	約 20	約 20
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 10	—	—	—	—	—
		津波	—	—	—	—	—	—

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

資料 32 震度分布図（南海トラフ L1）

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（1）概説

○この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

○これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

○また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

（2）危険度の概要

○想定される地震動等

県東部地域のうち、震源に近い伊豆半島北東部から内陸部にかけて、震度6弱を超える地域が想定され、これに伴い液状化危険度の高い地域も存在する。

○地震動・液状化等による建物被害

想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする14市町（東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市）を対象に試算した。

(3) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失				
建物棟数		11,466			
建物被害総数	全壊及び焼失	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%	約1%
	半壊	約4%	約4%	約4%	約4%

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約80	約80	約80	約80
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
火災	焼失	—	—	—	—
建物棟数		11,466			
建物被害総数	全壊及び焼失	約10	約10	約10	約10
	半壊	約80	約80	約80	約80
建物被害率	全壊及び焼失	約0.1%	約0.1%	約0.1%	約0.1%
	半壊	約1%	約1%	約1%	約1%

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約700	約700	約700	約700
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10	約10
火災	焼失	—	—	約10	—
建物棟数		11,466			
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約200	約100
	半壊	約700	約700	約700	約700
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約2%	約1%
	半壊	約6%	約6%	約6%	約6%

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(4) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80 (約 20)	約 70 (約 20)	約 70 (約 20)	約 20	約 20	約 20
津 波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80	約 80	約 70	約 20	約 20	約 20
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 20	約 10	—	—	—
		軽傷者数	約 80	約 80	約 70	約 20	約 20	約 20
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数		地震動	約 10	—	—	—	—	—
		津波	—	—	—	—	—	—

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

資料 33 震度分布図(南海トラフ L2「基本」)

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物）		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約 20 （約 10）	約 30 （約 10）	約 20 （約 10）	—	約 10	約 10
津 波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約 20	約 30	約 20	—	約 10	約 10
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	約 20	約 20	約 20	—	約 10	約 10
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数		地震動	—	—	—	—	—	—
		津波	—	—	—	—	—	—

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

資料 34 震度分布図(南海トラフ L2「陸側」)

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 20 (約 10)	約 30	約 20	—	約 10	約 10
		軽傷者数	約 100 (約 20)	約 100 (約 20)	約 100 (約 20)	約 40 (約 10)	約 30	約 30
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者 数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 20	約 30	約 20	—	約 10	約 10
		軽傷者数	約 100	約 100	約 100	約 40	約 30	約 30
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 20	約 30	約 20	—	約 10	約 10
軽傷者数	約 100	約 100	約 100	約 40	約 30	約 30		
自力脱出困難者数・ 救 助 者 数		地震動	約 10	約 10	約 10	—	—	—
		津波	—	—	—	—	—	—

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

資料 35 震度分布図(南海トラフ L2「東側」)

4 相模トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（1）概説

○この試算は、南関東地域直下の地震のうち、静岡県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

○これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

（2）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約70	約70	約70
	半壊	約600	約600	約600
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10
火災	焼失	—	—	約10
建物棟数		11,466		
建物被害総数	全壊及び焼失	約80	約80	約80
	半壊	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約1%	約1%	約1%
	半壊	約5%	約5%	約5%

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 10	約 10
		軽傷者数	約 100 (約 20)	約 70 (約 20)	約 70 (約 20)
津 波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 10	約 10
		軽傷者数	約 100	約 70	約 80
	早期避難率低	死者数	—	—	—
		重傷者数	約 10	約 10	約 10
		軽傷者数	約 100	約 70	約 80
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数		地震動	—	—	—
		津 波	—	—	—

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

資料 36 震度分布図（相模 L1）

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

（1）概説

○この試算は、南関東地域直下の地震のうち、静岡県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

○試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

○これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

（2）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約400	約400	約400
	半壊	約1300	約1300	約1300
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10
火災	焼失	—	—	約100
建物棟数		11,466		
建物被害総数	全壊及び焼失	約400	約400	約500
	半壊	約1300	約1300	約1300
建物被害率	全壊及び焼失	約3%	約3%	約4%
	半壊	約11%	約11%	約11%

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動 ・転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—
		重傷者数	約 40 (約 10)	約 40 (約 10)	約 30
		軽傷者数	約 200 (約 40)	約 100 (約 30)	約 200 (約 30)
津 波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
火 災		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	約 10
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者数	約 40	約 40	約 40
		軽傷者数	約 200	約 100	約 200
	早期避難率低	死者数	—	—	—
		重傷者数	約 40	約 40	約 40
		軽傷者数	約 200	約 100	約 200
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数		地震動	約 10	約 10	約 10
		津 波	—	—	—

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

資料 37 震度分布図（相模 L2）

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難指示に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施
- (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置
- (16) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発

2 長泉消防署

- (1) 消防の応急処置

3 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備

- (8) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められるものの救護その他の保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察（裾野警察署）

- (1) 地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集
- (6) その他必要な警察業務

5 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局 （沼津労働基準監督署）	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

	ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 (静岡県拠点)	食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁 関東森林管理局	災害復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに緊急車両の通行を確保するために、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

	(ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あ っせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団 体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両 等の把握及び緊急時の出動体制の整備 カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧 等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） を派遣する。
国土地理院中部地方 測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理 空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提 供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システ ムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成する ため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対してすみやかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行 うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの 周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情 報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又 は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する 協力 オ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、すみやかに気象 庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
東海旅客鉄道株式会社静岡支社（下土狩駅・長泉なめり駅・三島駅）、日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
日本赤十字社静岡県支部（駿東郡長泉町分区）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項

東京電力パワーグリッド株式会社 (静岡総支社)	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、株式会社NTTドコモ東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本放送協会 (静岡放送局、東部降道室)	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (沼津工事事務所)	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
KDDI株式会社(静岡支店)、ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

静岡ガス株式会社（東部支社）	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 ＬＰガス協会（東部支部）	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所の被害状況調査及び応急復旧
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会、 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別

株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事務所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所轄施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所轄施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 自衛隊

陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
--------------	--

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

沼津医師会（長泉町医師クラブ）・駿東歯科医師会（長泉支部）	災害時における医療、助産、防疫の応援、検視時の協力
J A南駿長泉支店 （東部営農センター）	ア 農産物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給、確保 ウ 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並び

	に緊急動員
長泉町商工会	ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
長泉町交通指導員会	災害時緊急交通路確保の応援
長泉町消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業
長泉地区建設事業協同組合 駿東地区建設業協力会	災害時における応急復旧対策についての協力
長泉町自主防災会	ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

(6) 長泉町自主防災組織

処理すべき事務又は業務
ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、おおむね次の事項を実施するものとする。

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備の点検、仕掛工事の中止等の安全措置

ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

資料 5 長泉町防災会議条例

資料 6 長泉町防災会議運営規則

資料 23 保有重機リスト・保有資機材リスト

資料 38 防災関係機関一覧表

資料 39 消防団組織表

資料 40 長泉地区建設事業協同組合・駿東地区建設業協力会 緊急連絡網

資料 41 気象庁が発表する「東海地域の地震・地殻変動に関する情報」の区分と町の対応

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3節 地震防災訓練の実施

○南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

○町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

○なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 町

1-1 防災訓練の内容

○町は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

○訓練にあたっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実行性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。特に要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携を図るなど地域の特性を生かした訓練に配慮し実施する。

○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

○随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

区分	内 容
総合防災訓練	・南海トラフ地震臨時情報発表時、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置き実施する。 ・なお、この訓練は、中央防災会議が中心となって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 ・この場合は、政府本部、県の災害警戒本部との連携及び県と協議して定めた事項を訓練内容とする。 ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定 オ 救援物資の準備及び救援物資の輸送 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応 キ 食料、飲料水、医療、その他の救援活動 ク 消防、水防活動 ケ 救出・救助 コ 避難生活 サ 道路啓開 シ 応急復旧 ス 安否確認 セ 要配慮者の避難誘導、避難所における支援
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災会を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突発発生地震を想定するものとし、町が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

個別防災訓練	総合訓練とは別に個別訓練を行う。その主な事項は、次のとおりとする。	
	情報の収集伝達訓練	・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては有線電話がふくそう、又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。
	職員の動員訓練	適宜交通機関又は交通用具を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。
	防災業務の訓練	各課等はそれぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

1-2 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- (1) 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加協力する。
- (2) 町は、防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加を要請する。

1-3 防災訓練の実施回数

総合防災訓練 年 1 回

地域防災訓練 年 1 回

個別訓練 年 1 回以上

1-4 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関

機関名等	重点事項
経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
東海旅客鉄道株式会社静岡支社（下土狩駅・長泉なめり駅・三島駅）、日本貨物鉄道	ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導

株式会社	
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社 NTT ドコモ 東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策 の地震災害応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急 対策
東京電力パワーグリッド 株式会社(静岡総支社)	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア ガス供給停止等非常体制の確立 イ 防災に関する整備、資機材の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報
日本赤十字社静岡県支部 (駿東郡長泉町分区)	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成 及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の 指導
日本放送協会 (静岡放送局、東部報道室)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応
中日本高速道路株式会社 (沼津工事事務所)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
静岡放送株式会社、株式会社 テレビ静岡、株式会社静岡朝 日テレビ、株式会社静岡第一 テレビ、静岡エフエム放送株 式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
地震防災応急計画及び対策 計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める
- 町は、国及び県の地震防災戦略を踏まえ、地域目標の策定をし、住民の参画を進め、国及び県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。
- 町は、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定されており、必要な対策の実施期間及び目標等については、「長泉町地震・津波対策アクションプログラム2023」に定めるものとする。
- 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改正などを行う。
- 災害時には、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

- 町は、消防組織の確立及び消防施設の強化並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。
- ※集結地：長泉町文化センター

2 消防用施設の整備

- 町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
 - ・消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
 - ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
 - ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

○長泉消防署は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物貯蔵取扱 所	「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、安全対策を促進する。
高圧ガス（LP ガスを 含む。）施設	高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
LP ガス消費設備	LP ガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル及び建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガスシャ断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬 品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう事前の措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出 入りする施設	スーパー、旅館、雑居ビル及び建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	耐震自動遮断装置付きの石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タン ク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

4 建築物等の耐震対策

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。						
町による耐震性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 町民向けの「建築相談窓口」を建設計画課に設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 <table border="1"> <tr> <td>新築建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既存建築物</td><td>「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建築設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進 プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						
	・町及び県は所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。						
コンピュータの安全対策	町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。						
家具等の転倒防止	・町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。 ・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策等の実						

	施を指導する。
ブロック塀等の倒壊防止	・町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
ガラスの飛散防止	町は、県の「ガラス類等安全対策指針」に基づき、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	・ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 ・災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ・ライフライン収容施設として共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容	
応急危険度判定	認定	町は「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
	体制等	町は震災建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう、住民に対する啓発を行う。 資料 43 被災建築物応急危険度判定計画書
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	
災害危険区域の指定	知事又は町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。	
	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

町は、埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。また、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・崖崩れ防止対策の推進	町は県と協力して山・崖崩れのおそれのある箇所について、地域住民へのハザードマップの配付やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

○地震発生により道路上及び道路周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

○町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。

		・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1)避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	町長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容						
避難誘導 体制整備	町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。						
山・崖崩れ 危険予想地 域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。 <table border="1"> <tr> <td>山・がけ崩れ危険予想地域図</td><td>県及び町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</td></tr> <tr> <td>住民への危険性の周知</td><td>町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</td></tr> <tr> <td>地震発生時</td><td>町長は、県等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</td></tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	県及び町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。	住民への危険性の周知	町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。	地震発生時	町長は、県等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
山・がけ崩れ危険予想地域図	県及び町は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。						
住民への危険性の周知	町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。						
地震発生時	町長は、県等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。						

9 被災者の救出活動対策

○建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に実施できるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
町	ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

○高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その対応は共通対策編 第2章 第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

11 生活の確保

○警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
町	ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者に対する食料の最低限の備蓄 イ 町内における緊急物資の流通在庫の調査 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 町内からの緊急物資の調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 町民の実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定 ク 広域物資拠点の選定
町 民	ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
町	ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 イ 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水機材を整備する。 ウ 工事業者等との協力体制を確立する。 エ 水道の基幹施設の耐震化と復旧資材の備蓄を行う。 オ 町民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水に関する指導をする。
簡易水道事業 管理者等	ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資材の備蓄を行う。 イ 町からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水機材を整備する。 エ 簡易水道利用者及び関係地域自主防災組織に対し、貯水や応急給水に関する広報を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。
町 民	ア 家庭における貯水 （ア）貯水すべき水量は、1 人 1 日 3 リットルを基準とし、世帯人数の 7 日分を目標とする。 （イ）貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 （ウ）貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする確保 （ア）応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 （イ）災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 （ウ）ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

(町及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

(4) 医療救護

実施主体	内 容
町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班(DMA T等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。 カ 在宅看護師への要請
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
町 民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 血液型の登録と献血に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 町民が行う防疫の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内 容
町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○町は避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

○なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の 屋上への番号標示	町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	町は、孤立する恐れがある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。 資料 44 公共建物番号表示一覧表

(9) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の 整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

○災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内 容
町	(1) 災害廃棄物処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積所の確保に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

○町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

○特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

○災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

○災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

○文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
ア 文化財等の耐震措置の実施
イ 安全な公開方法、避難方法の設定
ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

資料 45 長泉町所在・指定文化財一覧表

第 3 章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第 1 節 地震防災施設整備方針

東海地震による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針
(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
(2) 地震発生後の被災地域住民等の最低生活を確保すること。
(3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備についての相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	- 地震の発生時に予想される災害から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の整備の促進を図る。 - 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。 - 消防水利の不便な地域に、耐震性の消防水利（40 m³級以上防火水槽）を配備するとともに、移動が容易な可搬式小型動力ポンプ（C級）を配置する。また地下式消火栓の整備も行う。
通信施設及び 情報処理体制の整備	- 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 - このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 - 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。 - 町から地域住民へ情報を的確に伝達するために、同報無線通信網を整備する。

通信施設及び 情報処理体制の整備	・情報を迅速かつ正確に収集、伝達するために、現在の同報無線及び防災行政無線の整備に加え、新たに地域防災無線を導入・整備し、無線通信の効率強化を図る。 ・有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整える。 ・衛星回線の増設の検討を図る。 ・同時通報用無線、デジタル地域防災無線、町防災行政無線、消防無線等の充実を図る。 ・町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図る。
---------------------	--

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	・避難を要する者又は被災した者のための避難地の整備をする。 ・町の各小中学校を避難施設として整備する。また、いずみの郷及び南部コミュニティ防災センターを要配慮者世帯用の避難施設として整備する。
避難路の整備	・各避難路について避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。 ・地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の町民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について拡幅改良を行う。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水道等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地元（町を含む）と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地 地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の計画的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の造形を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	・緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ・地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 ・第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）、第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	・在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	・社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校施設等の整備	・園児、児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害対策の円滑化を図る。 ・学校施設等については、耐震診断の結果により、改築、補強を行う。
不特定多数が利用する公的建物の整備	・教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	・庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	・地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)について、防災施設の整備を図る。

	・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 ・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流のうち緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上、緊急度が高い地区について、防災施設の整備等を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。
--	---

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
医療設備の整備	・発災後において、町が緊急に開設する救護所等の診療機能の維持を図るため、必要とされる設備、医療資機材の整備の促進を図る。 ・医療救護活動を円滑に実施できるように救護所等の役割分担を定め、それに必要な医療資機材備品を整備する。
水道施設の整備	・水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するための水道施設（飲料水兼用貯水槽含む）の整備をする。 ・応急給水に必要な水源を確保するために配水池及び耐震用井戸を整備するとともに、浄水池、配水池に緊急遮断弁及び非常用発電機を設置する。また応急給水を円滑にするために、貯水、導水、浄水、送水及び配水の基幹施設の耐震性を強化する。
地域防災活動の推進	・地域の自主防災活動及び町が実施する防災活動を円滑に実施するために必要な整備及び資機材の整備の促進を図る。 ・町内に結成されている自主防災組織が、それぞれの防災活動を円滑に実施できるように必要な資機材、倉庫を整備する。また町が行う地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	・飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	・食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	・負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	・緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第２節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 年間である。

第３節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。

平成 8 年度から平成 12 年度までの第 1 次五箇年計画、平成 13 年度から平成 17 年度までの第 2 次五箇年計画、平成 18 年度から平成 22 年度までの第 3 次五箇年計画、平成 23 年度から平成 27 年度までの第 4 次五箇年計画、平成 28 年度から令和 2 年度までの第 5 次五箇年計画に続き、令和 3 年度から令和 7 年度までの第 6 次五箇年計画を策定し、実施している。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「長泉町地震災害警戒本部条例」に基づき「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

町の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長である町長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大

	規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
--	---

第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第３章 災害応急対策計画 第２節 組織計画 第４節 通信情報計画 第５節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第２節 情報活動 第３節 広報活動」に準ずる。

第３節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第４節 避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の２種類に区分する。

- ・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域。

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

町長は、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

町は事前避難対象地域が定まるまでの間、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難指示の対象とした地域（山・崖崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置づけることができる。町では事前避難対象地域設定をしておらず、引き続き検討する。当面の間、暫定的に土砂災害特別警戒区域を対象地域とする。

(3) 避難指示等の基準

町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発表することも可能とする。

- ・住民事前避難対象地域：避難指示
- ・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

(4) 避難指示等の伝達方法

町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。また、町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

・町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

資料 65 避難対象地区及び警戒宣言時避難地

ウ 設置期間

・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

・避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止に努めるものとする。

第6節 警備対策

町は、警察と連携して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

町は、警察と連携して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第10節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
河 川	・水門・樋門について、閉鎖状況を確認し、閉鎖手段を確認する。 ・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
農業用水路	農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道 路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・町等の連絡体制を整える。

	・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
水道水供給施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	学 校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の 1 週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の 1 週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

	社会福祉施設	- 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 - 事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。
--	--------	---

第11節 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第 5 章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第 1 節 防災関係機関の活動

地震災害発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

資料 16 長泉町災害対策本部条例

資料 17 長泉町災害対策本部運営規則

資料 15 長泉町災害対策本部編成図

1 町

区 分	内 容
町災害対策本部 の設置	- 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、長泉町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 - 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
災害対策本部 の所掌事務	災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 - ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 - イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 - ウ 消防、水防その他の応急措置 - エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入 - オ 被災者の救助、救護その他の保護 - カ 施設及び設備の応急復旧 - キ 防疫その他の保健衛生 - ク 避難指示又は警戒区域の設定 - ケ 緊急輸送の実施 - コ 被災者等に対する食糧、飲料水及び日用品の確保、配給 - サ 県東部方面本部への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 - シ 自主防災組織との連携及び指導

	ス ボランティアの受入 資料 10 長泉町災害対策本部組織事務分掌 資料 61 災害応急対策時の情報収集・伝達計画 資料 62 参集途上職員による情報収集計画 資料 63 災害応急対策時の広報計画 資料 64 災害応急対策時の広報文案
災害対策本部の運営	・災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員その他、災害対策本部運営規則に定める職員をもって構成する。 ・本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受けるものとする。
職員動員及び配備	・災害時における職員動員は、動員担当からの非常招集連絡によることを原則とする。 ア 震度 4 の地震を覚知したとき・・・各班長、総務班総括担当及び消防班 イ 震度 4 の地震で被害が生じたとき・・・ 上記職員に総務班動員担当、情報担当、広報担当及び医療救護班を動員 ウ 震度 5（弱）以上の地震が発生したとき・・・全職員 ア、イとも必要に応じその他の本部員を動員する。 資料 65 地震発生時の職員参集基準
町防災会議の開催等	・災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、長泉町防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。 ・この場合、招集される防災会議の委員は災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。 ・防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。 資料 66 地震発生後の災害対策本部の行動基準

2 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

区分	内容
消防署	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報
消防団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援

3 静岡県警察（裾野警察署）

静岡県警察 (裾野警察署)	ア 情報の収集・提供 イ 救出・救護 ウ 避難指示、退去の確認及び避難地（所）の安全確保・秩序維持等 エ 避難誘導及び二次災害の防止措置 オ 警戒区域等の防犯パトロール カ 社会秩序のための取締り キ 交通路、避難路、緊急輸送路の確保 ク 検視及び行方不明者の搜索 ケ 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力 コ その他必要な警察業務
------------------	---

4 防災関係機関

共通対策編第1章総則第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2節 情報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。

第5節 広域応援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第3節「応援・受援計画」に準ずる。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第24節「消防計画」に準ずる。)

2 水防活動

水防活動の具体的内容は、「風水害対策編 第3章 災害応急対策（水防計画）」の定めるところによる。

3 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

5 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7節 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第 10 節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について町、自主防災組織、住民等が実施する対策を示す。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 9 節「食料供給計画」及び第 10 節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

2 給水活動

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 11 節「給水計画」に準ずる。)

3 燃料の確保

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 10 節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

4 医療救護活動

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 13 節「医療・助産計画」に準ずる。)

5 し尿処理

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

6 廃棄物（生活系）処理

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

7 災害廃棄物

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

8 防疫活動

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 14 節「防疫計画」に準ずる。)

9 遺体の搜索及び措置

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 16 節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

10 応急仮設住宅の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第 11 節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 21 節「応急教育計画」に準ずる。)

第 12 節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 22 節「社会福祉計画」に準ずる。)

第 13 節 町有施設及び設備等の対策

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 22 節「社会福祉計画」に準ずる。)

第 14 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

町民の生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道（町）	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
下水道（町）	ア 下水道施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 イ 管渠が被害を受け、使用不能になった区域に対しては水洗便所の使用禁止について広報活動を実施する。
電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
ガス（静岡ガス株式会社東部支社、社団法人静岡県ＬＰガス協会東部支部）	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、供給を停止する。 イ 都市ガス及びＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びＬＰガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

通 信	西日本電信 電話株式会 社 静岡支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 （ウ）防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株 式 会 社 NTT ドコモ 東海支社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道 路		ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融		ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

	イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合わせを行い、次の措置を講ずる。 （ア）必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 （イ）預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い （ウ）被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡り処分猶予等
鉄道（東海旅客鉄道株式会社）	ア 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

○各施設・事業所に共通する事項として、次に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
	ア 災害応急対策の実施に必要な防災用員及び組織体制
	イ 防災要員の連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

○各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事務所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業の等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

水道、電気及び ガス事業	水道	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等について利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報に配慮する。
道 路	避難路として使用が予定される区間がある場合には、交通規制等の必要な措置をとる。	

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや復興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 町

区 分	内 容	
震災復興本部	設 置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、長泉町震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
	災害対策本部との併設	復興本部は、災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
災害対策本部との調整		災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等		・復興本部が設置された場合、必要に応じ、長泉町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。 ・招集される長泉町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて長泉町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・長泉町防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

2 静岡県警察（裾野警察署）

社会秩序を維持する活動	第4章 第8節及び第5章 第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章 第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
警察庁 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
総務省 東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の市町への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること

	キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 (静岡県拠点)	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
林野庁 関東森林管理局	県及び町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所、静岡国道事務所沼津国道維持出張所)	ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土地理院中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報含む）等の発表又は伝達並びに解説

環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進
日本郵便株式会社 東海支社	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正に期することとする。
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社 NTT ドコモ東海支社	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかとすることを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送

日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部 (駿東郡長泉町分区)	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (沼津工事事務所)	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本通運株式会社(沼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社(静岡総支社)	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
---	------------------------------

(3) 指定地方公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社（静岡ガ ス株式会社東部支社）	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LP ガス協会（東部支部）	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県 トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 避難行動要支援者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第２節 激甚災害の指定

（共通対策編 第４章 災害復旧計画 第２節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第３節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、町民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
------	---------------------------------------

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

基本方針	(1) 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 (2) 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
------	--

区分	内容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を1日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

実施主体	内 容
町	・町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 ・町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設などの公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	(1)被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 (2)そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
------	---

実施主体	内 容	
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	内 容	
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山村の復興

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山村復興計画の策定

基本方針	(1)被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 (2)このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。
------	---

実施主体	内 容
町	都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき、復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
------	--

実施主体	内 容	
町	被害状況の把握	町は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	建築基準法第 84 条による建築制限の実施	・特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第 84 条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 ・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
	都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

		・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
--	--	---

町	復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定土の中から、建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。
---	----------------	---

3 農山村の復興（主に都市計画区域外）

基本方針	都市計画区域内外の農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく、復興を計画的に実施する。
------	---

実施主体	内 容	
町	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
	復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
	集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定土の中から、建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が、新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、住民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
------	--

実施主体	内 容	
町	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた長泉町住宅復興計画を策定する。
	県との協議	公的住宅に関する事項について、県と協議を行う。
	災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設予定地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
------	--

実施主体	内 容	
町	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

（共通対策編 第4章 災害復旧計画 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の援護」に準ずる。）

4 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
------	---

実施主体	内 容
町	相談業務の実施 雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	(1) 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるように積極的な支援を行う。 (2) 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
町	被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には、補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理、栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、「広報ながいずみ」等を活用し、生活再建に関する支援施策等の震災関連情報の提供を積極的に行う。
------	--

実施主体	内 容
町	生活再建支援策の広報・PR 町広報紙等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
------	--

実施主体	内 容	
町	総合窓口等の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。
静岡県警察 (裾野警察署)	・災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 ・町、県の相談窓口との連携 町及び県の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	

8 保険の活用

実施主体	内 容	
町	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
------	--

実施主体	内 容
町	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
町	中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を、必要に応じ実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し、周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業者関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
------	---

実施主体	内 容	
町	農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
------	--

実施主体	内 容	
町	イベント・商談会等の実施	県と連携し必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。
	誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第 4 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発令されてから、東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、町・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続ができるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策のすすめ方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	・町は、東海地震注意情報が発表されたときは、あらかじめ定められた防災体制を確保し、長泉町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 マニュアル編 大規模災害発生時における町内公共施設管理運営マニュアル参照
主な業務内容	町が、東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて長泉町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。 ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 （ア）必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 （イ）必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。 （ウ）住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

消防、水防機関 の措置	・町は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 ・消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて住民等の避難誘導
----------------	---

【警戒宣言発令時】

1 長泉町地震災害警戒本部

区分	内容
設置	町長は、警戒宣言が発令されたときは、長泉町地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。
組織及び 所掌事務	地震災害警戒本部の編成及び運営は、長泉町地震災害警戒本部条例（昭和54年長泉町条例第20号）及び地震災害警戒本部運営規則（平成11年12月22日長泉町規則第32号）の定めるところによる。 ・組織は、警戒本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。組織の構成は資料編で定める。 ア 本部長 （ア）本部長は、町長があたる。 （イ）本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 イ 副本部長 （ア）副本部長は、副町長及び教育長があたる。 （イ）副本部長は、本部長を助け、本部長に事故のあるときはその代理をする。 ウ 班長は、本部員の中から本部長が指名する。 エ 本部室は、役場別館3階に設置する。 オ 班長会議は、本部長、副本部長及び班長をもって構成する。 資料46 長泉町地震災害警戒本部運営規則 資料47 長泉町地震災害警戒本部編成図 資料48 長泉町地震災害警戒本部員（町職員以外の本部員） ・地震災害警戒本部は、おおむね次の事項を実施する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報の町民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県警戒本部、県警戒本部東部方面本部への報告、要請等、県との地震防災活動の連携 （ア）本部長は、県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請することができる。 （イ）本部長は、交通規制その他社会的秩序の維持を県公安委員会に、また、

	地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、警察本部等に、それぞれ要請することができる。 (ウ) 本部長は、町民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県警戒本部東部方面本部へ報告するものとする。 ウ 避難指示又は警戒区域の設定 エ 消防職員・団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 地震災害に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 ケ 自主防災組織活動の指導、連携 コ その他地震防災上の措置 資料 49 長泉町地震災害警戒本部事務分掌
運営	長泉町地震災害警戒本部条例に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。 ・総括事項 - ア 警戒本部の活動は、住民の冷静、的確な地震防災対策を確保することを最重点に実施すること - イ 警戒本部は警戒宣言が解除されたときは廃止する。また地震が発生したときは、警戒本部から長泉町災害対策本部に移行する。
職員動員 及び計画	・配備命令 - ア 町長は、警戒宣言の発令等の情報を県から受けたとき、テレビ、ラジオ等の報道で知ったとき、直ちに職員の配備を発令する。 - イ 職員の配備が発令されたときは、長泉町地震災害警戒本部運営規則に定められた連絡方法により、全職員に周知する。 - ウ 配備の発令を受理した職員は直ちに出勤し、あらかじめ定められた配備体制につくものとする。 ・職員の配備 - ア 勤務時間内における配備 職員は配備が発令されたときはあらかじめ定められた配備につき、各所属長の指示に従い警戒活動を実施するものとする。 - イ 勤務時間外における配備 - a 勤務時間外における職員の配備は、「配備の基本」に定めるところによる。 - b 各班長は職員の参集状況によっては、あらかじめ定められた組織によらず、適宜班内の担当を再編成することができる。この場合は、速やかに本部長に報告するものとする。

	• 配備の基本 - ア 所属する全ての職員は、勤務時間外においても配備の発令がされたとき、又は警戒宣言の発令を知り得たときは、配備の発令を待つことなく、自己の判断によってあらゆる手段により、あらかじめ定められた配備先に急行することに努め、到着次第、所属長等の指示を受け、警戒活動に従事しなければならない。 - イ 職員は、災害その他の事情によってあらかじめ定められた場所に到着できないときは、最寄りの避難所等に出動して、その旨を所属長に報告し、指示を受けるものとする。 - ウ 職員は出動途上において、火災あるいは人命救助事象を覚知した場合は、付近住民（自主防災組織）に協力し、消火作業又は人命救助を行うものとする。 - エ 次の職員は、配備の対象から除外する。 - a 平常時における病弱者、身体不自由者等で警戒（災害応急）活動を実施することが困難であると町長が認めた者 - b 招集時において急病、負傷等で参集が不可能となった者 - c その他町長が認める者 • 配備体制の移行 警戒本部の各班長は、職員の参集状況等と被害状況を勘案し、必要と認めるときは組織計画に基づく配備体制に移行することとする。この場合は、速やかに本部長に報告するものとする。 • 活動の報告 - ア 各担当は、警戒活動状況を把握し、適宜、班長に報告するものとする。 - イ 班長は、配備状況及び活動状況を適宜、本部長に報告するものとする。 • 応援職員の要請 - ア 各担当は配備職員の不足が生じたときは、班内他担当の職員を応援させるものとし、班内の職員を動員しても、なお不足するときは総務班に対し文書をもって応援を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって増員の要請をすることができる。この場合は、事後速やかに正規の手続きをとるものとする。 - イ 総務班は、各班長から増員の要請を受けたときは、関係班長と調整の上、その他から増員するものとする。 - ウ 本部長は、町職員全員をもってもなおかつ要員が不足するときは、他の市町村、県、国及び他の機関に対し、職員等の派遣を要請するものとする。
--	---

意思決定権限の明確化	災害時において円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅延を防ぐため、意思決定権を持った職員の参集遅延または参集不能に備えて、あらかじめ意思決定権限について定める。 ①長泉町災害対策本部の職務代理者の順序（町長不在の代行順序） 第１：副町長 第２：教育長
警戒本部開設の準備	警戒本部の開設を円滑にするため、町長が定める職員は、指示があったときは、直ちに、あらかじめ定められた場所に参集する。 資料 50 注意情報時の情報フローシート 資料 51 東海地震注意情報発表時・警戒宣言発表時職員動員計画

２ 消防機関

消防機関は、特に次の事項を実施する。

区 分	内 容
消防署及び消防団本部	警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を行う。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難指示の伝達 エ 出火防止のための広報
消防署及び消防団	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を町民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確認のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災・水防活動

3 静岡県警察（裾野警察署）

区 分	内 容
静岡県警察 （裾野警察署）	ア 地震関連情報（交通情報）の収集・提供（防災ヘリによる偵察含む。） イ 民心安定等のための広報 ウ 避難指示の伝達、退去の確認 エ 避難誘導及び避難地の安全確保・秩序維持等 オ 社会秩序維持のための取締り等 カ 交通路、避難路、緊急輸送路の確保 キ その他必要な警察業務

4 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の 確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の 内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的な内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、町や県との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 町及び県が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
警察庁 関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総務省 東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省 関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
農林水産省関東農政局 （静岡県拠点）	食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁 関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 （沼津河川国道事務所、静岡国道事務所沼津国道維持出張所）	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）営繕施設対策等 （エ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報

国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両の配置の要請
国土地理院中部地方測量部	関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 発災後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
東京電力パワーグリッド 株式会社(静岡総支社)	ア 地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制の確立及び状況に応じ他支店並びに協力会社等に対する動員準備の要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況の掌握及び対策の促進 エ 電気による災害の予防、広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
日本赤十字社静岡県支部 (駿東郡長泉町分区)	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救護物資の配備準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
中日本高速道路株式会社 (沼津工事事務所)	ア 警戒宣言時等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検

日本通運株式会社（沼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報
日本放送協会 （静岡放送局、東部報道室）	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
KDDI株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
静岡ガス株式会社（東部支社）	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部）	ア 需要家に対する LP ガスによる災害予防広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

一般社団法人静岡県トラック協会、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸 送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

(4) 自主防災組織

本編 第4節による。

(5) 公共的団体

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
社団法人沼津医師会（長泉 町医師クラブ）・駿東歯科 医師会（長泉支部）	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
建設業協会（長泉町建設業組 合、駿東地区建設業協力会）	災害発生時における協力のための資機材、人員の把握・準備

5 地震防災応急計画作成義務者

地震防災応急計画に基づく応急対策の実施

第２節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

区分	内容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知	(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては地域防災課、勤務時間外及び休日等においては、消防署において行うものとする。 なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。 (2) 警戒宣言が発令された事を知ったときは、直ちに、地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達する。 (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、地域防災無線、ケーブルテレビ、広報車、電光表示盤、自主防災組織等を活用して、周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は町防災行政無線によって行う。収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い担当等については「情報広報実施要領」に定める。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報収集責任者を、あらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難指示の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

県警戒本部等に対する報告	・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて、別に定める「情報広報実施要領」の項目について、速やかに行うものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 - ア 避難の状況 - イ 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 - 資料 2 長泉町防災行政無線 - 資料 3 長泉町地域防災無線系統図・デジタル地域防災無線設置場所一覧 - 資料 4 拡声子局一覧表 - 資料 52 警戒宣言時の情報フローシート - 資料 53 警戒宣言時の情報収集・伝達計画 - 資料 93 県防災行政無線 - 資料 94 相互防災無線
--------------	---

1 防災関係機関

区 分	内 容
地震予知情報等の収集及び伝達	町から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ町に届け出るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 (2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、町民等が、的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 町

区 分	内 容
広報事項	町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、町民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。 主な広報事項は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	ア 同時通報用無線、有線放送、ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティFM、広報車等 イ 自主防災組織を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請 資料 54 警戒宣言時の広報計画 資料 55 東海地震注意情報、警戒宣言時の広報文案

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	・防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 ・その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災対応をするものとする。

情報局	情報内容
緊急警戒放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM、広報車、Fネット	主として町内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

第1 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の住所確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施に当たっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	--

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容											
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。 資料 56 各地区避難場所											
情報の収集・伝達	・ 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 ・ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。 ・ 応急対策の実施状況について、必要に応じて町へ報告する。											
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。											
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。											
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。 <table><tr><td>家具の転倒防止</td><td>家具類の固定状況を確認する。</td></tr><tr><td>落下等防止</td><td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す</td></tr><tr><td>出火防止</td><td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td></tr><tr><td>備蓄食糧・飲料水の確認</td><td>備蓄食糧及び飲料水を確認する。</td></tr><tr><td>病院・診療所の外来診療</td><td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td></tr></table>		家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食糧・飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。											
落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す											
出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。											
備蓄食糧・飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。											
病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。											
避難活動	避難行動	・ 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して町長等の避難指示を伝達し、危険想定地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後町に報告する。 ・ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 ・ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 ・ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。										

		資料 57 避難対象地区及び警戒宣言時避難地
	避難生活	・避難生活に必要な天幕・テント、ビニールシート等の準備をする。 ・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。 ・食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持		・ラジオ、テレビ、同時通報用無線放送等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 ・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため必要な車両、人員、資機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

区 分	内 容				
緊急輸送対策の基本方針	(1)町の地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。 (2)警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 (3)地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (4)警戒宣言発令後、相当期間が経過し、町内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。 (5)自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。				
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他輸送の安全が確保された場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの				
輸送体制の確立	(1)輸送の方法 <table border="1"> <tr> <td>陸上輸送</td><td>あらかじめ指定した輸送道路により、必要な輸送を行う。</td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td>県及び県警察のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請する。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table>	陸上輸送	あらかじめ指定した輸送道路により、必要な輸送を行う。	航空輸送	県及び県警察のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請する。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
陸上輸送	あらかじめ指定した輸送道路により、必要な輸送を行う。				
航空輸送	県及び県警察のヘリコプターによるほか、県に対し航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請する。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。				

	(2)輸送手段の確保 次により輸送手段の確保を図る。 ア 町有車両等の活用 イ 民有車両等の借上げ ウ 燃料等の確保のための関係業者への協力要請 エ 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求 町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請するものとする。 資料 24 町有車両一覧表 資料 58 緊急輸送路・防災ヘリポート 資料 59 ヘリポートの具備すべき条件								
緊急輸送の調整	- 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、警戒本部において調整を行う。 - この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 順位</td><td>町民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第 2 順位</td><td>地震防災応急活動を実施するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第 3 順位</td><td>地震発生後の活動の準備をするための輸送</td></tr> </tbody> </table> - 警戒宣言が発せられ、交通規制が行われた場合の緊急輸送車両の確保について、災害応急活動に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送をする者は、公安委員会へ申し出て、「緊急輸送車両」としてその確認を受け、緊急輸送車両確認証明書及び所定の標章の交付を受けるものとする。	優先順位	内容	第 1 順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第 2 順位	地震防災応急活動を実施するため必要な輸送	第 3 順位	地震発生後の活動の準備をするための輸送
優先順位	内容								
第 1 順位	町民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第 2 順位	地震防災応急活動を実施するため必要な輸送								
第 3 順位	地震発生後の活動の準備をするための輸送								

町及び防災関係機関

実施主体	内 容
町	- 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。 - 町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 - 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第６節 自衛隊の支援

警戒宣言が発令された場合、町長は地震防災応急活動を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

区 分	内 容
派遣要請事項	ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生前の航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送
地震防災派遣部隊の受入れ	- 町長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう必要な受入体制をとる。※集結地：長泉町健康公園 - 県との連絡調整を行う。

第７節 避難活動

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。この避難計画を定めるに当たって基本とすべき事項を示す。

１ 避難対策

区 分	内 容
基本方針	(1)長泉町地震防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者（介護者を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

	(2)「避難対象地区」の住民等が避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。 (3)避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。 (4)避難誘導や避難地での生活については、要配慮者に配慮するものとする。 (5)その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための 勧告及び指示	指示の基準	町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達 方法	- 町長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区の住民に対し、同時通報用無線放送、広報車等により、避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。 - 町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関し ての周知事 項	- 町（消防機関含む。）及び警察署は、常日頃から、避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 - 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地域名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地域の地区名（桃沢郷分譲地） イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域 の設定	警戒区域設 定対象地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。）第 26 条において準用する災対法第 63 条に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、(2)のウに準じて周知を図る。

	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとる。町長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。
避難計画の作成	- 避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 - 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	(1)町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は裾野警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次の（イ）に関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。） （ア）避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） （イ）上記事態に対し、応急的にとられた措置 （ウ）町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告（避難完了後速やかに行う。） （ア）避難地名 （イ）避難者数 （ウ）必要な救助、保護の内容 （エ）町等に対する要請事項 (2)町は、避難状況について、県東部方面本部（東部地域局）を経由し、県本部へ報告する。	

2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容
基本方針	町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「警戒宣言発令時避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 資料 60 避難地における避難生活計画書

避難地の設置 及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	- 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 - 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間	- 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 - 避難地までの遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	避難地の運営	- 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 - 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 - 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 - 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会的生活の秩序が破棄され、種々の混乱が生じる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する対策を定める。

区 分	内 容
予想される混乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言 イ 帰宅者による道路の混乱

	ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱
町の実施事項	(1)町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、各種の混乱の生ずるおそれがある時又は混乱が生じたときは、町民のとりべき措置について呼びかけを実施するものとする。 (2)裾野警察署に対し、警戒宣言が発せられたときは次の活動を要請する。また、東海地震注意情報が発表されたときは次の活動が円滑に実施できる準備的措置を要請する。 ア 警戒区域、避難地等に対する警ら活動の強化及び無線自動車の効果的運用を図った、混乱防止及び犯罪の予防取締り。必要に応じ、臨時派出所等を設置しての防犯活動の実施。 イ 犯罪情報の収集。 ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対して、必要に応じ、警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒の実施。 エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りの実施。 オ 流言飛語が横行した場合の原因究明・適切な情報提供の実施。 カ 自主防災組織、民間企業内組織等が効率的な活動を行うための指導の実施。 キ 放射性物質又は火薬類の運搬の届出の際の、運搬の中止又は延期の指導。運搬途上にある危険物については、運搬の中止又は安全な場所に管理するための指導の実施。 (3)物資物価対策 ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 イ 町内事業者関係団体を通じて事業者に協力要請する。 ウ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成 11 年条例第 35 号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
関東経済産業局が実施する物資物価対策	・所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の道路交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	- 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 - 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	- 走行中の車両は、次により行動する。 - ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震発生に備え低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所に駐車しない。 - 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

区分	内容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞などが発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 - ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 - イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 - ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による交通規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

警戒宣言発令時	警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 ア 強化地域内の一般車両の走行は、極力抑制する。また強化地域内への流入は、極力制限し、強化地域外への流出は、交通混乱が生じない限り、原則として制限しない。 イ 避難路と緊急交通路については優先的に機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。
---------	--

(3) 交通規制の計画

県公安委員会は、警戒宣言が発令され、避難対象地区に避難の勧告・指示が出されたときは、避難路を確保するため大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第223号。以下この章で「法」という。)第24条の規定に基づき交通規制を行う。

県公安委員会は、警戒宣言が発令され、警戒本部長が緊急輸送を必要とした場合、その緊急交通路を確保するため交通規制を行う。

区 分	内 容
町内における車両の走行抑制	町内における一般車両の走行は極力抑制する。

緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。	
	路線	検問所設置場所
	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC
	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC
	東富士五湖道路	須走 IC
	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
	国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点
県内への一般車両の流入制限	・隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 ・この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。	

（４）緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。
- ウ これらの事前届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

（５）町の実施事項

区 分	内 容
避難路、緊急交通路を確保するための広報	広報内容 ア 車両走行の自粛 イ 避難路、緊急交通路からの車両の退避
道路啓開	町が定めた避難路、緊急交通路における道路上の障害物及び交通を阻害する物の排除活動を実施する。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品など必要物資及び応急復旧資材の確保並びに、医療救護、廃棄物処理・清掃及び防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ 町及び県は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、町民に対して貯水の励行を呼びかける。 エ 町及び県は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ 町及び県は広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ 町民は、備蓄食糧・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	--

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1)調達方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品（以下「緊急物資」という。）は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 町の緊急物資の供給は、前記アを補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2)町及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内 容
町	ア 山・がけ崩れ等の危険地域住民で非常持出しができなかった者や、町外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分すること。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
自主防災組織 及び町民	・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・町民は、緊急物資非常持出品の整備、搬出を行う。

(3)警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

町、簡易水道管理者及び町民は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
町、簡易水道 管理者	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置及び応急復旧体制の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備を行う。
住 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護・防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び町民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。
救護班、救護所の設置基準	ア 救護班は、原則として医師 1 人、看護師 3 人、補助者 2 人をもって編成する。救護班は、救護所に派遣する。 イ 救護所は、原則として、公立 3 小学校に置く。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

① し尿処理

実施主体	内 容
町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ災害時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

② 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

実施主体	内 容
町	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

(4) 応急復旧資材の確保

町は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等への供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

(5) 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会へ発災時の協力を要請する。

第 11 節 町有施設、設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検整備等について定め、地震応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

○警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- ア 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。
- イ 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- ウ 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- エ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

○東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、公共施設等（道路、工事中の施設等、庁舎）については、職員等の安全を配慮し、おおむね次の措置をとるよう努める。

○また、東海地震注意情報発表時には、町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
道 路	・道路利用者に対して、同時通報用無線放送、広報車等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 ・道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、町・県・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本部及びその他災害応急対策上必要な庁舎	本部及びその他の災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道用水供給施設	警戒宣言に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
用水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
道 路	・車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を同時通報用無線放送、広報車等により、道路利用者に対し行うよう努める。 ・緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。また建設業者に対し、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。 ・地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整えるものとする。 ・幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための町・県・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

本部及びその他災害応急対策上必要な庁舎	本部及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道用水供給施設	溢水を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。
用水路	・農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて、用水路の断水、又は減水を行う。 ・町長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。

3 コンピュータ

○コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、住民の生活に密接に関係のある防災関係機関が住民の生活を確保し又は安全等を確保するために講じる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道（町）	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
ガス（静岡ガス株式会社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する

東部支社)	る備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信(西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社 NTT ドコモ東海支社)	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送(日本放送協会、民間放送会社)	・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。 ・警戒宣言時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。	
鉄道(東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	列車の 運転規則等	・旅客列車については、運航を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域内への進入を禁止する。 ・貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
バス	・平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	
道路	・平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後の道路交通規制の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。	
市中金融	・金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり	

	営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、移動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
病院・診療所	- 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。（外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。） - 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備措置を講ずる。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。（必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。）
百貨店・スーパー等	- 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 - 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 - 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分		内 容
水道（町）		・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備をする。
下水道（町）		・下水の処理は継続する。 ・地震に備え、資機材の点検及び施設の応急復旧の準備を行う。
電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）		・必要な電力の供給は継続する。 ・地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス（静岡ガス株式会社東部支社）		・ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。
通信（西日本電信電話株式会社 静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社）		・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 ・このため必要に応じ一般通話を制限する。なおこの場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 ・災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員等を配備する。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用して社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 ・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
市中金融	金融機関の営業	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 （ア）正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 （イ）営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 （ウ）現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

		(工)「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。 (ウ) ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。	
	保険会社及び証券会社の営業	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。 イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常時の営業を再開する。	
鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	列車の運転規制	新幹線	ア 想定震度が６弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が６弱以上の地域内を運航中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転し停車する。 ウ 想定震度が６弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

		在 来 線	ア 強化地域内への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運航中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域内においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
	旅客等に対する対応		- 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運航状況について案内する。 - 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
バ ス			- バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 - 警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道 路			- 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため交通規制を行う。 - 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 - 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 - 高速道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内へのインターチェンジからの流入を制限する。 - 走行車両は低速走行する。
病院・診療所			- 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
百貨店・スーパー等			百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

	• 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 • 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
--	--

第 13 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

- 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- 建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手段等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項 (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事 ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報 (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。
--	--

【警戒宣言発令時】

○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、運営等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等 (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項 (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・警戒宣言発令・東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 (5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。
------------	---

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

区 分	内 容	
病院・診療所	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
百貨店・スーパー等	【東海地震注意情報発表時】	・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 ・町や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	【警戒宣言発令時】	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により町民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・町や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は	【東海地震注意情報発表時】	・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

取扱を行う施設（大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる施設又は事業所）	【警戒宣言発令時】	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事項（大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる事業所）	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園	○町教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は、保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 ○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学、通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	
	【東海地震注意情報発表時】	生徒等が在籍・在園（所）中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予測される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を

		中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。 なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	【警戒宣言発令時】	・生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 ・家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
社会福祉施設	【東海地震注意情報発表時】	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 - ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	【警戒宣言発令時】	・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 - ア 家族等への引渡し - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
放送事業	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】放送に準ずる。
	【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】放送に準ずる。

その他の施設又は事業	道路	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。
		【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる
	電気事業	【東海地震注意情報発表時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		【警戒宣言発令時】	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員 1000 人以上の工場	【東海地震注意情報発表時】	・警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		【警戒宣言発令時】	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する

第 14 節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 13 節の規定に準ずる。	
	学校	ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	幼稚園・保育所	園児、保育児の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
	水道用水供給施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 13 節の規定に準ずる。	
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難所の受入方法等
	幼稚園・保育所	園児、保育児の家族等への引渡し方法
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
	水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置
	病院	警戒宣言発令時の診療体制

長泉町地域防災計画

風水害対策編

令和6年2月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

総 則	頁
第 1 章 総則	1
第 1 節 過去の顕著な災害	1

発 災 前	頁
第 2 章 災害予防計画	4
第 1 節 総則	4
第 2 節 河川災害予防計画	4
第 3 節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	6
第 4 節 土砂災害防除計画	7
第 5 節 山地災害防除計画	11
第 6 節 林道災害防除計画	11
第 7 節 農地災害防除計画	11
第 8 節 倒木被害防除計画	12
第 9 節 避難情報の事前準備計画	12
第 10 節 避難誘導体制の整備計画	13
第 11 節 盛土災害防除計画	13
第 12 節 防災知識の普及計画	13
第 13 節 自主防災活動	14

発 災 後	頁
第 3 章 災害応急対策計画（水防計画）	15
第 1 節 総則	15
第 2 節 水防組織	18
第 3 節 監視、警戒及び重要水防箇所	22
第 4 節 洪水予報・警報等	23
第 5 節 決壊時の処置	28
第 6 節 協力応援	28
第 7 節 水防てん末報告	29
第 8 節 費用負担及び公用負担	29
第 9 節 その他	30

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、長泉町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、長泉町及び防災機関が行うべき長泉町の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第 4 章 災害復旧計画によるものとする。

章	記載内容
第 1 章 総則	過去の顕著な災害
第 2 章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第 3 章 災害応急対策計画 (水防計画)	総則、水防組織、監視、警戒及び重要水防箇所、洪水予報・警報等、決壊時の処置、協力応援、水防てん末報告、費用負担及び公用負担、その他

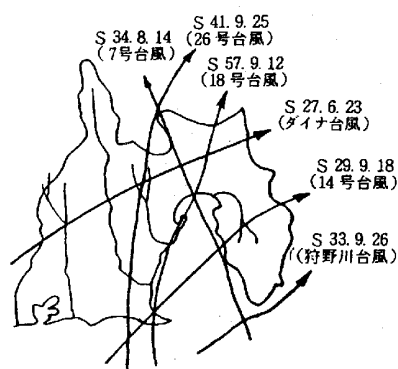
第 1 節 過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

県下到大被害を与えた主な台風経路を見ると、下図のようになる。

県下到大被害を与えた主要台風経路図



この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

経 路	状 況
県下を南西方向から、北東進するもの	- この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 - ダイナ台風は 980hpa 内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm 以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は 30~40m/s に達した。被害は全県下におよび、死傷 30 人を初め、家屋全壊

	20 戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ・ダイナ台風より進路的には南を通った昭和 29 年 9 月 18 日の 14 号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	・この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 ・狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度 970hpa 程度であったが、湯ヶ島では総雨量 753mm に達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷 1,500 人、行方不明 339 人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。 ・令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧 955hPa 程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で 1,312 棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和 34 年 8 月 14 日の 7 号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8m/s、御前崎で W29.6m/s が観測された。雨は大井川中流域で 300mm を越え、安倍川上流の梅ヶ島で 470mm となった。このため県の中中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記 3 つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和 49 年 7 月 7 日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第 8 号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では 24 時間降水量 508mm を記録し、死者 44 人、家屋全壊 241 戸など甚大な被害をもたらした。

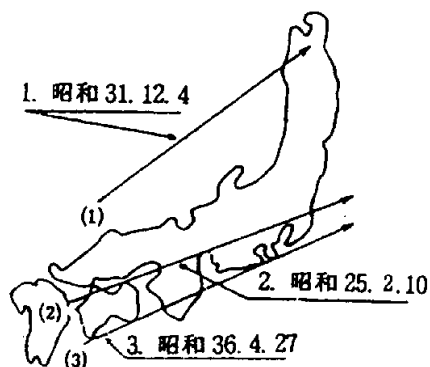
(2) 低気圧

○低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。県下に影響する低気圧の経路は、下図のようになる。

○(1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

○(2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いので風も強まる。

○また(1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。



経 路	状 況
(1)の例	・昭和 31 年 12 月 4 日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が 4 日の午後通過し、海上や海岸地方では 5 日にかけて強風が吹き波が高かった。 ・最大風速は石廊崎で W27.2m/s、御前崎で W19.7m/s を観測した。 ・この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)の例	・昭和 25 年 2 月 9 日～10 日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧 990hpa で静岡県を通過して関東へ去った。 ・9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎 W26.7m/s、石廊崎 SW22.6m/s となり、雨量は湯ヶ島 160mm、瀬戸谷 115mm で大井川が増水した。 ・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3)の例	・昭和 36 年 4 月 26 日～27 日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。 ・26 日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎 23.3m/s、御前崎 SSW19.8m/s、雨量は静岡 125mm、稲取 120mm、島田 118mm が観測された。 ・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

○竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を下図に示す。

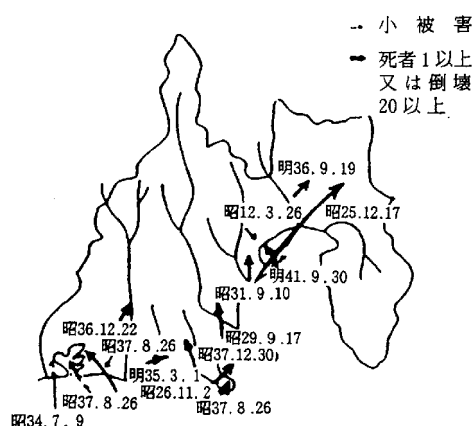
○主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。

○このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。

○特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。

○いずれにしろ、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

県下を襲った竜巻の発生地と経路(明 33~昭 39)



第2章 災害予防計画

第1節 総則

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- 町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 町内河川の特徴

○町内の主要河川は、黄瀬川、桃沢川、梅ノ木沢川及び谷津川の4河川であるが、河川災害については本町より上流の御殿場市、裾野市の多量降雨による河川増水が予想されるため当町においても主要河川の各所に水位計を設け、暴風雨、集中豪雨時に警戒を行うとともに、関係機関と密に連絡をとり災害の防止に努めている。普通河川については、十分な調整と研究により、防災対策を講ずる必要がある。

2 浸水想定区域の指定と通知

- 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、総称して、「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、長泉町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- 町は、長泉町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

について定めるものとする。

- 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
- 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

○上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

○町長は、長泉町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

資料 79 重要水防区域一覧表

資料 85 長泉町防災地図（ハザードマップ）

資料 90 要配慮者利用施設

○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 連携体制の構築

○水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

資料 79 重要水防区域一覧表

資料 85 長泉町防災地図（ハザードマップ）

資料 90 要配慮者利用施設

第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

1 道路・橋りょう

国道・県道について、関係機関に管理の強化を要請し、災害の未然防止に努め、また災害発生の場合は早急に連絡し、交通路線の確保のための措置を講ずる。町道については、地形、交通量の変化、落石、崩壊等による危険箇所を調査し、通行危険箇所の解消を図るものとする。

町（道路管理者）は、長泉町建設業協会との協定書に基づき、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について努めるものとする。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第4節 土砂災害防除計画

山・がけ崩れによる災害防止のため急傾斜地崩壊危険区域を指定し、法面工、急傾斜地の崩壊防止工事の実施を推進する。

1 防災パトロールの実施

○山・がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、平素から危険予想箇所を把握し、パトロールを実施する。

(1) 実施時期と箇所

区 分	内 容
実施時期	豪雨が予想されるとき
実施箇所	長泉町急傾斜地崩壊危険箇所、長泉町急傾斜地崩壊危険区域土石流危険渓流、土石流危険区域 資料 31 土砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒避難体制

2 避難措置の徹底

○危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まずその住民に対する避難措置の確立が最も必要である。山・がけ崩れ災害の発生する恐れがある場合、又は危険が切迫した場合、迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるよう避難計画の確立に努める。

○町は大雨警報（土砂災害）が発表された場合、土砂災害計画区域等に対し、必要に応じて高齢者等避難を発令する。

○町は土砂災害警戒情報が発令された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒区域等に対し、必要に応じて避難指示を発令する。

○また避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得などをあらかじめ徹底させておくものとする。

3 総合的な土砂災害対策

○町は、県が「土砂災害防止法」の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を長泉町地域防災計画に定める。

○町は、長泉町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

○町長は、土砂災害警戒区域について、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

○また、土砂災害ハザードマップの配布や危険箇所表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。

資料 85 長泉町防災地図（ハザードマップ）

4 砂防事業

○土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内 容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急 砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等、危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

5 地すべり対策事業

○地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急 地すべり対策事業	当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

6 急傾斜地崩壊対策事業

○急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等、危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

7 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の 提供と活用	・町は土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。 ・町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具

	体的に設定するものとする。 ・町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報・雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
--	---

8 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
町地域防災計画	・町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 - また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため

	必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 資料 90 要配慮者利用施設
住民への周知	・町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解除	・町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

9 その他のソフト対策

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の周知	土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	県と町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

治山災害については、災害の発生を防止するために、町周辺の地形に関して十分な調査を実施するとともに、隣接関係市町と十分協議し各種事業に合わせて、対策を進めていくものとする。

また、町は、山地災害地区（崩壊土砂流出危険地区 4 地区・山腹崩壊危険地区 1 地区）の危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

1 山地災害危険地対策

○地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

○町は県と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

○荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。

3 総合的な山地災害対策

○毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生未然防止を図る。

○山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第6節 林道災害防除計画

○林道は、一般に急峻な法面を切り取ったり、盛土して山腹を切り開いた道路が多いことから、常に崩壊又はがけ崩れの危険があるため、十分に調査を実施して各種の事業に合わせて対策を進めていくものとする。

第7節 農地災害防除計画

○農地の防災については災害を未然に防止すべく事前に十分な調整を行い、各種の事業に合わせて積極的に進め災害の防除を図るものとする。

第8節 倒木被害防除計画

町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関す

る情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第10節 避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第11節 盛土災害防除計画

- 町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

- 町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

- 町は県の設置する「盛土等対策会議」地域部会等の機会を通じ、県や関係機関と連携し、不適正な盛土事案の問題解決のための的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う。

第12節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編第2章災害予防計画第4節防災知識の普及計画及び風水害対策編第2章災害予防計画第9節避難情報の事前準備計画2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、町は県、国、関係機関等との協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき

行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
- また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第13節 自主防災活動

（共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に順する。）

第 3 章 災害応急対策計画（水防計画）

第 1 節 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって区域内の各河川の洪水を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防の責任等

水防上重要な機関の責任は次のとおりである。

区分	内容	
県の責任 （法第 3 条の 6）	静岡県（以下「県」という。）は、長泉町（以下「町」という。）が行う水防が十分に行われるよう水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。	
町の責任 （法第 3 条）	町は、法第 4 条の規定に基づく静岡県知事（以下「知事」という。）指定の水防管理団体として、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。	
気象庁長官 （静岡地方気象台長） の責任（法第 10 条）	気象等の状況により狩野川において洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（沼津河川国道事務所長）及び知事に通知するとともに、これを一般に周知させなければならない。	
国土交通大臣 （沼津河川国道事務所 長）の責任（法第 10 条、 13 条、14 条、16 条）	（洪水予報・様式 1）	狩野川において洪水のおそれがあると認められるときは、静岡地方気象台と共同して、その状況について水位を示して知事に通知するとともに、これを一般に周知させなければならない。
	（水防警報・様式 2 黄瀬川氾濫注意水位・本宿水位 3.00m、黄瀬川出動水位・本宿水位 3.80m）	黄瀬川において洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発令し、知事に通知しなければならない。
	（氾濫危険（特別警戒）水位・本宿水位 4.20m）	黄瀬川において氾濫危険（特別警戒）水位に達したときは、知事に通知するとともに、これを一般に周知しなければならない。
	（浸水想定区域）	黄瀬川における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、降雨により黄瀬川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。

知事の責任（法第 10 条第 3 項、第 16 条第 3 項）	知事は、黄瀬川における水防警報を受けたときは、水防管理者である町長及び関係機関に通知しなければならない。 また、氾濫危険（特別警戒）水位到達の通知を受けたときは、町長に通知するものとする。
居住者等の水防義務（法第 24 条）	町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のあるときは、進んで水防に協力するよう努めなければならない。

3 沼津河川国道事務所水防連絡会

○河川法・水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき管内水防管理団体の水防活動が円滑に機能できるように関係機関相互の協力を密にし水防対策の万全を期することを目的として設立された団体。

4 狩野川洪水予報連絡会（沼津河川国道事務所）

○水防法及び気象業務法に基づき国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報業務に資するため、狩野川水系内の関係機関に気象、水位等を迅速、確実に連絡することで、水害の予防、軽減を図ることを目的として設立された団体。

5 静岡県東部圏域災害情報協議会（沼津河川国道事務所）

○県東部の水害防止、軽減を図るため、関係機関相互の情報共有及び災害時における連携の強化を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的に設立された団体。

6 狩野川水防災協議会（沼津河川国道事務所）

○気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、隣接する自治体や県、国等と連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的に設立された団体。

7 東部地域豪雨災害減災協議会（静岡県）

○東部地域における県管理河川において、河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識改革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に設立された団体。

8 町の処理すべき事務

法第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、町が処理すべき水防業務の大綱は次のとおりである。

町が処理すべき水防業務の大綱	ア 水防組織の確立（法第 3 条） イ 水防機関の整備（法第 5 条） ウ 水防倉庫、資機材の整備 エ 通信連絡系統の確立（法第 27 条） オ 平常時における河川等の巡視（法第 9 条） カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第 15 条） 洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者を含めた避難警戒体制を長泉町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配付 キ 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第 36、39、40 条） ク 水防時における適正な水防活動の実施 その主たる内容は次のとおりである。 （ア）水防管理団体の費用負担（法第 41 条） （イ）河川の巡視及び水防団員等の出動体制の確保（法第 9、17 条） （ウ）消防団（水防団）員等の水防活動における安全配慮 （エ）通信網の点検 （オ）水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保 （カ）雨量、水位観測を的確に行うこと （キ）堤防等の決壊及び決壊後の処置（法第 25、26 条） （ク）水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第 28 条） （ケ）居住者等の水防活動従事の指示（法第 24 条） （コ）警察官の援助の要求（法第 22 条） （サ）避難のための立ち退きの指示（法第 29 条） （シ）自衛隊派遣要請の要求（地域防災計画 共通対策編 第 3 章 第 27 節による） （ス）水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条） （セ）水防解除の指示 （ソ）水防てん末報告書の提出（法第 47 条） （タ）水防計画の策定（法第 33 条第 1 項） （チ）水防計画の知事への届け出（法第 33 条第 3 項） （ツ）水防計画の要旨の公表（法第 33 条第 3 項） （テ）水防団員数の確保（法第 35 条） （ト）毎年の水防訓練（法第 32 条の 2） （ナ）水害ハザードマップの作成（法第 15 条）
----------------	---

第２節 水防組織

１ 水防組織

水防に関係のある気象の注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると水防本部長が認めたときから、洪水等の危険が解除されるまで次の組織で事務を処理する。

区 分	内 容
設置場所	水防本部は、役場別館 3 階地域防災課に置く。
組織	水防本部の組織は、別表 1 及び 2 のとおりとする。

２ 災害対策本部との関係

○災害対策本部が設置されたときは、水防本部はその組織に統合される。

３ 配備体制

水防本部員の配備については、常時勤務から水防配備体制への切り替えを迅速確実に行い、勤務員を適当に交代させ、又は休養させ、長期間にわたる水防活動の完遂を期するため、次のとおり行う。

区 分		内 容
(事前配備体制 A 別表 1)	配備基準 次のいずれかに該当する場合	・当町管内に大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれかが発表され解除されるまで。 ・その他協議を必要とするとき。
	活動内容	・住民の通報、インターネット等からの情報収集及び第 2 次配備体制への移行準備。 ・都市環境部門（上下水道課、くらし環境課除く）の職員については、管内河川（農業用水含む）の警戒活動を主として展開する。
	その他	状況によっては、「別表 1 内 本部付課員全員」を招集する場合がある。
(事前配備体制 B 別表 2)	配備基準 次のいずれかに該当する場合	・時間雨量 40 mm 以上を観測したとき。 ・黄瀬川上流域において、かなりの雨量が観測され、黄瀬川本宿観測所 3.90m を観測したとき。 ・被害が発生し、第 1 次配備体制では対応不可能なとき。
	活動内容	・災害対策本部設置準備（役場別館 3 階） ・交通規制等の実施の要否確認 - ア 東部地域局及び沼津土木事務所への連絡 - イ 交通規制場所の決定及び迂回路の検討 ・避難のための立ち退きの勧告・指示 - 一 本宿観測所氾濫危険（特別警戒）水位 4.20m を目安とし、又、土砂災害については県と気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」も考慮する。 - 本部長（町長）への確認 - 一 現場からの情報を基に判断

(事前配備体制B 別表2)	活動内容	- 警戒区域の設定の要否確認 - 広報活動の準備 必要な車両、職員の選出 - 一次避難地等の選定 安全性を鑑み、一次避難場所及び広域避難場所の選定 - 区長、自主防災会長への連絡体制の確保 - 広域避難場所運営の準備 避難に必要な職員の選出及び教育委員会等への連絡 - 黄瀬川浸水想定区域の巡視 - 土砂災害危険箇所等の巡視
	その他	状況によっては、「災害対策本部員」を招集する場合がある。
(別表3) 第3次配備体制	配備基準 次のいずれかに該当する場合	- 災害対策本部を設置したとき - 第2次配備体制では対応が不可能なとき
	活動内容	- 災害対策本部の設置（役場別館3階） - 被災情報の収集及び応急対策の実施 - 関係機関との連絡調整 - 第2次配備体制に準じた活動
(別表3) 非常救助体制	配備基準	第3次配備体制では対応が不可能なとき
	活動内容	- 全職員による完全な救助体制 - 第3次配備体制に順じた活動

4 消防団

消防団の配備体制は下記のとおりとする。

区 分	内 容
待機	団長は、水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき必要に応じて消防団の連絡員を各詰所に詰めさせるとともに、その後の情勢を把握することに努め、また、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	団長並びに幹部団員は、河川の水位が氾濫注意水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるときは、所定の詰所等に集合し、資器材及び器具の点検整備、作業員の配備計画に当たり、水防上重要な箇所の巡視等のため、一部団員を出動できる状態におく。

出動	以下の基準により、団員は所定の詰所に集合し、警戒配備につく。 ア 河川の水位がなお上昇し、出動の必要が認められたとき。 イ 災害が発生し、消防団の出動が必要であると水防本部長が認めたとき。 ウ 住民からの要請があり、危険と認められたとき。
----	---

5 水防要員の安全配慮

水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。

- (1) 水防活動現場では、気象情報や水防警報などの情報収集に努める。
- (2) 水防活動時には、身の安全を確保する装備を着用する。
- (3) 災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる場所等に必要な監視人員を配置する。
- (4) 水防活動や避難誘導にあたっては、水防要員の危険を回避するため、水防要員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

6 水防の注意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ水防指令の命令が予測されるときは、待機しなければならない。
- (2) 水防本部員は、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (3) 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (4) 作業中は、私語を慎み言動に注意しなければならない。
- (5) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最盛期に最大の水防能力が発揮できるように努める。
- (6) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時期にもよるが、概ね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、堤防斜面の崩れや陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位最大洪水の4分の3位に減水したときが最も危険）ので洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒に努める。
- (7) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (8) 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

7 水防信号及び標識並びに身分証票

(1) 水防信号（法第20条）

水防信号は、静岡県水防信号規則（昭和31年9月28日県規則第75号）の規定による。

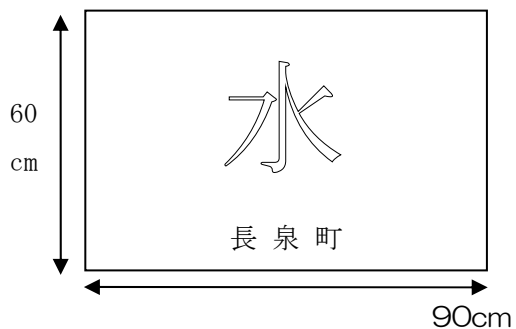
資料 80 水防信号

(2) 水防優先標識

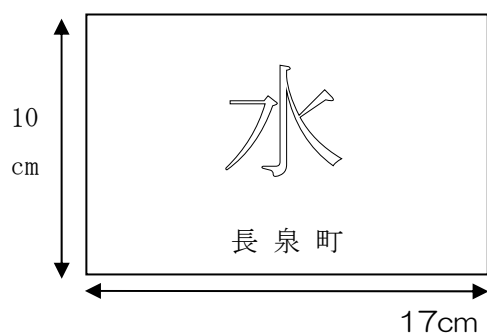
法18条による水防優先通行車馬標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次のとおりである。

※「水」は赤色、外は白色

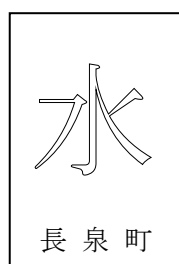
(ア) 車馬標識



(イ) 腕章



(ウ) 標燈（形状適宜）



(エ) 身分証票（法第 49 条第 2 項の長泉町水防職員の身分証票）

(表) 第 号 水防公務証 (長泉町) 所 属 氏 名 生年月日 長泉町水防職員であることを証す。 令和 年 月 日 長泉町水防本部長 長泉町長 印	(裏) 心 得 1 記名以外の者の使用を禁ず 2 変更があったときには速やかに訂正を受けること 3 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返還すること 4 本証は、水防法第 49 条第 2 項による立入証である
--	--

8 水防解除

- (1)水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2)水防従事者は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3)水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告するとともに、使用した資器材は手入れをして所定の位置に設備する。

第3節 監視、警戒及び重要水防箇所

1 重要水防箇所

○町内河川で特に水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する箇所は資料 87 重要水防区域のとおり。

○町は、常に当該箇所の把握に努め、その水防対策を確立しておかななくてはならない。

資料 42 消防署水防警戒活動実施基準

2 国土交通省 重要水防箇所の区分

種類	内容
重要区間	堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種類別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している。 A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後3年間）、破堤・旧川跡
重点区間	- 重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 - なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。

3 浸水想定区域

○町内河川で浸水想定区域が示されている箇所は資料 85 長泉町防災地図(ハザードマップ)のとおり。

○町は、常に当該箇所の把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

4 土砂災害危険箇所等

○町内で土砂災害危険区域が示されている箇所は資料 85 長泉町防災地図(ハザードマップ)のとおり。

○町は、常に当該箇所の把握に努め、その土砂災害対策を確立しておかなければならない。

第4節 洪水予報・警報等

1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

（本町には、該当河川なし）

○国土交通大臣が指定した河川に係る洪水予報は、沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協同で発表する。

○町内には洪水予報を行う河川はないが、狩野川で洪水予報が発表された場合は、本町にも通知される。

参考 1. 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
狩野川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚 290 番 1 地先の修善寺橋から海まで
	右岸 伊豆市柏久保字上ナメド 555 番 3 地先の修善寺橋から海まで

参考 2. 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
狩野川	徳倉	清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大仁	伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m

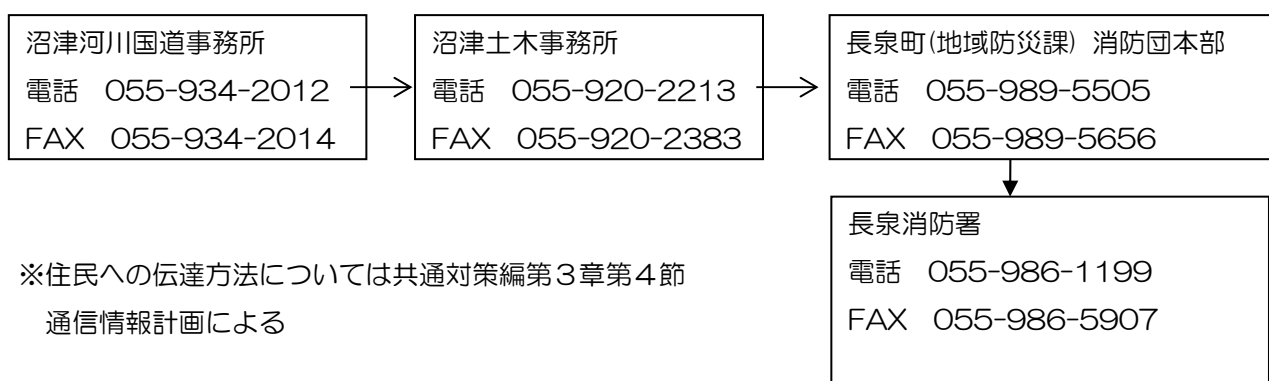
参考 3. 狩野川洪水予報の発表者

河川名	担当官署	発表責任者
狩野川	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台

参考 4.洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発表基準	摘 要
氾濫 注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき 沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき、若しくは、避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫 危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき発表する	
氾濫 発生情報	堤防からの越水または堤防の決壊がおこり、河川水による浸水が確認されたときに発表する	
その他	洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	取り扱いは、氾濫注意情報に準ずる

参考 5.洪水予報・警報等の連絡系統図



参考 6.関係水防管理団体

水防管理団体	電話番号	FAX
長泉町	055-989-5505	055-989-5656
沼津市	055-934-2531	055-934-6688
三島市	055-975-3111	055-981-7720
伊豆市	0558-72-9850	0558-72-6588
伊豆の国市	055-948-1412	055-948-1169
清水町	055-981-8205	055-973-1711
函南町	055-978-2250	055-978-1197

2 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置

○国土交通大臣が指定した河川及び海岸についての水防警報等の発表は、沼津河川国道事務所長が発表する。

(1) 水防警報を行う河川及び区域

河川名		区 域	区域延長
狩野川	支川 (黄瀬川)	左岸 長泉町本宿字西ノ久根 345 番 11 地先寿橋から 幹川合流点まで 右岸 沼津市大岡字北街道 3022 番 7 地先寿橋から 幹川合流点まで	2,700m

(2) 水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	位置	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	出 動 水 位	避 難 判 断 水 位	氾濫危険 (特別警 戒) 水 位	計画高 水 位
狩野川	黄瀬川	本宿	本宿 (左岸合流点 から 2.7 km)	2.00m	3.00m	3.80m	3.90m	(4.20m)	6.18m

水系名	河川名	観測所名	現在堤防高	堤内地地盤高	関係水防管理団体
狩野川	黄瀬川	本宿	左岸 7.2m 右岸 8.3m	左岸 6.7m 右岸 8.3m	長泉町、清水町 沼津市

- (注) 1 水防団待機水位は、水防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。
 2 氾濫注意水位は、出動の準備に入る水位。
 3 出動水位は、水害の発生に備え出動する水位。
 4 避難判断水位は、避難準備情報を発表する目安となる水位。なお、町民への高齢者等避難、避難指示の発令は、災害対策基本法第 60 条により町長の判断で行うものであり、本水位をもって実施するものではなく、その判断のひとつである。

(3) 洪水予報・警報等の連絡系統図



(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機 ・ 準備	- 水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。 - また、関係者に対し、水防に関する情報連絡や水門機能の点検、その他必要な措置を講ずるよう指導する	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認めるとき。
解除	水防活動の終了を通告するもの。	水位が警戒水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 知事が行う水防警報とその措置

(本町には、該当河川なし)

4 知事が行う水位到達情報の通知とその措置

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名		区域	区域延長
狩野川	支川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点から三島市大場(大場川橋上流)まで 右岸 裾野市伊豆島田 大場川分流点から三島市中島(大場川橋上流)まで	8,320m

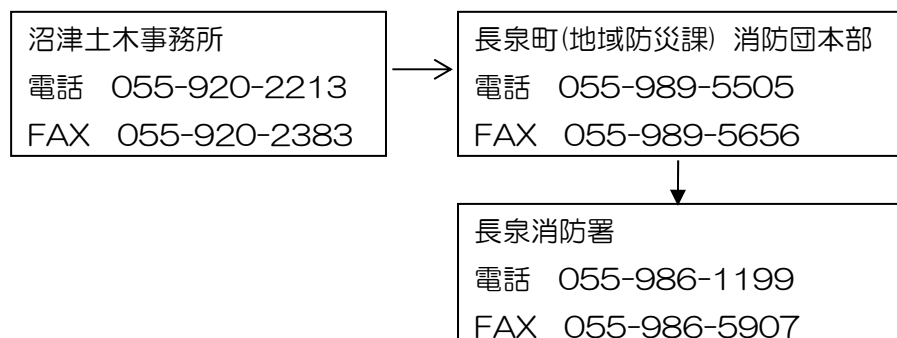
(2) 水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	既往 最高 水位
狩野川	大場川	青木橋	中土狩 (狩野川合流点 から 9.29 km)	2.80m	3.20m	—	3.40m	4.31m

水系名	河川名	観測所名	現況堤防高	堤内地盤高	関係水防管理団体
狩野川	大場川	青木橋	左岸 6.0m 右岸 6.0m	左岸 7.6m 右岸 8.2m	長泉町、三島市 裾野市

- (注) 1 水防団待機水位は、水防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。
 2 氾濫注意水位は、出動の準備に入る水位。
 3 避難判断水位は、避難の目安となる水位。なお、町民への避難指示の発令は、災害対策基本法第 60 条により町長の判断で行うものであり、本水位をもって実施するものではなく、その判断のひとつである。なお、避難判断水位が設定されていない河川でも氾濫注意水位（警戒水位）の超過、大雨警報の発表および今後の降雨予測等、状況に応じて高齢者等避難が発令される。

(3) 洪水予報・警報等の連絡系統図



第5節 決壊時の処置

1 決壊（若しくは水が溢れた場合）の通知

- (1) 堤防が決壊した場合（若しくは水が溢れた場合）、水防本部長は速やかに地区住民、沼津土木事務所長及び裾野警察署長、隣接水防管理者に通報する。
- (2) この通知は必要に応じ町の同報無線又は広報車等で一般住民に通報する。

2 避難のための立退き

- (1) 堤防が決壊した場合（若しくは水が溢れた場合）、法第29条に基づき水防本部長は速やかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示しなければならない。
- (2) 水防本部長は立退き又は準備を指示した場合は、知事及び裾野警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (3) 水防本部長は、裾野警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画（長泉町防災情報）を作成し、立退き先、経路等必要な措置を講じておかなければならない。
- (4) 堤防が決壊した場合（若しくは水が溢れた場合）の避難所施設は、資料93 長泉町防災地図のとおり。

3 決壊後の処置

○決壊箇所については、水防管理者（水防本部長）、消防団長（水防団長）、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第6節 協力応援

1 水防管理団体相互の協力及び応援

○水防本部長は、水防上必要があるときは、法第23条に基づき他の市町村長に対し応援を求めることができる。

○応援を求められた水防管理団体は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

2 自衛隊の派遣要請の要求

○水防本部長は、災害に際して緊急の場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

3 警察の出動要請

○水防本部長は、水防上必要があると認めたときは、裾野警察署長に対し警察官の出動を要請する。

4 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

○水防本部長は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行う。

第7節 水防てん末報告

1 水防活動報告

○水防が終結したときは、水防本部付職員は所属担当事項を取りまとめ、速やかに水防長に報告しなければならない。

2 県水防本部に対する報告

○水防本部長は、水防管理団体水防活動実施報告書を取りまとめ、水防実施後10日以内又は水防実施の月の翌月の2日までに沼津土木事務所を経由し、県水防本部長に報告する。

第8節 費用負担及び公用負担

1 費用負担（法第41条）

○水防管理団体がその管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

○ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は知事があつ旋する。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により著しく利益を受けた市町村の一部負担

2 公用負担の権限（法第28条）

水防本部長は、水防上必要のあるとき次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用

(3) 土石、竹木その他の資材の収用

(4) 車両その他の運搬器具の使用

(5) 工作物その他の障害物の処分

3 公用負担の権限委任証明書

○公用負担の権限を行使する者は、水防本部長の発行する証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示する。

4 公用負担の証票

○公用負担の権限を行使するときは、の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

第9節 その他

1 公務災害補償（法第6条の2）

○水防従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務により負傷若しくは病気により死亡し、若しくは廃疾となったときは、町の条例等に定めるところにより損害を補償する。

2 水防計画の策定（法第33条）

○町は、県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、知事へ届け出する。

3 水防訓練（法第32条の2）

○町は、関係機関と連携し、毎年1回以上水防訓練を行う。

○なお、訓練要領は、沼津土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定める。

4 水防協力団体（法第36、39、40条）

○町は、法人又は特定非営利活動法人で下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

○町は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

水防協力団体の業務 （法第37条）	ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力 イ 水防に関する情報または資料の収集、提供 ウ 水防に関する調査研究 エ 水防に関する知識の普及、啓発 オ 前各号に附帯する業務
----------------------	---

5 浸水想定区域内における要配慮者利用施設への対策

(1) 地域防災計画における浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、法14条第1項により浸水想定区域の指定があったとき、長泉町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるものとする。

（ア）洪水予報等の伝達方法

（イ）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（ウ）浸水想定区域内の一定の地下街等または高齢者等要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設が存する場合のその利用者の洪水時の避難の確保を図るための洪水予報等の伝達方法

資料 98 長泉町内要配慮者利用施設

6 平常時における監視点検（法第9条）

○水防本部長は、常に本部員及び消防機関に所轄区域の河川、水路等を巡視させ水防上危険と認められる箇所を調査し報告させる。

7 備蓄資機材の点検補充

○備蓄資材は、年2回（3月・9月）その員数と品質等を点検し、保管台帳と照合し、その結果を水防長に報告する。なお、備蓄資材に不足を生じたときはこれを補充しておく。

8 水防協議

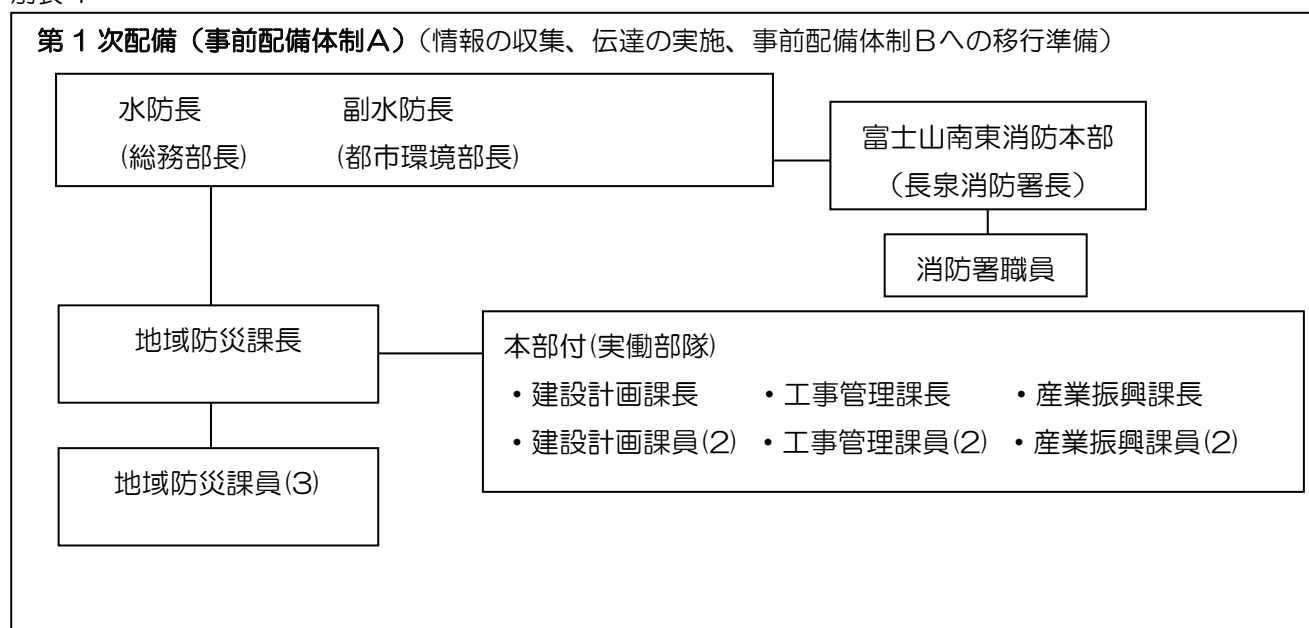
○町の水防計画その他水防に関し重要な事項は、条例の定めるところにより長泉町防災会議において協議する。

9 道路の通行規制に関する情報

○道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

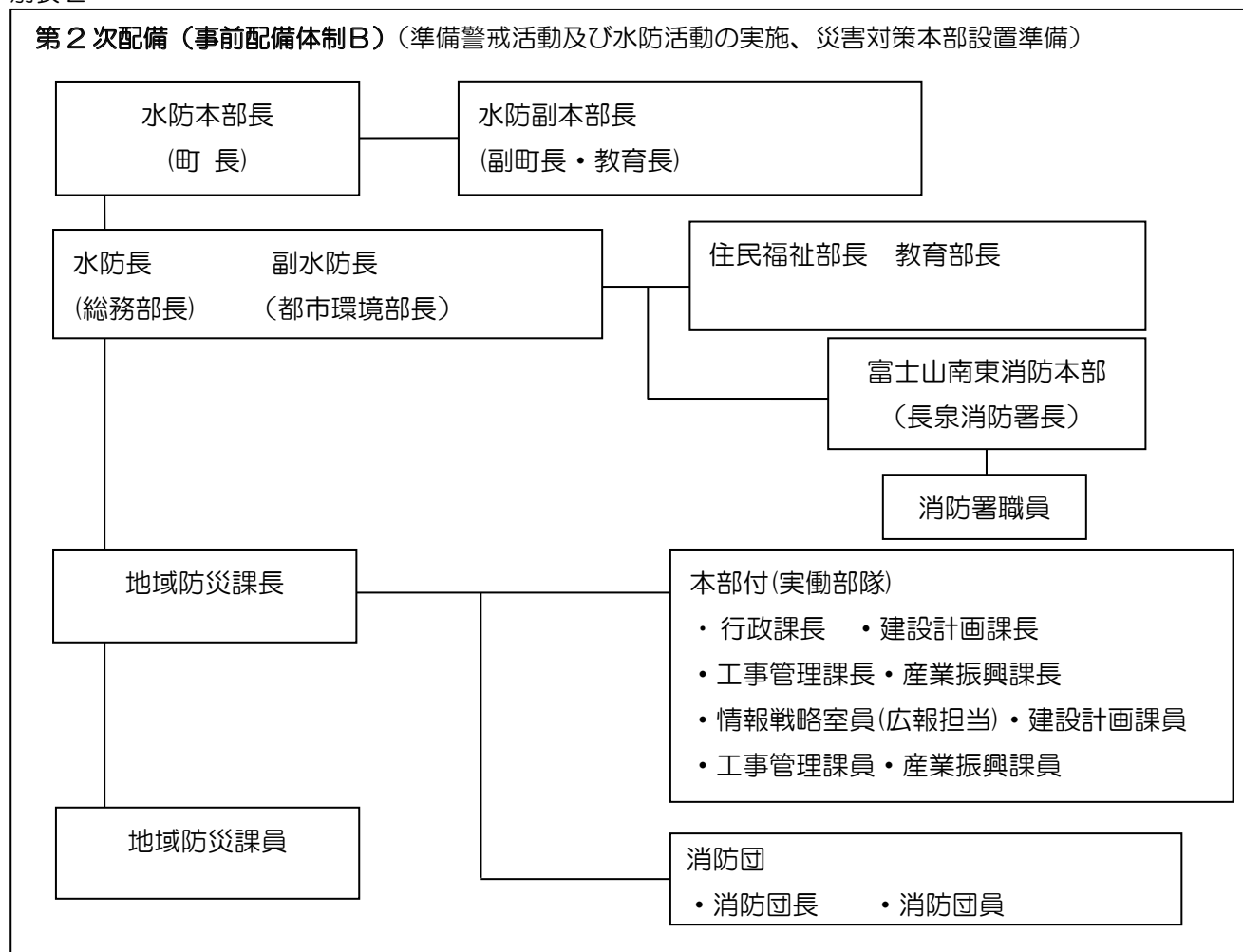
また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

別表 1



※状況によっては、「本部付課員全員」を招集する場合がある。

別表 2



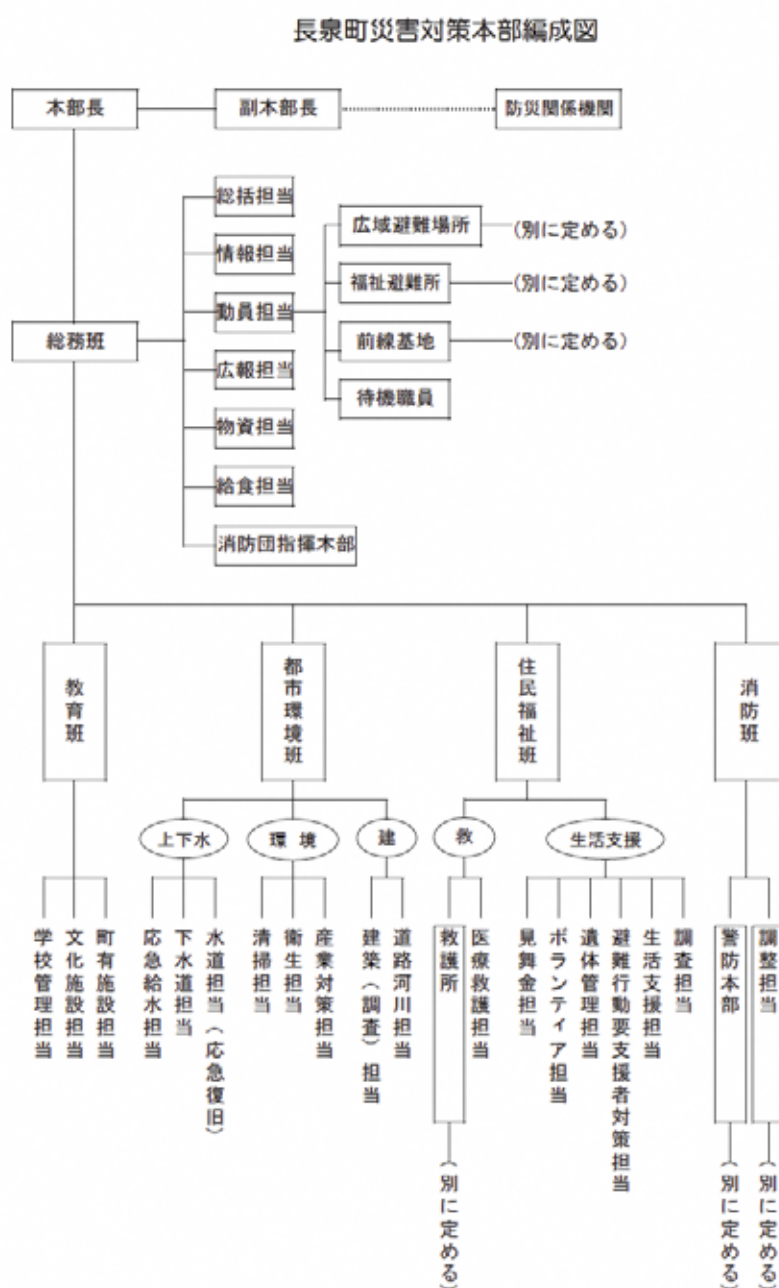
※状況によっては、「災害対策本部員」を招集する場合がある。

別表 3

水防本部から災害対策本部へ移行

第3次配備体制（災害対策本部設置、情報収集及び応急対策の実施、関係機関との連絡調整）

非常救助体制（全職員による救助体制）



※ 避難・救助が最優先となる。

長泉町地域防災計画

火山災害対策編

令和6年2月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

富士山の火山防災計画

総 則		頁
第 1 章	総則	1
	第 1 節 想定	2
	第 2 節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	6
	第 3 節 避難計画	10
発 災 前		頁
第 2 章	災害予防計画（平常時対策）	11
	第 1 節 関係する施設・設備の整備	11
	第 2 節 情報連絡体制の整備	13
	第 3 節 町避難計画の策定	14
	第 4 節 町が定める避難場所・避難所及び避難経路	16
	第 5 節 避難促進施設	17
	第 6 節 予防教育及び研修・訓練の実施	18
発 災 後		頁
第 3 章	災害応急対策計画	19
	第 1 節 噴火警報・噴火予報の伝達	19
	第 2 節 避難指示	21
	第 3 節 交通の規制	32
	第 4 節 避難者の輸送	36
	第 5 節 広域避難路の除灰等	36
	第 6 節 社会秩序維持活動	38
	第 7 節 被害の拡大防止対策	38
	第 8 節 継続災害対応計画	38

富士山の火山防災計画

第 1 章 総 則

この計画は、噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山が噴火した場合に、町民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。本計画に定めのない事項については、共通対策編の各計画に基づき実施する。なお、長泉町においては溶岩流、降灰及び降灰後の降雨による土石流が予想されることから、主に本計画にはこれらについての対策を記載するものとする。

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和 3 年 3 月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下、「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和 5 年 3 月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下、「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえた火山防災対策を定める。関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

第1節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

1 想定火口範囲

約 5,600 年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周囲 1 km の範囲に、山頂から半径 4km 以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

現 象	危 険 性 等
噴石 (大きな噴石、 小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径 2mm 以上）及び火山岩塊（直径 64mm 以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径 2km 以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707 年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約 10km 離れた小山町須走に直径 20cm 程度の噴石が到達した。さらに 20km 離れたところでも直径数 cm の噴石が到達した。
火砕流・ 火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より 1km 程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数 10 km から 100 km 以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 (3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。

	(5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
融雪型 火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の 2 階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速 30 から 60km となり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
降灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後 土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速 50 から 60km 以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚 10cm 以上となった溪流において、時間雨量 10mm 程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震 ・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度 5 から 6 弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし、噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
空振	(1) 噴火に伴う空気振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺

	では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 宝永噴火後には神奈川県酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。 (3) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ ・ 山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速 100km 前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 富士山では、約 2,500 年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去 1 万年に 2 回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	(1) 積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。 (2) 中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火 山	県	市 町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

4 火山現象の影響想定範囲

(1) この計画の対象とする火山現象は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で影響想定範囲が示された次の火山現象とする。

- ① 噴石
- ② 火砕流・火砕サージ
- ③ 溶岩流
- ④ 融雪型火山泥流
- ⑤ 降灰
- ⑥ 降灰後土石流

(2) この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や富士山火山防災対策協議会の富士山火山広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として資料 89 影響想定範囲図に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとする。

資料 81 影響想定範囲図

第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	（キーワード） レベル	火山活動 の状況	住民等の行動及 び登山者・入山 者等への対応	想定される火山現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状況にある	危険な居住区域からの避難等が必要	- 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月6日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲についで堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864年～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800年～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 - 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模地震が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	- 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永（1707年）噴火事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加

噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永（1707 年）噴火事例】 12 月 3 日以降（噴火開始数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等	影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生 【過去事例】該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む） 2007 年 12 月現在の状態

注 1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注 2）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7 億 m^3 を大規模噴火、2 千万～2 億 m^3 を中規模噴火、2 百万～2 千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注 3）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。

注 4）噴火警報（噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）、噴火警戒レベル 5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

2 その他の火山現象に関する予報

降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18 時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10 分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

第3節 避難計画

1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として資料 81 影響想定範囲図に示す。なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえ、各市町において避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えない。

※ 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。

資料 81 影響想定範囲

（参考 避難基本計画 2.37）

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は第3章に記す。

資料 86 段階別避難の流れ

第2章 災害予防計画（平常時対策）

第1節 関係する施設・設備の整備

実施主体	内容
町	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚に障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 - 視覚に障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 - 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・避難所との連絡体制等の構築 ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・観光客・登山者への避難基本計画、町避難計画等の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画、町避難計画等の周知 ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（町避難計画等の策定） ・避難対象エリアの住民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の策定 ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（町避難計画等の策定）

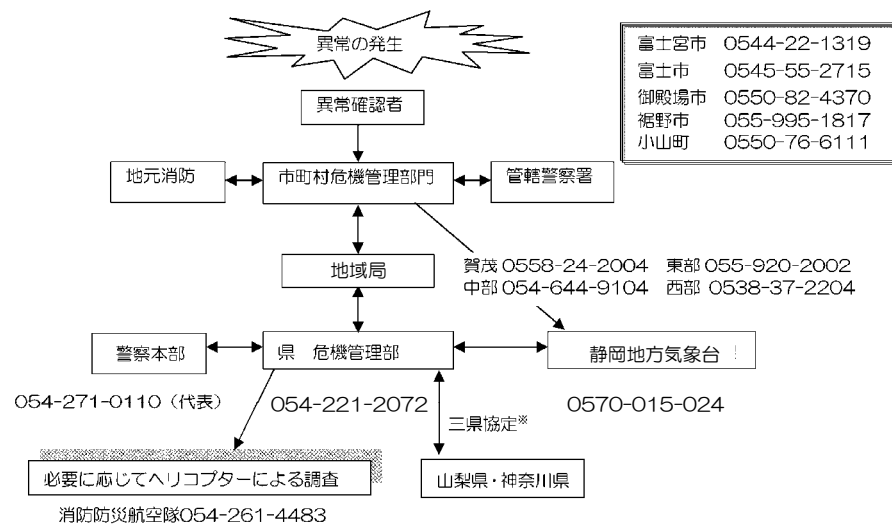
	・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（町避難計画等の策定） ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築
町	・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
道路管理者	・噴火時等における交通規制の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO 中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄りの富士山周辺市町又は警察官に通報するものとする。
町	町長は、警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
警察官	警察官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに町長に通報するものとする。

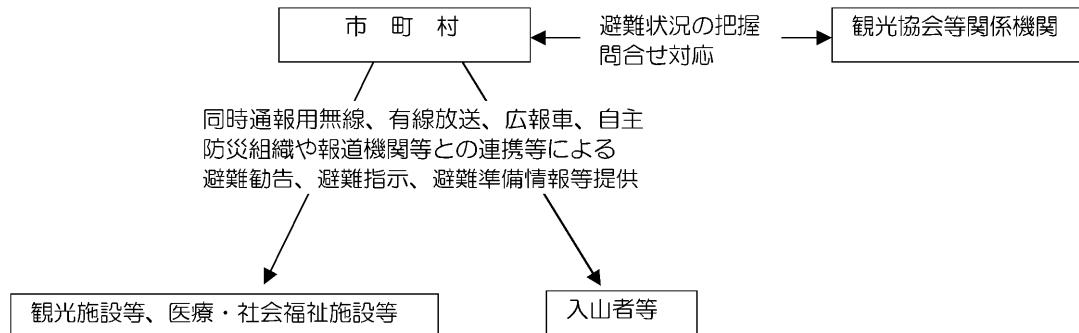


2 関係機関との連携体制の整備

町は、富士山の火山災害に係る防災関係機関及び県と、富士山に関する防災情報及び対策の現状等について、情報交換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。

第3節 町避難計画の策定

1 避難に関連する情報の伝達体制の整備



2 避難対象となる範囲

避難基本計画において定められた避難対象エリアとする。

火山現象	避難対象※1	説 明
火口形成、 大きな噴石、 火砕流、 溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（資料 81 参照） （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
	第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲
	第 2 次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の 流下により孤立する可能性のある範囲
	第 3 次避難対象エリア	溶岩流（1 時間－3 時間以内）到達範囲
	第 4 次避難対象エリア	溶岩流（3 時間－24 時間）到達範囲
	第 5 次避難対象エリア	溶岩流（24 時間－7 日間）到達範囲
	第 6 次避難対象エリア	溶岩流（7 日間－約 57 日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（資料 81 参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外 の部分もある。）
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難 が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2cm 以上）（資料 81 参照）
	避難対象エリア	降灰堆積深が 30 cm 以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲 ※1※2※3

噴石 小さな	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1 cm以上の噴石の降下が想定される範囲（資料 81 参照）
土石流 降灰後	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（資料 81 参照） （降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

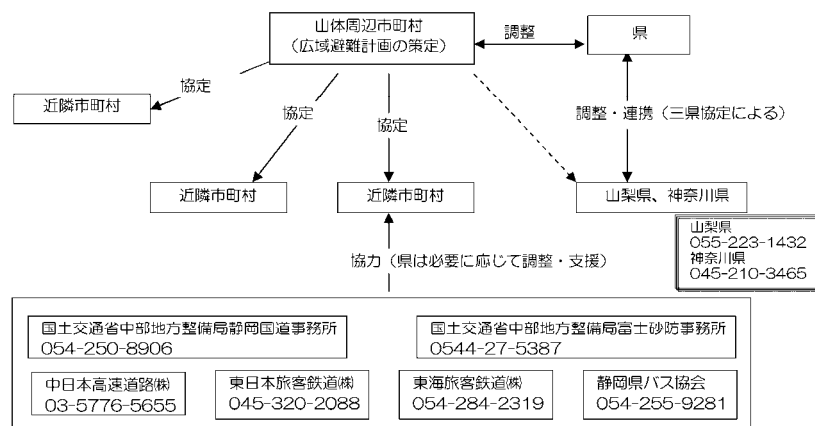
3 避難体制の整備

(1) 避難実施町は、広域避難計画に定める事項を基に、あらかじめ町避難計画を策定する。

(2) 広域避難のための体制整備

ア 町長は、避難者の受入れ等について当該山体周辺市町の長より応援の依頼があったときは、これに応じる。このために必要な事項については、事前に協定を締結しておく。

イ 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所、県、県公安委員会、山体周辺市町、中日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び社団法人静岡県バス協会は、広域避難を実施する際の協力体制を協議し、体制の整備に努める。



※避難計画策定の留意事項

区 分	内 容
避難所	ア 避難行動要支援者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。
避難経路の設定	ア 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けて設定する。
緊急輸送体制の整備	ア 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
道路啓開体制の整備 (道路管理者)	ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市町との調整 イ 道路啓開活動要員の確保 ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※ 融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰等を考慮して選定

第4節 町が定める避難場所、避難所及び避難経路

(1) 避難場所及び避難所

町は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- ・ 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域（本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア）の外とする。
- ・ その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- ・ 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

(2) 避難経路

町は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し地域の実情に応じた避難経路を指定する。

- ・住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。
- ・溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- ・降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- ・交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第5節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

火山災害警戒地域に指定されている市町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町地域防災計画に明記するものとする。

2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

第6節 予防教育及び研修・訓練の実施

1 啓発活動

実施主体	内 容
避難実施町	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情に合った啓発を行う。 ・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、町避難計画等の周知を図る。 ・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方気象台	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。
国土交通省中部地整備局、富士砂防事務所	・火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報誌や出前講座等により、県民に対して啓発する。
教育委員会学校	・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 防災訓練

実施主体	内 容
町、県、 防災関係機関、 自主防災組織等	噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。
町民	町民は、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第3章 災害応急対策計画

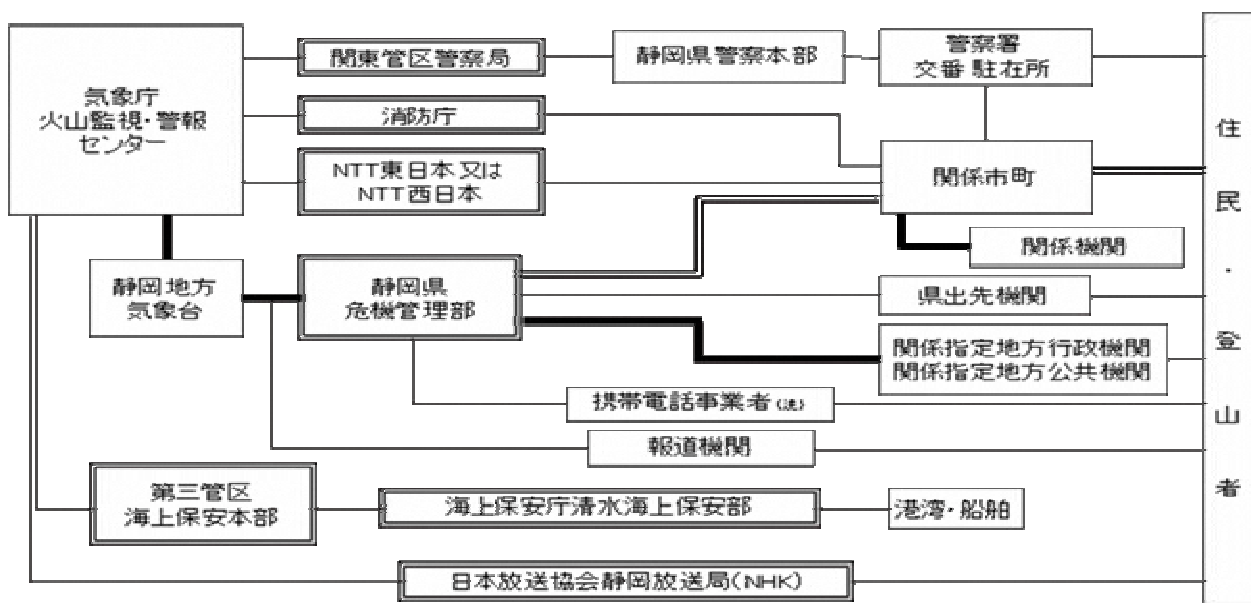
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

(1) 噴火警報の通報

① 町

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、警報の内容、とるべき防災行動等について、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努め、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。また、その内容はく表1>のとおりである。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。



（二重枠）で囲われている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び9条の規定に基づく法廷伝達先。

（太線）は、「噴火警報」、「噴火速報」及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

（二重線）は、

- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等。
- 特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第5条の2による通知もしくは

噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が気象庁から、県及び関係市町に対して随時提供される。県は情報提供の手段等について、事前に気象庁と調整を行う。

（注）緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

＜表１＞

区 分	名 称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル１（活火山であることに留意））」 ・「地震活動の見通しに関する情報」 ・「噴火警報（レベル４（高齢者等避難））」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル５（避難））」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル３（入山規制））」 ・「火口周辺警報（レベル２（火口周辺規制））」が発表される場合がある。

② 道路管理者

噴火警報の通報を受けたときは、警報の内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

(2) 避難に関連する情報伝達

町長は、避難指示並びに避難準備、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報を、直ちに、同時通報用無線、有線放送、広報車等により住民、一時滞在者、関係機関等に伝達するほか、警察官、自主防災組織、報道機関等の協力を得てその旨の周知徹底に努める。なお、情報伝達にあたっては、要配慮者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

(3) 問合せ対応

町及び県は、噴火警報の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問合せに対応するため、窓口を設置する。

※1 山体周辺市町の長（代行した場合は代行者）は避難指示を発令した場合は、次の事項を伝達する。

ア 避難指示の主旨	イ 避難指示が発令された地域名
ウ 避難所の名称及び所在地	エ 避難経路及び誘導方法

※2 山体周辺市町の長は、避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

※3 避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

※4 輸送車両の確保

(1) 山体周辺市町は、噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備））の発表時に避難用車両を確保する。

(2) 県は、山体周辺市町が避難用車両を確保するにあたり、必要に応じて調整・支援を行う。

※5 避難所の開設

(1) 町長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。

(2) 町長は、住民に避難指示・高齢者等避難を発令した場合、避難所を開設する。

(3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

第2節 避難指示等

1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、避難実施町は、避難基本計画及び町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

実施者	内 容
町 長	ア 火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ 避難勧告又は避難指示を発令したときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、同時通報無線、有線放送、広報車等により次の事項を伝達するとともに、警察官、地元自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。 （ア）避難指示の主旨 （イ）避難指示が出された地域名 （ウ）避難所の名称及び所在地 （エ）避難経路及び誘導方法 ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に報告する。

2 一般住民の段階的な避難等

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

町の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

(2) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市町は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする（図1）。

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

（参考 避難基本計画 2.37）

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警戒が必要な範囲」について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広い「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、県及び市町村は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画等の中で予め検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。

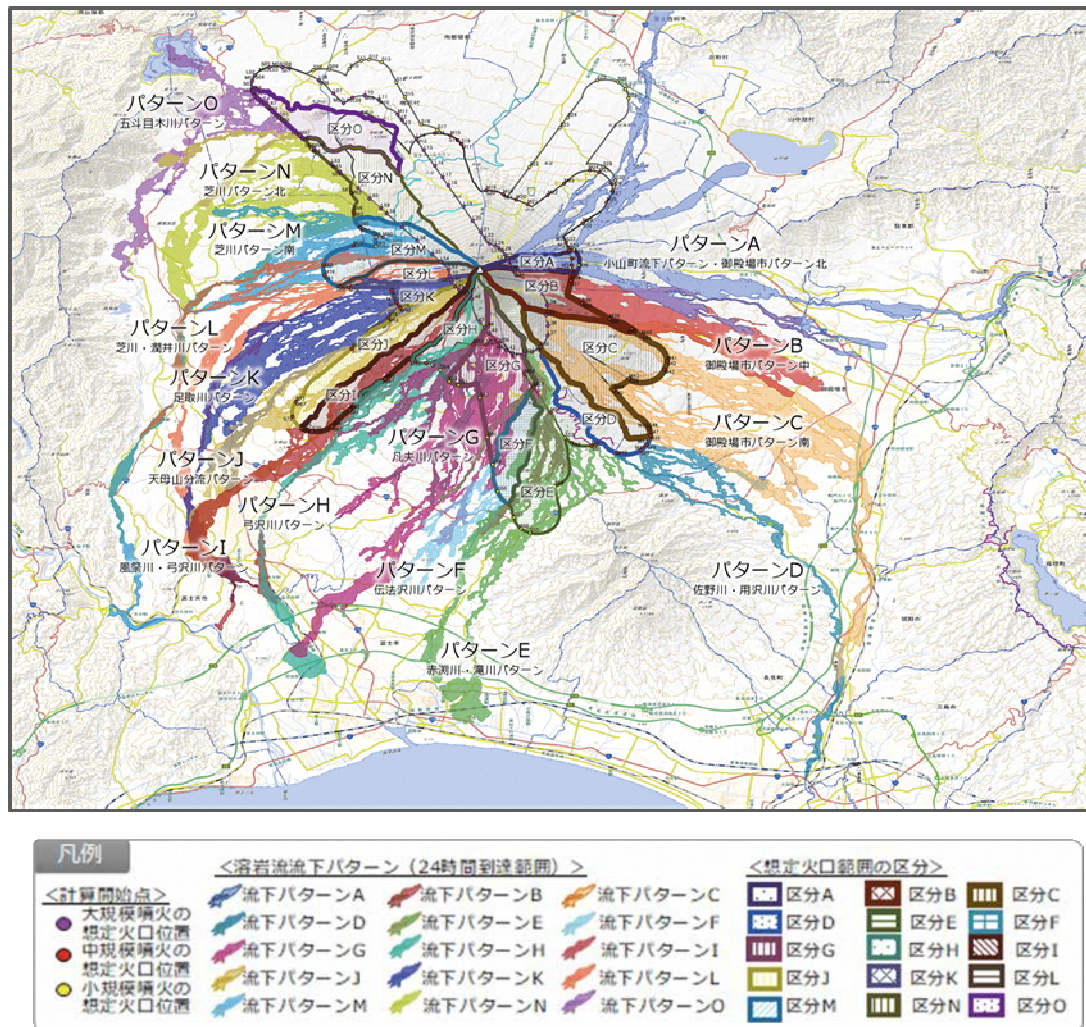


図1 溶岩流の流下パターン※¹及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図※²

※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない。

(4) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により町内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す。

- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難。
- ・それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。

(5)その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

3 噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じた避難対応町長は、次のとおり噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じた避難対応を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流※1						融雪型 火山泥流※1	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
			火砕流、大きな噴石、融雪型 火山泥流（事前の避難が必要な区域）※2										
			火口形成										
			第 1 次 避難対象エリア	第 2 次 避難対象エリア	第 3 次 避難対象エリア	第 4 次 避難対象エリア	第 5 次 避難対象エリア	第 6 次 避難対象エリア	避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4
噴火前	1 （臨時情報）	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 （5合目以上）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	—	—	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	—	—	避難 避難 避難	—	—	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —	避難 避難 避難	—	—	—	—
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※5 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※5 避難 入山規制	— 避難準備※6 —	— 避難準備※6 —	（事前避難） （事前避難） （事前避難）	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

—：避難行動の対象外

—：避難行動の対象外

※降灰前に避難を要する場合

上段：一般住民

中段：避難行動要支援者

下段：観光客・登山者

(2) 噴火状況判明後別の避難

区分	避難対象者 区分	溶岩流							融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		第 1 次 避難対象エリア	第 2 次 避難対象エリア	第 3 次 避難対象エリア	第 4 次 避難対象エリア	第 5 次 避難対象エリア	第 6 次 避難対象エリア		避難対象エリア	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4
現象発生	—	溶岩流の流下の場合							—	火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険がある場合
							※7	※7		※8			
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難準備 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 — — 【必要な範囲】※9	(事前避難 (事前避難 (事前避難	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火山位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。

※6 必要に応じて避難準備。

※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※9 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火山位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

<代行処理>

実施者	内 容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又は町から要請があったときは、住民に対し避難指示をする。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に報告する。
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

4 救出救助

- 避難未実施者等の救助

町長は、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

5 一時帰宅の実施

- (1) 山体周辺市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 山体周辺市町の長は、一時帰宅を行う場合には、県に助言を求めることができる。
- (3) 県は、山体周辺市町の長から一時帰宅を行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。

6 警戒区域の設定

町長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずることができる。町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

避難実施市町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
- 警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圈や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。 - 噴火開始前は、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。 - 噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 - 噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。 - 警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 - 警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。 - 小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。	

実施者	内 容
町長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

	住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。
--	--

※ 町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入り禁止を命ずる。

7 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

(1) 観光客・登山者等への避難支援

火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

観光客・登山者等への避難支援 実施基準

実施時期	対 応
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

(2) 入山規制

町長は噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。

入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

8 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどを着用する。
- (2) 要配慮者（介護者等を含む）は、避難指示後では迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から高齢者等避難が発令された場合は、早期の避難に努める。
- (3) 一時滞在者は、町長から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けがあった場合は、呼び掛けの対象となった避難対象地域からの退去に努める。

9 避難指示の対象区域及び警戒区域の見直し ※第2節-5

- (1) 町長は、新たな火山災害の危険性が発生した地域又は危険性が解消された避難対象地域については、安全性等を確認し、避難指示の対象区域及び警戒区域の見直しを適宜行う。
- (2) 町長は、避難指示の対象区域及び警戒区域の見直しを行う場合は、県に助言を求めることができる。
- (3) 県は、町長から避難指示の対象区域及び警戒区域の見直しを行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。

10 避難行動要支援者の避難

- (1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。
- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5 （噴火前）	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

11 広域避難

(1) 広域避難の調整と実施

溶岩流からの避難は、町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、町内での避難者の受入が困難である場合は、町外への広域避難となる。

県は避難実施市町と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。

県及び受入市町は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、避難実施市町以外にさらなる中継地を設けることも検討する（図2）。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

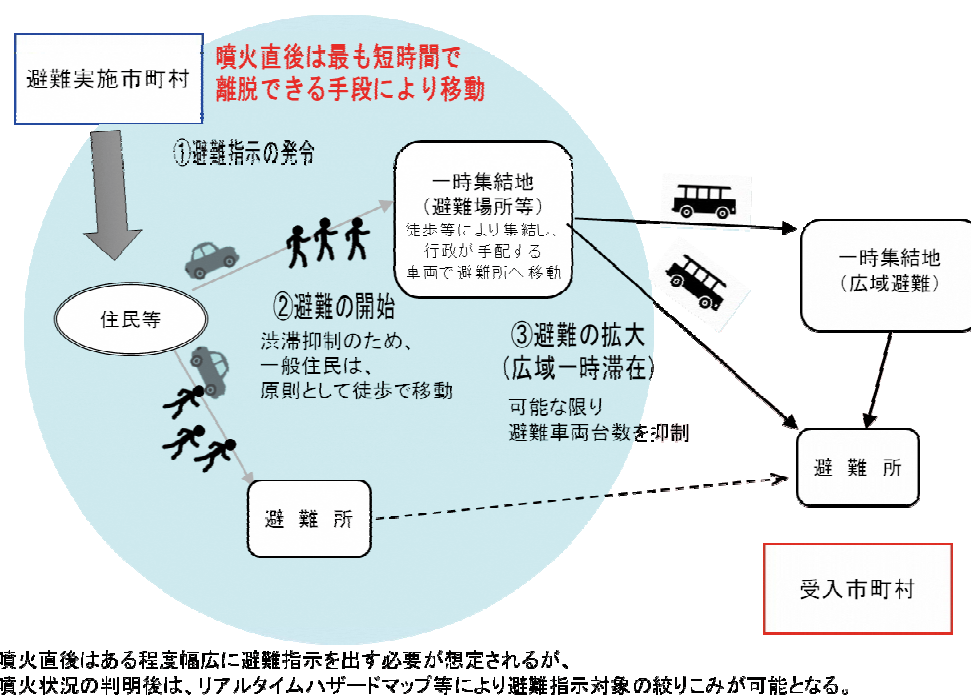


図2 広域避難の実施概念図

(2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図3）。

避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

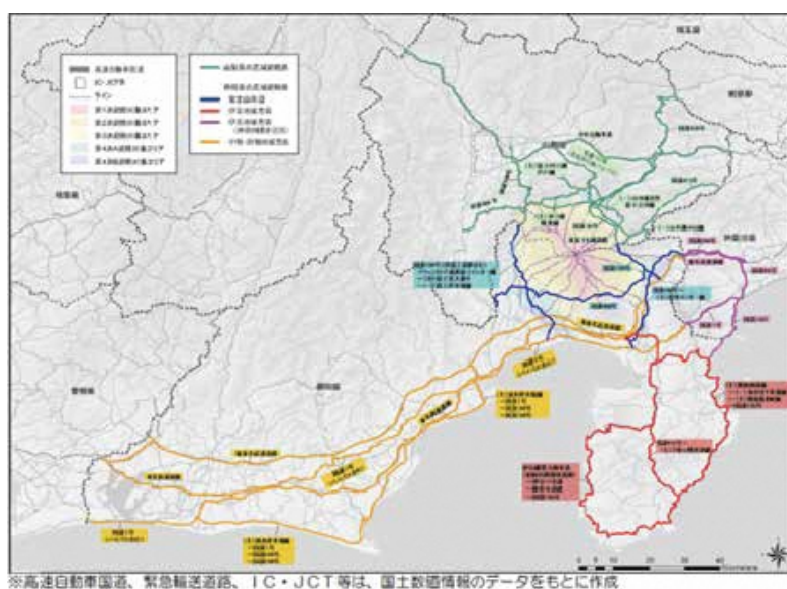


図3 広域避難路

第3節 交通の規制

1 一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（又は協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに町が警戒区域を設定した場合には、市町は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。

警察は、町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市町の道路管理者、中日本高速道路㈱及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 レベル3	第1次 避難対象エリア	・影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） ・帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導
噴火警戒 レベル4	第1次～第2次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒 レベル5	第1次～第3次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B 避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

（2）道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施主体	内 容
県公安委員会 （警察）	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、市町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、

緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（又は協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル 3 以降	— (必要に応じて)	- 影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） - 帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		- 影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） - 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 - 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	- 避難誘導のための交通規制 - 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（又は協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル 3 に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、

会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである

- ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- ・富士山麓電気鉄道（株）：富士急行線
- ・岳南電車（株）：岳南鉄道線
- ・伊豆箱根鉄道(株)：駿豆線、大雄山線
- ・小田急電鉄(株)：小田急小田原線
- ・東日本旅客鉄道（株）：中央本線

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル 3以降	— (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規則
避難指示発令時	避難指示が発令された地域を含む区間	(状況に応じて) 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び路線の状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第4節 避難者の輸送

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルート等を決定して一般住民等に対し周知する。

また、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第5節 広域避難路の除灰等

1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う、流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

（1）基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルールを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

（2）除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスweeper）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

（3）道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・ 降灰状況の把握体制 ・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討 ・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握 ・ 優先除灰路線の設定 ・ 人員、資機材投入パターンの検討 ・ 資機材用の燃料確保 ・ 一時仮置き場の設定 ・ 輸送ルートの設定 ・ 最終処分方法、処分場所の決定

（４）火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第6節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
町	町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第7節 被害の拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、山体周辺市町、降灰後土石流影響想定範囲内市町及び降灰があった市町
 - (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
 - (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
 - (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
 - (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
 - (5) 既存砂防施設の除石
- 2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第8節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内 容
富士山周辺市町及降灰後土石流影響想定範囲内市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

長泉町地域防災計画

大火災対策編

令和 6 年 2 月

長泉町防災会議

<長泉町地域防災計画の構成>

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

I 大火災対策計画

総 則	頁
第 1 章 総則	1
第 1 節 関係機関の業務の大綱	1
第 2 節 過去の顕著な災害	1
第 3 節 予想される災害と地域	2

発 災 前	頁
第 2 章 災害予防計画	4
第 1 節 消防体制の整備	4
第 2 節 火災の予防対策	4
第 3 節 林野火災対策の推進	5
第 4 節 火災気象通報の取扱い	5

発 災 後	頁
第 3 章 災害応急対策計画	6
第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第 2 節 情報伝達系統図	7

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第 4 章 災害復旧計画	8
第 1 節 各機関が実施する対策	8

II 大爆発対策計画

総 則	頁
第 1 章 総則	9
第 1 節 関係機関の業務の大綱	9
第 2 節 過去の顕著な災害	10
第 3 節 予想される災害と地域	10

発 災 前	頁
第 2 章 災害予防計画	11
第 1 節 ガス災害予防計画	11
第 2 節 危険物災害予防計画	13
第 3 節 火薬類災害予防計画	15

発 災 後	頁
第 3 章 災害応急対策計画	16
第 1 節 関係機関の業務の大綱	16
第 2 節 情報伝達系統図	16

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第 4 章 災害復旧計画	17
第 1 節 原因究明と是正措置	17

I 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
町	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防団員の教育 エ 消防団の活性化 オ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第 2 節 過去の顕著な災害

明治 36 年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発生年月日	焼失数	場 所	記 事
明治 36 年 1 月 6 日	453 戸	焼津町 城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速 ENE4.6m/s、最小湿度 66%
大正 2 年 3 月 3 日	1,451 戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速 ENE6.1m/s、最小湿度 46%

大正 15 年 12 月 10 日～11 日	756 戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速SW11.7m/s、最小湿度 50%
昭和 7 年 4 月 21 日～22 日	1,300 戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速WSW2.8m/s、最小湿度 33%
昭和 15 年 1 月 15 日～16 日	1,521 戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速W9.6m/s、最小湿度 22%
昭和 18 年 3 月 13 日～14 日	林 野 1,280ha 40 戸	磐田郡竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速WNW9.8m/s、最小湿度 33%
昭和 18 年 3 月 17 日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市) 人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島でWSW7.7m/s、最小湿度 29%
昭和 21 年 4 月 2 日～3 日	林 野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速SW13.3m/s、最大湿度 50%
昭和 25 年 4 月 13 日	1,416 戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代でENE11.2m/s、最大湿度 54%
昭和 32 年 2 月 28 日	104 戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15 時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速W12.9m/s、最小湿度 19%
昭和 35 年 11 月 17 日	119 戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速NNE4.6m/s、最小湿度 52%

第3節 予想される災害と地域

○風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

○大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

- ・ 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
- ・ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

○林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

○林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

県内の気象条件

	気象条件
伊豆地方	・気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は 16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。 ・風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の 1 月、2 月では 10m/s 以上になる日数は共に 50%ぐらいとなっている。 ・低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。 ・東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。
富士山麓地方	・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約 470m）、白糸（標高約 500m）とも、年平均気温は約 13℃となっているが、富士（標高約 66m）では約 16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。 ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。
県中部地方	・中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約 16℃位である。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはない。 ・風は年を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。 ・冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱い、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では 10m/s 以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では 10m/s 以上となる年間日数（約 121 日）の約 6 割が冬期から早春（12 月～3 月）に集中している。 ・静岡で 10m/s を超えるのは月のうち 0.2 日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。しかし、発達する低気圧や台風により強風が現れ御前崎ではしばしば暴風を記録している。

第2章 災害予防計画

町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	近年の社会経済の発展に伴い、県下をとりまく社会環境は、複雑多様化している。町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。
消防団員の教育	町は、消防団員を消防学校及び消防大学に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するためには、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 ・町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進することとする。
緊急消防援助隊の受援体制	町は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第2節 火災の予防対策

区 分	内 容
防火対策の推進	燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を推進し大火の発生防止に努める。下土狩駅前を準防火地域として指定していく。
予防査察の強化	防火対象物の予防査察を定期的の実施し、火災危険箇所の改善を指導する。
消防用設備の整備指導	火災の早期発見、初期消火のための消防設備の整備を指導する。
防火対象物の火災予防	多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
防火思想の普及	事業所、学校、自主防災会に対し、防火講習会、映画会の実施等により、防火思想の普及を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、（公社）静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、（公社）静岡県林業会議所、（一社）静岡県猟友会、（公社）静岡県観光協会、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林農地整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署（静岡・伊豆・天竜）、静岡県道路公社、中日本高速道路（株）、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社（交通機関）、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、（公財）静岡県舞台芸術センター
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	町は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く町民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容
火災気象通報の基準	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
火災警報の発表	町長は、知事から気象通報を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。 資料 29 消防団ポンプ自動車等現有数

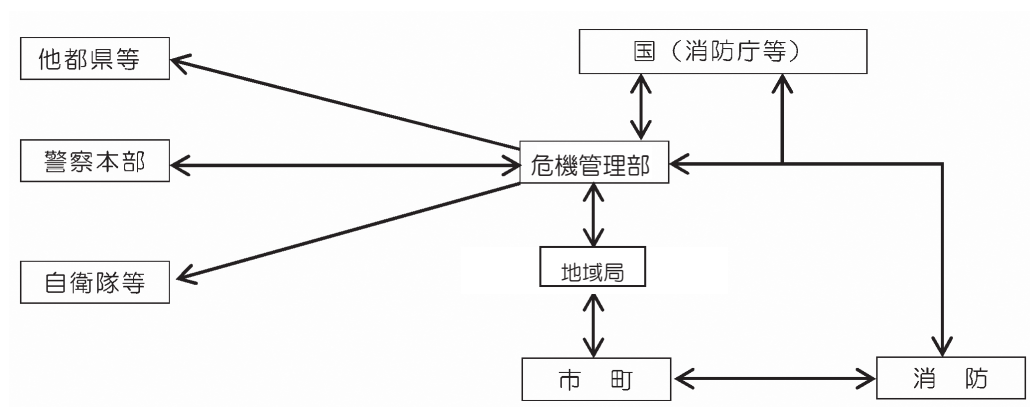
第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
町消防活動体制	町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	- 町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 - その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ 発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合 ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	- 町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 - 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第2節 情報伝達系統図



第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、市町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 過去の顕著な災害

1 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和 55 年 8 月 16 日
発生場所	JR 静岡駅前地下街
事故状況	・ガスによると見られる 2 回の爆発と、これに伴う火災が発生した。 ・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径 100 メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。
被害状況	・通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。
対応措置	この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス検知器の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和 58 年 11 月 22 日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	・施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。 ・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したもの。
被害状況	客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

第3節 予想される災害と地域

○高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

1 ガス保安体制の整備

(1) 都市ガス事業者は、「ガス事業法」の規定により保安規定の写しを消防署に提出する。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 県にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める液化石油ガス販売事業者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区分	内容
ガス遮断装置の設置	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区分	内容
都市ガス	ア 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。 イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。 エ 他工事業者は、他工事をする際にガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに、常に安全意識の高揚に努める。 オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

高圧ガス	ア 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者に自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。 ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。 エ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレット配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。									
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結									
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table><tr><td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr><tr><td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr><tr><td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr><tr><td>LP ガスの自主保安の推進</td><td> 製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガス安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故防止のための一斉点検、注意喚起 </td></tr></table>		緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。	LP ガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガス安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故防止のための一斉点検、注意喚起
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。									
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。									
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に実施し、防災能力の向上を図る。									
LP ガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガス安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故防止のための一斉点検、注意喚起									
LP ガスの保安促進	LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭で広く利用されていることから、県と（一社）静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。									

	ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進						
都市ガスの保安促進	<table border="1"> <tr> <td>自主保安体制の構築</td><td>都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。</td></tr> <tr> <td>マイコンメータ等の整備</td><td>都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。</td></tr> <tr> <td>広報、巡視点検</td><td> ・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害発生を防止する。 </td></tr> </table>	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。	広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害発生を防止する。
自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。						
マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。						
広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害発生を防止する。						
高圧ガス運搬車両の保安指導	高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。						
防災訓練	県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。						
ライフライン防災連絡会による連携強化	県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。						

第2節 危険物災害予防計画

町内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策について円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 施設の現況

危険物製造所等については、下記による。

資料 82 危険物施設の概要

2 予防査察

区 分	内 容
監督機関及び関係機関	• それぞれの製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査、立入検査等を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。 • 危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。 • 危険物規制行政については、富士山南東消防本部において実施する。 • 自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。

3 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育を、また防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等の発行や講習会等を開催し保安意識の高揚を図る。

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 - ア 予防規程、地震防災計画等の策定 - イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 - ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 - エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 - オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全週間	• 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 • 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議を設け、保安活動を実施する。

	ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	・県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 ・県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第3章 災害応急対策計画

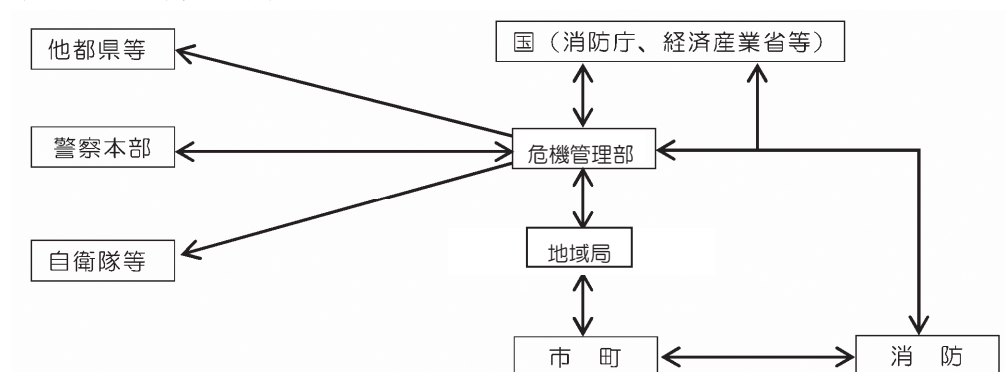
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
町・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 町の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	- 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 - 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 - 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	- 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 - 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	- 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 - ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 - 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 - 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 - 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 - 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	- 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 - 県は県民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

長泉町地域防災計画

大規模事故対策編

令和 6 年 2 月

長泉町防災会議

長泉町地域防災計画

共通対策編

地震対策編

風水害対策編

火山災害対策編

大火災対策編

大規模事故対策編

資料編

目 次

I 道路事故対策計画及びII 鉄道事故対策計画、III 航空機事故対策計画	1
---------------------------------------	---

I 道路事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	2

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	2

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	2

II 鉄道事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	3

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	3

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	3

III 航空機事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	4

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	4

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	4

Ⅰ 道路事故対策計画及びⅡ 鉄道事故対策計画、Ⅲ 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、長泉町及び防災機関が行うべき長泉町の地域に係る「大規模事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大規模事故対策編」は、「Ⅰ 道路事故対策計画」、「Ⅱ 鉄道事故対策計画」、「Ⅲ 航空機事故対策計画」から構成する。

I 道路事故対策計画

第1章 総 則

長泉町内の県道、国道及び高速道路（東名、新東名）等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、長泉町及び静岡県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第2章 災害予防計画

- 各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
- また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。
- 警察、消防、医療機関、市町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第4章 災害復旧計画

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第 1 章 総 則

長泉町の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、長泉町及び静岡県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 2 章 災害予防計画

○各鉄道事業者は、情報連絡体制の整備、消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄、防災訓練への参加、関係機関との相互連携体制の整備など、防災体制を整備する。

○また、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努めるとともに、一般公衆に対する啓発を行う。

第 3 章 災害応急対策計画

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。）

Ⅲ 航空機事故対策計画

第 1 章 総 則

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、長泉町及び静岡県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 2 章 災害予防計画

長泉町及び静岡県、防災関係機関は、平常時から次の対策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

- ・情報連絡体制の整備、
- ・消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- ・防災訓練への参加
- ・関係機関との相互連携体制の整備

第 3 章 災害応急対策計画

航空機事故が発生した場合、直ちに初動体制を確立して、情報の収集・伝達および応急対策を行い、被害の軽減を図る。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。）